

商工委員會會議錄 第二十二号

平成十一年七月二十八日(水曜日)

午前九時一分開議

出席委員

委員長 古賀 正浩君

理事 伊藤 達也君

理事 小野 晋也君

理事 大島 章宏君

理事 山口 善徳君

理事 遠沢 一郎君

理事 武彦君

理事 奥田 幹生君

理事 木村 隆秀君

理事 小島 敏男君

理事 新藤 義孝君

理事 武部 勤君

理事 松田 仁君

理事 牧野 隆守君

理事 茂木 敏充君

理事 山本 幸三君

理事 渡辺 喜美君

理事 上田 清司君

理事 川内 博史君

理事 島津 尚純君

理事 中山 義浩君

理事 藤村 修君

理事 白保 台一君

理事 福留 泰蔵君

理事 小池百合子君

理事 金子 満広君

理事 春名 真章君

理事 前島 秀行君

出席國務大臣

通商産業大臣 与謝野 馨君

労働大臣 甘利 明君

出席政府委員

公正取引委員会
事務局長 山田 昭雄君

金融再生委員会
事務局長 森 昭治君

大蔵大臣官房審
議官 福田 進君

大蔵省金融企画
局長 福田 誠君

通商産業大臣官
房審議官 林 洋和君

通商産業省貿易
局長 佐野 忠克君

通商産業省基礎
政策局長 江崎 格君

通商産業省機械
情報産業局長 河野 博文君

通商産業省機械
情報産業局長 廣瀬 勝貞君

資源エネルギー
庁長官 稲川 泰弘君

中小企業庁長官 鍋田 勝彦君

中小企業庁次長 殿岡 茂樹君

労働省労働局長 澤田陽太郎君

労働省労働基準
局長 野寺 康幸君

労働省職業安定
局長 渡邊 信君

委員外の出席者

議員 上田 清司君

議員 松沢 成文君

議員 島 聡君

議員 島津 尚純君

参事 今井 敬君

参事 長

参事 長

参事 長

参事 長

参事 長

参事 長

参事 長

参事 長

参事 長

参事 長

参事 長

参事 長

参事 佐伯 昭雄君

参事 野口 敏也君

参事 濱田 康行君

参事 高橋 進君

参事 酒井 喜隆君

参事 小野寺五典君

参事 逢沢 一郎君

参事 小島 敏男君

参事 佐田 仁君

参事 吉川 貴盛君

参事 上田 清司君

参事 日野 市朗君

参事 藤村 修君

参事 白保 台一君

参事 春名 真章君

参事 中島 武敏君

参事 古屋 圭司君

参事 島 聡君

参事 中島 武敏君

参事 中島 武敏君

参事 中島 武敏君

参事 中島 武敏君

参事 中島 武敏君

参事 中島 武敏君

参事 中島 武敏君

参事 中島 武敏君

参事 中島 武敏君

参事 中島 武敏君

参事 中島 武敏君

参事 中島 武敏君

参事 中島 武敏君

参事 中島 武敏君

参事 中島 武敏君

参事 奥田 幹生君

参事 古屋 圭司君

参事 岡部 英男君

参事 中尾 栄一君

参事 奥谷 通君

参事 林 義郎君

参事 山口 泰明君

参事 山本 直一君

参事 竹本 幸三君

参事 中山 義浩君

参事 渡辺 喜美君

参事 上田 清司君

参事 日野 市朗君

参事 藤村 修君

参事 白保 台一君

参事 春名 真章君

参事 中島 武敏君

参事 古屋 圭司君

参事 島 聡君

参事 中島 武敏君

参事 中島 武敏君

参事 中島 武敏君

参事 中島 武敏君

参事 中島 武敏君

参事 中島 武敏君

参事 中島 武敏君

参事 中島 武敏君

参事 中島 武敏君

参事 中島 武敏君

参事 中島 武敏君

参事 中島 武敏君

参事 中島 武敏君

参事 中島 武敏君

法第三〇号

○古賀委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、産業活力再生特別措置法案及び中野寛成君外四名提出、起業家支援のための新事業創出促進法等の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

本日は、参考人として、社団法人経済団体連合会会長今井敬君、全国中小企業団体中央会常任理事・宮城県中小企業団体中央会会長佐伯昭雄君、日本労働組合総連合会副事務局長野口敏也君、北海道大学経済学部教授濱田康行君、株式会社日本総合研究所調査部長高橋進君、以上五名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。参考人各位におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を述べたいと存じます。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、参考人各位からお一人二十分以内で御意見を述べいただき、その後、委員からの質疑にお答え願いたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、御発言の際は、その都度委員長の許可を得て御発言くださるようお願いいたします。また、参考人から委員に対して質疑することはできないことになっておりますので、御了承願います。

それでは、まず今井参考人をお願いいたします。○今井参考人 経済団体連合会会長の今井でございます。

私からは、政府提案の産業活力再生特別措置法案に賛成の立場から意見を申し上げます。

私は、昨年五月に経団連会長に就任いたしました。この一年余りを振り返ってみますと、まさに最悪の経済情勢から脱却しつつある過程であると

思います。

昨年来、まず、金融システム安定化にめどがつけられまして、さらに、追加的な財政出動及び所得税、法人税の大幅な減税を中心とする切れ目のない総需要喚起策の実施によりまして、ようやく景気は底を打ち、一―三月のGDPが高い数字を示すなど、久々に明るい兆しがあらわれております。

景気回復を本格的なものとし、我が国経済を安定的な成長軌道に戻すためにも、一連の経済対策の効果があらわれつつある間に、民間の主体的な努力によって経済構造の改革を進めていかなければならないと思います。

問題は、大きな需給ギャップの存在のもとで、民間設備投資の回復がおくれていることとございます。需要面からは打つべき手はほぼ打たれた状態でございますので、今必要なのは、供給面からの施策を行うこととございます。そこで今、サプライサイドの改革、すなわち産業競争力の強化が不可欠となっているのでございます。

振り返りますと、現在の米国経済の状況は、一九八五年一月に、レーガン大統領のもとでいわゆるヤング・レポートが公表されて、これをベースにさまざまな施策が官民挙げて取り組まれたことにより経済を回復させていったことにあるわけでございます。

一方、日本の場合は、同じ一九八五年九月のブラザ合意以降、急激に円高が進みまして、八五年当時は一ドル二百五十円前後でございましたが、一年後には百五、六十円程度になりました。さらに十年後の一九九五年には八十円を切るというような状態まで一時ございました。現在は百二十円前後で推移いたしておりますが、八五年当時に比べますと、少なくとも二倍以上円の価値が高まったことになるわけでございます。この円高によりまして、輸出企業の円による収入は半分になる一方、外国と競争する日本の企業は、同じ資金であつても、円高によるドルベースのコスト高によりまして国際競争力が落ちてまいっているわけでござ

います。日本企業にとつては大変厳しい状況が続いております。

こうした中で、貿易産業を中心いたしました多くの産業で血の出るような合理化努力を行ってまいりましたが、日本の高コスト構造のもと、まだ競争力を回復するには至っておりません。国際競争力をいかに回復するかが大きな課題となっているわけでございます。

本年三月に発足いたしました産業競争力会議は、供給面の改革に向けて、過剰設備の処理の問題や、より重要な雇用の問題をどうすべきか、二十一世紀をリードするリーディングインダストリーをいかに育成するか、また、新しい産業、新しい事業をどうつくっていくか、さらにはグローバルコンベンションの中で経営をどう改革するか、こうした問題を議論していくものでございます。

この会議の最初の成果が、去る六月十一日に政府が取りまとめた緊急雇用対策及び産業競争力強化対策でございます。このうち、産業競争力強化対策の中から、特に対応を急ぐべき政策課題といたしまして、第一に事業再構築の円滑化、第二に創業及び中小企業者による新事業開拓の支援、第三に研究活動の活性化といった三つの課題を取り上げまして、総理の御決断によって緊急具体的施策として取りまとめられたものが、今回の産業活力再生特別措置法案であると認識しているわけでございます。

もちろん、こうした改革は、企業がみずから主体的に取り組んでいかなければなりません。政府の役割は、そのための環境整備でございます。すなわち、まず、企業がその事業の再構築を進めていく上で障害や制約となっている法制や税制を速やかに改正すること、また、創業者や中小企業への金融上の支援を行うこと、さらには、将来の我が国産業がよって立つべき科学技術の開発に官民の力を結集させることとでございます。この法案は、まさにそのための緊急かつ不可欠な対策を実施すべく、経済界の強い要望を踏まえて立案されたものであ

のであると評価いたしております。

しかしながら一方において、残念ながら、この法案が企業の事業再構築を円滑に進めるための支援を含んでいることから、企業リストラ、イコール、雇用削減を推進するものであるかのような誤解があることとございます。

事業の再構築は、ますます熾烈化する国際競争の中で、我が国産業が生き残り、将来へ向けての発展基盤を固めるための一連の取り組みでございます。このことは、とりもなおさず、先々にわたる雇用機会を維持、創出する基礎づくりでもあるわけでございます。このような事業再構築を進めるに当たって、雇用の創出、安定に企業が最大の責任を果たすべきことは当然でございます。まして、個々の企業が現在の雇用を維持しながら事業再構築を進めていくことが望まれるわけでございます。

しかしながら他方、個々の企業としては、企業の体力が十分でなかったり、あるいはその事業分野の需要動向などから見て、どうしても当該企業の中では活用し切れない人員の問題が出てくる場合が予想されますので、社会全体としても雇用機会の創出を図ることが必要でございます。

この意味におきまして、当商工委員会におかれまして、ベンチャー企業を含む中小企業や個人創業者による新事業創出を支援するための累次の法律を制定し、さらに、この法案においても、創業及び中小企業者による新事業開拓の支援を二番目の柱としておられますことは、極めて意義深いものであると考えております。また、産業構造の変化に対応した労働移動の円滑化と求職者の再教育訓練の拡充を柱とする緊急雇用対策が先般来着実に実施されつつあることも、大変意義のあることと評価いたしております。

また、雇用の安定への配慮につきまして、この法案の具体的な規定ぶりを拝見いたしますと、事業再構築計画の認定基準の一つとして、第三条六項六号に「当該事業再構築計画に従業員の地位を不当に害するものでないこと。」が明記されてお

ます。しかも、第十八条にありますように、実際に事業再構築計画をつくって遂行するに当たっては、労働組合との十分な話し合いと協力がその前提となるとの趣旨が規定されております。私どもといたしましては、これらの趣旨を十分尊重して対応していくべきだと考えております。

続きまして、産業活力再生特別措置法案の各項目につきまして、経済界の評価を申し上げます。

まず、一番目の柱であります事業再構築の円滑化にかかわる施策でございます。この中身は、主として商法と税制の特例にかかわる問題でございます。

グローバルコンペティションの中で事業環境の変化に柔軟かつ迅速に対応していかなければ、企業はその存続さえ危うくなってしまうと思います。つまり、過剰設備の処理などのハード面の調整だけではなくて、マネジメントそのものの改革を行わなければならないのでございます。アメリカでは、分社化、会社分割、特定事業分野の外部への切り出しなど、こういうことによる企業組織の柔軟な変更が行われております。GEがその最もいい例でございます。我々もこういうことをやらなければ競争に負けてしまうのでございまして、企業組織の柔軟な改革が可能となるよう、法制面での対応が不可欠でございます。

また、税制の対応も大切でございます。例えば分社化や合併、持ち株会社をつくるなど、会社組織の変更にかかわる税負担は最小限にすべきでございます。経済界としては、これらは時限的な特例措置ではなくて、本来、税制の国際的なイコールフットリングの課題として必要なものと考えておるわけでございます。今回の産業活力再生特別法案の関連税制といたしまして、早期に実現できることは重要であると考えますが、今回の措置を、いずれ欧米と同じく恒久的な税制改正の問題としてもぜひ取り上げてもらいたいと考えております。

なお、今回の法案には含まれておりませんが、本格的なグループ経営の時代を迎えて、連結納税

制度の早期導入は極めて重要でございます。自民党の税調で、二〇〇一年をめどに導入を目指すというところになっておりますが、今から準備しておかなければならないと思います。

次に、今回、事業再構築の円滑化への支援措置といたしまして用意されているものは、すべて事業再構築計画が主務大臣によって認定されることを前提といたしております。また、受け皿となる企業につきましても、活用事業計画が主務大臣によって認定されることを前提といたしております。こうした点で、今回の法案につきまして、事業革新法や円滑化法など従来の特別法との類似性を指摘する意見がございしますが、私はそれらとは大きく異なっていると思います。

例えば、今回は業種指定ではございませんで、広範な業界、企業が対象となっております。また、事業再構築計画は、あくまでも企業が自主的につくるものであることが書き込まれております。経済界としては、この主務大臣による認定が、役所の恣意的な裁量の余地を排して、透明、公正な基準のもとで迅速に行われるものとなることを期待いたしております。

また、二番目の柱である創業及び中小企業者による新事業開拓の支援、三番目の柱である研究活動の活性化等につきましても、今までの産業競争力会議の議論の中で、中小企業あるいは第三次産業を代表される方々を含めまして、経済界代表の各委員から具体的に提言してまいりましたものを、早速施策に反映していただいたものと評価しているものでございます。この点からも、この産業活力再生特別措置法案が、我が国産業の競争力強化、活力再生のために経済界が今最も必要と考えておりますものを幅広く取り入れたものであると高く評価いたしております。

いずれの項目も経済界として賛成するところでございます。ぜひとも本法案の早期成立をお願い申し上げます。

御清聴ありがとうございます。（拍手）
○古賀委員長 どうもありがとうございました。

次に、佐伯参考人をお願いいたします。

○佐伯参考人 宮城県中小企業団体中央会の会長で、全国中小企業団体中央会の常任理事の佐伯でございます。私自身は、昭和四十三年、現在の東北電子産業株式会社を創業しまして、各種の電子応用の計測器あるいは分析器の製造と販売を行っております。研究開発型の中小企業でございます。

本日は、産業活力再生特別措置法案及び起業家支援のための新事業創出促進法等の一部改正法案の衆議院商工委員会における審議に關しまして、中小企業の立場から、また今までの経験を加味しまして、一言意見を述べさせていただきます。かように思っております。

まず、現下の経済情勢というのは、皆さんも御存じのとおり、長期化する不況のもとで我々中小企業は非常に厳しい状態に置かれております。このような景気の状態を打破するために、我々中小企業は一生懸命、汗を出し知恵を出しながら頑張っているわけでございますけれども、政府の適切な経済運営のもとで、一日も早く、二十一世紀に向かつて新しい発展の基盤をつくる必要があるかというふうに思っております。

しかしながら、バブル崩壊後、この長期低迷といたのが単なる景気循環じゃなくて、金融システムの不安や少子化の問題、またもう一つ大きなのは国際的な大競争時代、これは中小企業にまですぐく及んでおります。そういうふうな時代の到来と国民の価値観の多様化ということの中で、なかなか将来に対する展望が持てないということ、若干弱気あるいは慎重になり過ぎていくこと、いのかというふうな感じもいたしております。確かに、最近ここ二、三ヶ月、景気は公共事業の堅調さに支えられて若干下げどまりになっていくんじゃないかという感じは持っております。しかし、民間の設備投資あるいは個人消費というのが、本当の景気を振興するといえますか、不況を脱却するにはまだまだちょっと足りないのかなというふうな感じを持っております。

このような状況のもとで、この不況を脱するた

めに内需振興策としていろいろ手は打たれておりますけれども、それと同時に、いろいろな意味の供給面における改善も必要だろうというふうに思っております。

まず、慎重になっている事業家あるいは国民のマインドを、新しい創業とか前向きな事業の革新ということにチャレンジする方向に転換していく必要がある。そういうための支援策とか環境整備を図る必要があるんじゃないか。それからもう一つは、長引くバブル不況の中で、やはり企業の経営としては、大企業、中小企業を問わず、事業の再編とか再構築、これは避けて通れない一つの道であろうというふうにも思っておりますけれども、制度面からこういうことに取り組みやすくする必要があります。

以上のような緊急な課題があるわけでございすけれども、このような認識のもとで、この産業活力再生特別措置法案、基本的には、我が国の経済の再生に大効果的なものになるんじゃないかと、評価をしたいというふうに考えております。

産業活力再生特別措置法案の内容というのは、皆さんも御存じかもしれませんが、大別すると三つになると思っております。事業の再構築の円滑化、これが第一番に書いてある。その次に、創業及び中小企業者による新事業開拓の支援。それから第三番目は、研究活動の活性化に対する支援というふうなことだろう。この三つの柱で構成されているというふうに私は理解しておりますけれども、中小企業者という立場から考えまして、現在の閉塞状況を打開する、あるいは経済のフロントティアを開くというふうなことから、特に二番と三番、創業及び中小企業者による新事業の開拓支援と研究活動の活性化、こういうふうなことに、ぜひ主として意見を述べさせていただきたいというふうに思っております。

私の創業時代の経験からかんがみますと、技術力はあるけれども、結局必要なのは市場の開拓でございます。メーカーが物をつくっても売れなければどうしようもないので、やはり市場開拓と

は、雇用安定等に配慮しつつ施策を講ずるというように、「配慮」という大変あいまいな用語が使われております。また、法案の第十八条では、「その雇用する労働者の理解と協力を得るとともに、当該労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と、単に努力義務を定めているにすぎません。いわゆる企業のリストラ策について政府が支援をするわけでございますが、失業発生を安易に促すということにつながってまいります。このことは、雇用について緊急対策を決定いたしました政府の方針にも反するものではないかというふうに考えます。

第二の問題点は、この産業活力再生法案が不況をさらに悪化させるおそれがあるのではないかと、いうことでございます。

ただいま申し上げたとおりであります。片一方では新たな事業拡大というものを想定しておりますが、一方では事業の縮小あるいは設備廃棄等をこの法案は予定しているわけであります。しかし、事業の認定に当たりましては、事業拡大が大であるということについては特に定めがございません。そして、事業あるいは資産の縮小、これが中心になった事業についても当然認定をするよう考えられていくわけであります。この結果、雇用の縮小を招き、地域経済の再生の条件を奪う、こういうような事態が発生することが十分に予想されるかと考えています。

この法案によつてさらに失業の増大が招かれ、そして国民の雇用不安が大きくなり、ひいては景気回復をおくらせるという事態につながることを大変危惧しております。

第三の問題点は、事業再構築計画の認定基準が抽象的であるということでございます。

例えば生産性目標については、「生産性を相当程度向上させることが明確であること」相当程度というような言葉がございいます。あるいは「内外の市場の状況に照らして」「事業分野における生産性の向上を妨げるものでないこと」いずれ

も抽象的な言葉で、行政当局の判断にゆだねております。とりわけ、雇用安定にかかわる認定基準につきましても、「計画が従業員の地位を不当に害するものでないこと」というように示されておりますが、従業員の地位を不当に害するとは一体何であるか、大変議論のあるところでございいます。これらについては、可能な限り明確な基準を設定すべきであるというふうに考えます。

第四の点は、設備廃棄あるいは債務の株式化等について政府が支援するというところでございいますが、経営者の経営責任を軽くするいわゆるモラルハザードを生み出すおそれがあるというふうに考えます。

今回の設備過剰は、バブル期あるいはバブルが崩壊した後の九六、七年ごろにもございましたが、投機的な投資によつて生じたものでございまして、既に経営者自身の努力によつてこれらを解消している企業はたくさんございますが、これから中身を十分詰めていただいて、モラルハザードが生ずることのないよう十分な御配慮をお願いしたいというふうに考えます。

以上のような大きな問題点があると考えますけれども、これから国会の審議におきまして、これらについて十分必要な修正をお願い申し上げます。

特に雇用の安定については、次のような修正が必要と考えます。

第一条の「目的」におきます「雇用の安定等に配慮しつつ」という表現は、「雇用の安定を確保しつつ」というように明確に修文をしていただきたいというふうに考えます。また、計画の認定要件につきましても、雇用や労働条件に影響を与える場合には、労働組合、また労働組合がない場合には従業員の過半数を代表する者との協議を必ず行うこと、そしてその内容について合意を取りつけること、これを前提とすべきであると考えます。いやしくも、政府の施策によりまして、それも多大な支援を行うことにより企業のリストラを促進するわけでございます。これにより雇用が失われ

たり、あるいは労働条件が悪化することを避けるため、労働者代表との協議、さらに合意を必要とさせることが大前提であると考えます。先ほどの今井経団連会長もこの重要性を指摘されたというふうに受けとめております。

それから、もう一つ新たな問題提起をさせていただきたいと思いますが、今回の産業再生法案にかかわらず、現在、法制審議会では新型再建手続法の取りまとめに入っております。企業の資産、負債を複数会社に分割する商法の改正も現在進められております。これらの法案は、企業の分社化、分割、合併あるいは営業資産の譲渡等、企業組織の変更を促すものでございます。

これらの企業組織の変更は、一般的には企業の経営者の一方的な意思によつて行われておりますが、大変多くの労働関係の雇用上の紛争を生じております。このような問題につきましましては、労働者、労働組合の権利を最大限尊重することが必要であるというふうに考えます。そういう意味で、企業組織の変更にあたっては、従前の雇用契約、さらに労働条件、そしてまた労働者代表の地位を包括的に新しい組織に移転させる、そのような法律が必要であるというふうに考えます。この点について、国会での御配慮をぜひお願いしたいというふうに考えます。

最後に、民主党提出の改正案について意見を述べさせていただきます。

この法案は、とりわけ女性による創業についてのポジティブアクションを提案いたしております。また、中小企業者によります技術成果の活用と、さらに創業者のいわゆるエンゼルの強化をうたっております。また、国立大学の教員等について、その研究成果の活用を目的に、民間事業への兼職を提案しているものでございます。いずれも、新たに雇用を起す、産業を起す上で大変重要な施策であるというふうに考えまして、基本的に賛成をいたします。

以上、労働組合、働く者の立場から意見を申し上げさせていただきます。御清聴どうもありがとうございます。

とうございました。(拍手)

○古賀委員長 どうもありがとうございます。

次に、濱田参考人をお願いいたします。

○濱田参考人 北海道大学の濱田でございます。今回、経済再生を目指して二つの法案が提出されたわけでございますけれども、私は、こういう法案が提出されるという状況をまず歓迎したいと思います。

私は、きょう資料を用意してまいりました。それを皆様に御説明しながら、ちよつと大枠の話と、いうのをしてみたいと思っております。

お手元に四枚つづりの資料がございいます。それの一番最後の絵をまず見ていただきたいと思います。

この絵で私が申し上げたいことは、今回の経済再生という話は不況からの脱出ということなんだと思ひますけれども、そのためには私たちは結構狭いところを通つていかなければいけない、そんなに選択肢は多くないのだということを示したかった、そのためにかけた図でございます。

これは、縦にGDPがかかれておりまして、横に大きな時間軸を組んであるのですが、資本主義の線を青い線で、社会主義の線を赤い線でかいてございます。

どちらの体制も成功したケースと失敗したケースというふうにして線が二本に分かれるのですが、一番最後のところを見ていただきたいたのですが、社会主義は、既存の社会主義国ですけれども、御承知のような状態になりました。かといって、資本主義、自由経済がうまくいったかというところ、日本はつまずきに象徴されるように、これも青い線が途中で、ソ連崩壊、バブル崩壊というところで屈折しております。

その中を、例えば日本はオレンジのライン、アメリカは茶色のラインというふうにして動いた。これは私の勝手な作図でありますけれども、さらにその上に、環境制約線といつて、人間がこれ以上生産活動を好き勝手にやったら地球が壊れるという環境制約線が上からのしかかつてきている。

ですから、この上にはもう出られないということになりますと、せいぜいのところ、その最後のところ、 x とか y とかと書いてありますけれども、その間を抜けていかなければいけない。

資本主義の③というラインもあるのですけれども、このあたりは貧困ラインでありまして、こういうラインに落ち込んではいけません。かなり上の方で、しかも狭いところを抜けていかなければいけない、こういう認識なのだろうと思います。

そこで今回のような法案が出てくるのだらうというふうには私は思っておりますけれども、本法案の第二章、いわゆる設備過剰問題、それに対する事業再構築問題、もちろんこういうことがこの狭い道を抜けていく一つの手段になるでしょうけれども、それだけでは多分抜けられないだろうというところで、第三章以下が本法案に盛り込まれたのだらうというふうには思っております。第三章のいわゆるベンチャー企業支援、それから第四章の大学の科学技術の活用、こういうことが相まってその狭いところを抜けていくのだ、こういう構成になった。これは、私は、法案の構成として大いに評価されるべき点だろうというふうに思っております。

そこで、第三章のベンチャー企業支援ということに焦点が移るわけですが、これについては、その今ごらんいただいている図の一枚前、三つの円が書いてございますけれども、それをごらんください。

この円で私が申し上げたいのは、既に今まで、ベンチャー企業支援、創業支援というのは非常に法律がいろいろございます。私もここに出てくるに当たってインターネットで拾った部分もあるのですけれども、かなりの冊子になるぐらい法律がで上がっております。これから新たにベンチャー支援の法案をつくるということになりますと、効率性、いかにやったらそのベンチャー支援策が効率的であるかということを考えるを得ない。そのためにつくった絵がこれでございます。

すけれども、実は三つの要素に分かれております。新技術とか新事業を支援するという左の丸であります。これは既存企業が進出したって一向に構わない部分であります。それから、右側の方の創業というの、これは企業が新しくできる、そういう部分であります。そういうところを支援する。さらに、地方、地域に行けば地域支援、地域振興ということが非常に大きな課題になって、それがベンチャー支援の絡みで展開するというのが地方の実情であります。こういう三つの円が、それぞれ中心点を異なっている。

私が申し上げたいのは、効率性ということを考えるなら、この三つの円が重なったところから展開する方がよろしいだろう。これは、財政的に潤沢で何でもできるということであれば話は別なんだろうけれども、そういう焦点を決めていかなければならないのではないかと私の論点でございます。

それから、最後の図表、もう一枚もとに戻っていただきますと、今度は白黒の、中小企業政策のトレンドというものがござります。この表で申し上げたいのは、ベンチャー支援、ベンチャー企業支援をやることにはもちろん賛成なんですけれども、それは戦後の中小企業政策の中に位置づけられているものだとすることを忘れてはいけないうではないか。やはり日本の産業の基礎は、その数からいっても圧倒的に中小企業であります。その活性化なくして日本経済の再生ということはないという認識であります。

この表が意味するところは、日本の中小企業政策というの、第一次大戦ごろから既にあったのですよ、七一年ごろにベンチャー企業という言葉が生まれてその支援策がはちばち出てきました、九〇年代のちよっと手前から創業支援運動というのが出てきました。恐らく今回の法案の第三章というの、この九〇年代のさまざまな法律の総決算という位置を占めるのであろうというふうに思っております。

たけれども、あと残された時間で、法案の中身についてお話ししたいと思います。

今まで各委員がおっしゃったように、法案は三つの柱から成っております。第二章はいわゆる事業再構築の問題、第三章はベンチャー支援、第四章は大学の科学技術の利用でございます。それぞれ別の内容といたしますが、ちよっと性格の違うものが産業再生という思想で統一されている。

こういうところで例え話をするのはなんですけれども、ちよっと前にだんご三兄弟という歌がはやったのですが、言ってみれば、ちよっと色合いの違う、大きさの違うだんごを産業再生というふうに刺して統一したということだろうというふうには思っております。この私のイメージが正しいかどうかはわかりませんが、正しいとすれば、次のようなことが焦点になるだろう。

経済効果。第二章、第三章、第四章のそれぞれの経済効果ということで申し上げますと、最初の第二章、事業再構築のところは非常に大きくなっております。長男だんごが一番大きい。次男だんごは、実は幾つか目新しい部分はあるのですけれども、今までの法律に書かれていたことの総括が中心になっていて、それほど新しいものは入っていない。三つ目の部分につきましては、質的には非常に新しい部分があるのですけれども、経済効果的にはさほど大きくない。そこで、ちよっと異質のものが三つ突き刺さっていることが、整合的にでき上がっているのかどうかということが法案の審議としては焦点になるのではないかとこのように思っております。

以下、細かい点について申し上げます。よく新聞等々で、主務大臣の認定に関して、行政の裁量が問題になるといふふうに書かれていますが、私も、私は、行政というものはそれなりの責任があつて、一定の判断があつてもよいのではないかとこのように考えております。すべてを法律に書くことはできません。特に産業に関しては、各産業で状況はまちまちですので、行政の判断が入らざるを得ないという部分があるのだらうと

思っております。ただ、その判断とか裁量をした結果がどうであつたかという評価はなされなければならぬというふうに思っております。

今回は、形の上では事業革新法という法律が廃止されてこの新法ができるということになっておりますけれども、廃止されるその法律は一体どの程度の効果を持ったのだろうか。それから、一九九五年の創設法でいわゆる認定企業があるというふうに関わっていますけれども、それだけの認定をやつて一体どういう効果があつたのだろうか。そういうことが問われれば、私は、裁量問題というの、はさして大きな問題ではないというふうには考えております。

残った時間で、もう一つの法案について、簡単にコメント申し上げます。新事業創出促進法の一部を改正する法案についてということでござりますけれども、この法案の冒頭に書かれている女性の起業家を促進するというのが一般的な不利になつていくのかどうか、ここが議論の焦点になると思われまふ。

私の見るところでは、現状では特に女性が不利だということではなくて、企業を起こす人全体に不利が及んでいるというのが現在の日本の状況であります。もちろん、女性が結婚し、子供を持っても働き続けられる環境づくりは必要であります。しかし、それはこの法案にかかわつてというよりも、もっと大きな問題であらうというふうに考えております。

最後に、国立大学の教員の兼職問題、私自身の問題でもござりますので、これに触れたいと思ひます。既に前向き検討が行われているやに新聞等々で伺っております。来年の四月には、TLO、いわゆる特許オフィスですけれども、それに向けては兼職解禁がなされるということを聞いております。これを一歩として、ぜひ解禁の方向に持っていくだけではないか、大学も活性化す

るのではないかとこのように考えております。
以上でございます。(拍手)

○古賀委員長 どうもありがとうございます。
次に、高橋参考人にお願いたします。

○高橋参考人 日本総合研究所調査部の高橋でございます。私からは、我が国の産業再生につきまして、民間の研究者の立場から一言意見を申し上げます。

まず、我が国経済の現状評価でございますけれども、バブル崩壊後は十年を経ておりますけれども、いまだに低迷状態から脱出しておりません。その根本的な原因は、我が国の産業の活力が低下していること、私はここにありと存じます。

これを国民経済の観点から見ますと、新規産業あるいはニュービジネス、こういったものの創出が遅々として進まない、これに加えて、資本ですとか労働、こういった生産要素が成熟分野に固定されてしまっており、そして新成長分野へ効率的に配分されていない、これに原因があるというふうに思います。

また、我が国の産業の活力の低下を企業経営という観点から見ますと、バブルの負の遺産の清算がおくれていること、加えて、足元の不況で企業体力が大幅に低下していること、あるいは、国際会計基準への移行が近々迫られているわけでございまして、企業の投資行動が慎重化していること、こういったところに原因があるかと思ひます。

したがって、我が国の経済が活力を取り戻すためには産業再生が不可欠であります。産業を再生するためには、企業自身がリストラをなし遂げて、生産性の回復と収益力の強化、これを目指すと同時に、新規産業あるいはニュービジネスの開拓に取り組むことが必要だというふうに存じます。

こうしたもとの政府の責務ということにつきましては、企業の新規分野、高収益分野への進出を促す、そして、資本、労働など生産要素の成熟分野から新成長分野へのシフト、これを早期に実

現する、そのための環境を整備すること、これが根本的な責務だというふうに存じます。この意味で、政府が産業再生を旗印に供給サイドの強化を中心とする政策を打ち出し始めたということにつきましては、極めて正しい方向というふうに存じます。

ただし、依然として諸規制によって新分野進出の障害が残っており、現状では、民間企業が事業再編を進めなければ経済全体が縮小均衡に陥るという可能性は非常に大きいというふうに存じます。実際、足元の経済情勢を見ますと、政策効果によって景気は下がりつつあるという状況でございますけれども、いまだに民間部門の自律的な回復の展望は開けておりません。こういう中で、政策の景気押し上げ効果、これがもし徐々に剥落していくことになりまして、景気の再失速さえ懸念される状況だというふうに考えております。

このもとで、企業リストラに伴う縮小均衡を回避していくためには、一刻も早く民間企業部門の前向きな投資意欲を引き出していく、これによって民間の自律的な回復の展望を開くこと、これが肝要だというふうに存じます。具体的に申し上げますと、企業リストラの機運が盛り上がりつつある現在のこの機をとらえて、産業再生のための政策をパッケージとして打ち出していくということが必要なのではないかと私は思ひます。

産業再生のためのパッケージということにつきましては、私自身の考えを申し述べさせていただきますれば、四本の柱が必要だというふうに考えております。

第一の柱は、雇用の流動化、再配置を支援するための政策、これが第一でございます。第二は、企業経営の自由度を広げまして、事業構造の再編を支援していく制度面での環境整備、これが第二でございます。第三は、新産業を創出していくための税制改革でございます。第四は、新産業を創出するための官民を挙げたプロジェクトの実施というふうに存じます。

この四点につきまして、まず第一の雇用の流動化につきましては、政府は既に今国会で、十分かどうかは別としましても、具体策に踏み出しておられると理解しております。それから、今回の産業活力再生特別措置法は、私が今申し上げました第二、第三の柱に該当するものであり、正しい方向性の立法措置というふうに思ひます。法案中の具体的な措置につきましては、民間の要望を取り入れつつも、企業の自助努力を基本として、政策措置を事業再編の環境整備に限定する、こういう思想があるかと存じますので、基本的には妥当だというふうに思ひます。

ただし、私見ではございますが、法案につきまして、産業再生を促進する観点から、幾つかの留意点を申し上げたいと思ひます。申し上げたい留意点は三点でございます。

第一は、本法律が認定制となつていて、さらに思い切った措置が必要なのではないかとこの点でございます。第三は、企業の前向きな努力を引き出す、これが最大の景気対策というふうになるかと思ひますが、このためには、さらに踏み込んだ施策が必要ではないかとこの点について存じます。

まず、第一の認定制についてでございますけれども、なぜ認定制がとられるのかということにつきましては、税制面あるいは商法上で必要な措置をできるだけ早く実施するという観点から、特例措置として立法され、認定制になったというふうに私は理解しております。しかし、やはり国民としては認定制ということについては抵抗が残ります。制度自体の運用につきましては、ネガティブチェックにとどめるといふことは当然のことと思ひます。加えて、本法律は期限立法となつておりますけれども、期限までの間に一刻も早く抜本的な税制あるいは商法の改正にこぎつけて、今回の措置を恒久化し、それをもって認可制というものの不要ということにしたいと思ひます。

八〇年代のアメリカの経験を見ましても、企業部門がリストラをなし遂げ、成長部門にコアコンピタンスを見出していくまでに十年余りを要しております。我が国企業の事業再構築、これは今始まったばかりでございます。長いプロセスになるだろうということが予想されるわけでございまして、そういう意味では、抜本的な法改正を通じて措置の恒久化を図っていくことがぜひとも必要だと思ひます。

第二の税制改革につきましては、事業構造の変更は企業の自助努力を基本とするものでありますから、税制上の優遇はグローバルスタンダード程度にとどめることが妥当というふうに考えます。ただし、事業革新あるいは新産業創出にかかわる部分につきましては、新産業分野への資本のシフトを促すという観点から、もっと思い切った減税を実施していただいてもよろしいのではないかとこの点について存じます。

具体的には、本法案の中に新規設備投資の特別償却の対象は不況業種というふうに書かれておりますが、私の理解が間違っていないければそう書かれてお存じますが、むしろこれは新産業にこそ適用すべきことではないかとこの点について存じます。そういうことも含めて、減価償却制度そのものの見直しも含めて、新規投資を促進するための減税措置というものをとっていただくべきではないかと思ひます。加えて、税制改革という観点からは、連結納税制度につきましても、一刻も早い実施をお願いしたいというふうに存じます。

三番目の、この両法案を含めまして、これ以外の必要な措置ということ、四つの点を申し上げます。まず第一は、本法案の視野の外かもしれませんが、やはり新産業再生という観点に立ちますと、企業の新分野進出を阻害している規制、これを撤廃していくことだと存じます。経団連は、産業競争力強化のための第二次提言の中で、情報通信ですとか医療、バイオ、環境、こういった分野につきましても、いわゆる戦略的な

取り組みが必要だということで産官学の共同プロジェクトの実施を主張しておられますけれども、私は、こういうような分野につきまして、特に集中的に規制緩和を行っていただくという必要があるのではないかとこのように思います。

第二は、中小企業、ベンチャー支援の強化でございます。

今回、中小企業とかベンチャーに対する政府による資金支援の強化ということが打ち出されておりますけれども、私は、政府による中小企業、ベンチャー支援、特に資金的な支援ということにつきましては、ある程度限定的なものにとどめておいて、むしろこういった企業に対する市場を通じた資金供給ルートの拡充、これを図っていくことが必要ではないかというふうに存じます。

具体的に申し上げますと、税制面で起業を促進するためのエンゼル税制の条件緩和、あるいはストックオプションにかかわるキャピタルゲイン課税の軽減。あるいは、個人のリスクマネー供給を促進するために、個人所得税あるいは地方税、この累進構造を一段と緩和していただくといったような措置も必要なのではないかというふうに考えております。

第三は、研究活動の活性化ということでございます。

製造業だけでなく、我が国の立ちおくれた、例えば金融を初めとしますサービス業、これを活性化していくためには、やはり国立大学教官の兼業規制の見直しととか、研究活動支援の強化を通じて産学共同研究体制の強化、これが重要だというふうに存じます。

第四、最後の点は、新産業創出のための産官学共同プロジェクトの実施ということでござい

今、企業のリストラの機運が盛り上がっておりますけれども、加えて、新産業創出の機運というものが日本の社会全体に盛り上がってまいりますれば、企業の新規設備投資意欲、投資需要に火をつけまして、企業リストラに伴います経済の

縮小均衡というものを回避することが可能になるかと存じます。こういったプロジェクトを実施することが最大の需要喚起策になるというふうに私は考えております次第でございます。

以上申し上げましたように、産業再生のためには、今回提出されております両法案、これは非常に重要だと思いますが、この法案も含めまして、より広範な措置をパッケージとして打ち出していく、このことが、日本の産業の再生、ひいては経済の再生にとって必要なのではないかというふうに私は考えております次第でございます。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

○古賀委員長 どうもありがとうございます。

以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

○古賀委員長 これより参考人に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。伊藤達也君。

○伊藤(達也)委員 おはようございます。伊藤達也でございます。きょう初めての質問者でありますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

五人の参考人の先生方に今大変貴重なお話を賜りました。今後の審議を進めていくに当たっても、さらには残された課題を国会としてどういう形で立法していかねばいけないのか、そういうことを考えるに当たっても、大変すばらしいお話をいただきました。心から感謝を申し上げます。

私は、特に参考人の先生方に、やはりこれからの日本の産業構造を大きく改革をして、そして新しい産業や事業、雇用を創造していくためにはどうしたらいいのか、その点を中心に御質問をさせていただきたいと思っております。今国会では、民主党から起業家を支援していくための法律も提出をされました。実は昨日、約八時間にわたって与野党の議論が十分かみ合っていない点も含めて、参考人の先生方にお伺いをさせていただきます。

まず第一に、経団連会長の今井参考人にお伺いをさせていただきます。

日本の経済を活性化していく、産業の再生を実現していく、そのためにはやはり二つの大きな課題があるだろう。まず第一は、これは今井会長も言われていたように、バブル崩壊の傷跡というものをやはり一日も早く清算をする。そして、世界的な経営技術というものを日本も取り入れて、事業の再構築を速やかに実現していくための企業法

制の改革と税制の改革に取り組んでいかなければいけない、これが重要な柱の一つだと思っております。

しかし、もう一つ大きな柱は、これも高橋参考人から特に今お話がございましたが、やはり供給サイドの改革の一番大きな柱は、理念ある規制改革だと思っております。これからの日本の産業構造やあるいは経済のあり方というものをどうやってつくっていくのか、その上での規制の改革をどう実現していくのか、その絵をやはりしっかりと描き出していかなければいけない。

ヤング・レポートについても会長からお話があったが、ここについてはアメリカは極めて大きな戦略があったわけですね。いわゆる知的所

有権というものを世界的に確立をして、そして、情報ソフト、情報技術を持ってアメリカの競争力を強化していくのだ。私は、それに類似した大きな戦略というものを日本は築き上げていかなければいけないと思っております。

この点について、今井参考人の御意見をぜひともお伺いしたいと思います。

○今井参考人 ただいま大変に貴重な御指摘をいただきました。私、過去の清算の問題も極めて大事だと思っております。新しい産業社会を築くということもより重要だというふうに考えております。これは経団連でも今までも提言しているところでございますが、今御指摘のございました

ります。

それからもう一つは、日本の高コスト構造の原因は、大体四〇%ぐらいに当たる産業が規制の保護で今まで何らかの市場経済の制約を受けていた、こういうことがございまして、高コスト構造は正のため、そして産業の活性化のために、規制の撤廃、緩和は極めて重要だというふうに認識しております。私も経団連といたしまして、毎週、規制制度の改革問題につきまして提言を行い、フォローアップを行い、また委員も出し、それに最大限の努力をしているところでございます。

それからもう一つ、ヤング・レポートに関連いたしまして、新しい総合的な産業といいますが研究開発、産業を起すという問題でございますが、これは私も産業競争力会議で御提案を申し上げたのでございますが、日本の今までの予算というのは非常に省庁ごとに分かれておりまして、しかも単年度ということになっておりまして、大きなプロジェクトを進めるに当たって余り適していない。ヤング・レポートというよりは、例えばアメリカの科学技術予算というものは、アメリカの大統領のもとに非常に大きなスタッフを抱えまして、そのスタッフが優先順位をつけて研究開発の最も重点的に取り組むべき分野を決めているわけでございます。日本はそういうことがない。

したがって、この前成立いたしました今度の省庁等の改革によりまして、内閣府の機能強化がうたわれまして、内閣府の中に、経済財政諮問会議と並びまして総合科学技術会議が置かれました。こういうところに、大きなプロジェクトを進める予算を総理の手に置きまして、そしてそれを実行するような体制をぜひとっていただきたいというふうに、私も行革の顧問会議でも申し上げております。また産業競争力会議でもこれを強く主張しているところでございます。

今回、総理からミレニアムプロジェクトというようなお話もございました。これも、例えば情報通信とか、あるいは遺伝子解析等のバイオだとか、

大変私ごとではありますが、私は、今から十二年前、実はアメリカで二年間ほど生活をしたことがございました。そのときにいろいろなベンチャー起業家にも出会うことがありましたし、そして、アメリカの企業風土というか、社会の風土にも接することができました。実は、この後質問をされる自由党の小池百合子代議士とも、一時期、あるベンチャーキャピタリストと一緒にベンチャービジネスを支援していく、そういう活動を一緒にさ

さらには、アメリカのエンゼルのように、アメリカのエンゼルの百万人もいるわけですね。個人の投資家が自分の身近なところで将来有望な企業に次々リスクを恐れずにお金を出している、個人が市場に参加をして新しい産業をつくっていくという流れがしっかりとできてきているわけであり

そういう意味で、民主党さんが出されておりますエンゼル税制の強化、あるいはストックオプションに係る税負担の軽減、こういった措置は非常に望ましい方向だというふうに思いますが、加えてましてやはり、日本の中で今、中小企業なりベンチャーが直接間接を問わず市場を通じて資金調達できる場がないということが大きなネックかと存じます。

日本人はリスクをとりたいがらないといえますけれども、しかし、これからビッグバンを通じて五年、十年先、日本人の投資行動も変わっていく、金融資産蓄積行動も変わっていくかと思っています。フローではふえないわけですから、リターンをふやしていかないといけないという行動をどうしてもとらないといけなくなつてまいりますので、そういう意味では、皆さんの個人の投資行動、運用行動というのも変わっていくと思います。それを促すような税制というものが必要なのではないかと私は考えております。

○伊藤（達）委員　大変貴重なお話をいただきましたまし

た。特に、個人が市場に参加をして、投資家としてみずからも一緒に産業を起こしていこう、そういう気持ちを起こさせる、インセンティブを起こさせるような税制というものをやはりしっかりと組み立てていかなければいけない。そのためには、エンゼルの税制だけではなく、これは今井会長がたしか競争力会議でも指摘をされておられましたように、LLCやLLP、あるいはアメリカではSコーポレーションという仕組みもあります。そういうものを、もともと知恵を出せば、個人のインセンティブを発揮させていく知恵というのは幾らでもあると思いますので、これをしっかりとやっていかなければいけないと思います。

さらには、社債の問題も非常に大きいんじゃないかと私は思うのです。やはり、中小企業にとって資金調達というのは非常に難しい。アメリカの場合には、ジャンクボンド市場というものがある。金融のチャネルというのは複数あるのです。そういう複数のチャネルをやはりつくっていく。日本ではたしか、百三十万社近い株式会社があつても、三千二百社ぐらいしか株式以外から資金を調達していくことができない。こういうお寒い金融のチャネルの事情というものを大きく変えていく必要があるのではないかと私は思っております。

次に、日本版SBIIRと大学のあり方について質問をさせていただきたいと思ひます。

私は、民主党の方も非常にすばらしい問題意識を持ってこの点について取り組まれていると思うのですが、日本版SBIIRについては、政府の方で、民主党が提案された問題についてはほとんど実施あるいは最終的に実施される方向で調整をされていると思ひます。日本版SBIIRの一番の問題点は、佐伯参考人が言われたように、やはり運用の部分なのですね。アメリカでは、これはもう釈迦に説法であります。イノベーションの大体半分以上が中小ベンチャー企業から起きてくる。そして、博士やあるいは修士を持っている人たちも中小企業に三分の一いるのです。いわゆる

ベンチャー企業群がそこにあつた。そこにSBIIR制度というものを実施したら、これが非常にうまくいった。

日本の場合にはそうではなくて、この制度を使つてハイテクベンチャー企業を育てていく、ならば運用に相当知恵を使わなければいけない。しかし、調達をする主要な官庁が、全官庁がこれに参加をしているかといへば、これが非常にお寒いところでありました。

アメリカでいへば、国防省あるいはNASA、そして教育庁、こういったところがSBIIRに積極的に参加をしている。しかし日本は、防衛庁も参加をしていない、宇宙開発事業団も参加をしていない。恐らく中小企業を信用していないのだと私は思ひます。あるいは機密が漏れるということをお心配しているのだと思ひます。これを政治の世界で乗り越えていく、これがSBIIR制度を本格的に機能させていく重要なポイントではないかというふうに私は思ひますが、この点について、佐伯参考人の御意見を伺ひたいと思ひます。

それから、残り時間がわずかになりましたので、あともう一点、演田参考人に続けてお伺ひしたいのは、やはり大学のあり方でありました。TLO法案を審議したこの商工委員会でも、大学等の教員がみずから開発した技術で会社をつくったときにはその役員になれるようにしなければならぬという附帯決議をつけました。私は、それを実現するだけで本当にできるのかな、本当にアメリカのように大学が新しい業や新しい産業を起こしていく中心になれるのかな、その点を非常に心配しております。

なぜならば、特に国立大学の価値観というのは、教授になることだ。教授になるために皆さんが一生懸命やっておられる。自分が開発した技術を外に持ち出して、それでビジネスを成功させて、そのことが評価されて、もう一度国立大学に戻つて教授のポジションが与えられるというような仕組みにどうもなっていないのです。それが今の国家公務員のいろいろな法律ででき

ないのであれば、独立行政法人化することも視野に入れていくべきではないか、さらにその先へ進んで、国立大学を民営化していく、そのことも議論していくべきではないかというぐうい私は危機感を持っております。

その点について、大変お伺ひしにくいことではあるのですが、演田参考人から御意見をいただくことができればと思ひます。

○佐伯参考人 今の伊藤委員からの御意見、私も大変賛成でございます。

現在、SBIIRといひますか、我々の製品の話をして、具体的にエレクトロニクスの製品ですけれども、アプリケーションというのは農林であり食品であり医療であり、あるいは血液の検査といふのは厚生、それから、各省庁にまたがる、技術もみんなまたがっているのです。

そういう意味で、各省庁が、融合化といひますか横断的な組織でこのSBIIRにみんな参加してもらへば、もつともつとすばらしい製品とすばらしい発展ができるものというふうに思っております。

余り時間がないのでこのくらいにしたいと思ひますが、ぜひこれから大いに期待を、そういうふうにご各官庁の御協力をお願い申し上げます。

○演田参考人 伊藤委員にお答えいたします。時間がありませんので簡単に話をしますけれども、まず、TLOに我々が参加できそうかどうかは、非常に大きな期待を持って私たちは見守っております。

それから、大学がそれにしても役に立っていないのではないかと話がございますけれども、私どもの北海道における調査では、理系の研究者の約四割は産学協同をやつてみたいといふふうに答えております。可能性はあると思ひます。やつていふという人は十分の一ぐらいいいかもしれません。どうしていいかわからないというのがその原因であります。そこら辺を除去すれば大学は一歩前に出れるというふうに私は思っております。

ただ、一つ申し上げておきたいのは、大学の中には、静の部分、静かな部分と動の部分がありまして、基礎研究とか人文科学の多くの分野というのは静の部分であります。余りそういうところに日が当たらないのですけれども、今注目されているのはいわゆる産学協同で、動く部分ですけれども、大学には両方あつて、だから、外から見ていると、産学協同をやれやれと言っているのになかなか動かないといふふうに見えらるということになるのだから。そこら辺のところは御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○伊藤(達)委員 以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

○古賀委員長 次に、奥田建君。

○奥田(達)委員 民主党の奥田建でございます。あらゆる法律がそうなのかもしれないけれども、二面性といひますか、二律背反といひますか、相対する部分を持つものでございまして。こういった産業構造の改革、産業再構築という中で活力を生み出したいというのは、だれもが望むことかと思ひます。

また、伊藤達也議員の新産業に対する質疑におきまして、ぜひこのうちのうちにそういう答弁を政府側からいただければと思ひます。非常に革新的、先進的な御意見が与党の方にもあるんだなといふことを改めて考えさせられました。

私の方からは、党としてこの法の中で懸念を持っている部分、危惧を持っている部分、雇用の問題という点につきまして、今井参考人そして野口参考人に、その後も一つ、主務大臣の認定という部分について高橋参考人に。そして、できれば皆様に、民主党案、新産業創造の方での支援策といった民主党案への評価。そしてその後、佐伯参考人、演田参考人の方に、中小企業あるいは地方の方から見た中での、今の法案にこだわることなく、一番望まれる施策、あるいはそれは政府であれ、税制であれ、そういうものをとお尋ねしたいと思ひます。

まず、今井参考人、野口参考人に雇用の確保という点でお尋ねをいたします。

昨日も長時間いろいろと審議をしておりましたけれども、やはりこういった産業再生の中で前向きなもの、そして前向きなものを含んだ中での後ろ向きなものを特例として、税制あるいは商法的に認めていくという中で、特に、今の中においては雇用がどう確保されるのであるか。競争力会議の中でも、雇用の責任という言葉を、東レの会長さんあるいはトヨタの社長さんの方からそういった御意見も出ております。

私もどうしても、再構築の計画、こういった中で、労働組合、あるいは労働側と経営者側との計画作成段階での協議、あるいは計画実行においての合意、そういったものが認定という中で必要な措置である、要件である、あるいは義務であるというところをはっきりとたたていただきたい、それが一つの要望でございます。

いろいろな法律の中で、努めることという努力法が多くありますけれども、その努力法のむなしさというものは多く見ております。努力規定、努力義務というのではなく、はっきりとした認定の要件であるということを担保してほしいという意見が私どもの中でも多いのでございますけれども、その点について、今井参考人、野口参考人に御意見をいただければと思います。

○今井参考人 今御指摘ございましたように、雇用問題に関して、これの維持安定を図るといことは企業としての非常に重要な責務であるということ、経営側は全部共通認識を持っておると私は思います。

ただ、先ほどから申し上げましたように、非常に激しい、厳しいグローバルコンペティションの中で企業が生き残っていくためには、構造調整を図らなさいいけないということも事実でございます。また先ほど高橋参考人から御説明がございましたように、やはり従来型の企業から新しい企業へ、人の資源あるいは土地の資源といったものが流動化して移っていくことも考えなきゃ

いけない。したがって、そういう体制を整えながら、各企業とも十分に労働問題に配慮しながら構造改革を進めていく、こういうことに相なるうかと存じます。

それで、円高以来、私どもも今まで生き残りのためにいろいろなことをやってみましたが、計画立案の段階では、もちろんこれはいろいろ対外的な秘密の問題もございまして、恐らく労働担当が労働組合幹部との間で打診等はやると思えますけれども、計画立案の段階では会社側がやりませんが、実行段階では当然労働組合あるいは個々の労働者との合意がなければ実行できないわけでございまして、この法律のいかんにかかわらず、私どもは労働側との協力ということを極めて重視してこういう計画を進めてきておりますし、今後私どもはそういうつもりでやっていくつもりでございます。

ただ、法律に書くということはなじまないのではないかと、あくまでも労使の合意でやるべきではないかと、私はかように思っております。

○野口参考人 奥田先生の御指摘のとおり、この法律は前向きな部分と後ろ向きの部分を両方持っていると思います。

私どもはこの法律に全面的に反対という立場ではございません。一番警戒しているのは、後ろ向きな部分の方向へ全体が流れてしまつて、結果的に人材が、失業してしまつて、あるいはむしろ低生産部門へ移動してしまつて、こういうことを大変恐れるものでございます。

特に、雇用の問題については、これまでの歴史の中で、さまざまな産業構造の転換を支援する法律、こういうものがございまして。例えば、石炭の構造転換を進めた。この場合の法律につきましては、御案内のように、雇用の移動について政府が大変強力な支援を与えてきたわけであります。

それからまた、昭和五十三年、一九七八年に、特定不況産業安定臨時措置法というのがございまして、五年間施行されて、鉄鋼あるいは合繊、

紡績、さらに船舶、アルミニウムの製錬等の産業に適用されたものでございます。このときは、産業レベルの法律でございましてけれども、安定基本計画というものをそれぞれの産業について立てる。その場合に、労働組合あるいは労働者の意見を聞かなければならないということが法律で明記をされました。また、それぞれの雇用問題については企業の中で十分に労使の協議がなされたわけでございます。

その当時、私も繊維産業に属しておりました、設備の廃棄計画を計画し実施したわけでありまして、まさに公労使、その当時は通産省それから業界、それと労働組合、ゼンセン同盟でございまして、この三者が廃棄の量を決定する、こういうような完全な労使の合意の中で進められまして、また同時に、雇用についてはとりわけ各企業が、企業の多角化、労使合意の中でこれを強力に進めなければいけません。現在、繊維産業がよく生き残っているというところまで言われますけれども、この当時進められた経営の多角化の結果によるものでございます。

私は、政府がこの法律を支援するに当たって、ぜひそのような点を経営者に対し強力に進めていただきたいというふうに考えます。

また、本四架橋の場合につきましても、雇用問題につきましても労働組合の合意を前提としております。このように、産業立法においても、労働組合との協議、合意ということについて排除してきたわけではございません。とりわけ現在は雇用状況が極めて危険水域に達しているわけでございますから、特別な配慮をお願いするわけでございます。

以上です。

○奥田(建)委員 次に、主務大臣の認定というものがどこまで必要かということについて、高橋参考人に御意見を伺えればと思います。

私どもの中ですら議論がありました部分も、今井会長からもお話がありましたように、法の恒久性あるいは法の普遍性、それは、税負担の重さ、

そういったものを解いてほしい、あるいは商法の複雑さをもっと簡素化あるいは現実的なものにしていただきたい、そういった意味での改正であるならば前向きに取り組むところはあるけれども、時限つきの特例措置にならなければいけない理由は何なのか、そういった点で多くの議論をしてきたつもりでございます。

今認定の中で、税制上の措置ということになりますけれども、新分野への進出、あるいは営業譲渡、譲り受け、あるいは設備廃棄、共同出資会社の設立、合併、債務の株式化と、多くのところで租税措置の特例というものがあるのでございます。

これは私見でございますけれども、会社の合併あるいは分割、分社化、営業譲渡、そういった部分では、認定というものが今の状況ではあつた部分では、認定はございまして。ただ、こういった租税の中で、設備廃棄や新分野進出での特別償却あるいは買いかえ特例といったものが、認定が要る、あるいは認定がなければ認められないという法であるべきなのか。すべての人に、すべての産業に對してあつてもいい法律ではないかと私は思います。

そういった部分で、産業再生という中で適用の中で、認定が必要な部分もあると思ひますし、外していい部分も今の法の中であると私は思うのですけれども、できれば高橋参考人にその辺の御意見を伺いたいと思ひます。

○高橋参考人 私としましては、今回打ち出されているような措置につきましては一刻も早く恒久的な措置にしたいので、その時点で認定制を外してしまつていくことがよろしいかと思ひます。一番ベストなのは、最初から恒久化して認定制もとらないということだと思ひます。

しかしながら、私が伺つておりますところでは、やはり税制の改正にしても、法改正についても、時間がかかることだと思ひます。今リストを早くやらないといけない、この一、二年が勝負だと言われている中で、法改正に二年も三年も

かかっておりましては私は法改正の意味がないというふうに思いますので、認定制を設けることでこういう措置が早く動き出すということであれば、そのことは評価させていただきたいと思えます。

しかしながら、申し上げましたように、あくまでも時限的なもので、これを二、三年にとどめるということであれば、それはむしろおかしい。そうではなくて、恒久措置が間に合わないからとりあえず今動くのだということ、この時限立法の間ここで打ち出されております措置を恒久化していく、そのための法改正をしていくということが必要なのではないかというふうに思います。

それから、もう一つ申し上げれば、私は、商法改正よりも、むしろ税制につきましては認定制にするのであればもっと優遇していただいてもいいのではないかと。特に事業の核心にかかわる部分については、もっと思い切ってやっていただいてもいいのではないかとこのように思います。

以上でございます。

○奥田(建)委員 少し時間の方が心配になってまいりましたので、佐伯参考人、そして濱田参考人の方に、二つずつお聞きしたいと思えます。

先ほど言いましたように、中小企業あるいは地方の立場という中で、本当に有効な施策、私どもも中小企業の場合であれば、長い間、相続税の問題、承継という問題が、今の金融支援策もありがたい施策ではあると思えますけれども、それ以上に、多くの事業者が苦しんで、何とか整理してほしい、そういった分野ではないかと思えます。

そういつた中で、お二人の参考人の立場から、本当に政府にこの部分を変えてほしい、この部分で何とかできないかといったお話をいただきましたというところ、そして民主党の方のベンチャーへの御意見。

高橋参考人の方からは、こういった投資家の租税措置というのは有効であるけれども、市場形成というものが一番最初になされるべきではないのかといった御意見など伺いましたけれども、民主

党の方では、ベンチャーの創出ということでベンチャー支援税制の拡充、あるいは中小企業者の創業支援、そしてその中でも特に女性への支援をはっきりと大きくうたっております。また、政府案にも一部重要な部分はありますけれども、大学の研究成果の民間移転という中で教授の民間への役員業務といったものなんかもうたっております。そういった民主党案についての御評価というものがいただければと思う次第でございます。

○佐伯参考人 地方における中小企業の現実というところに関連しまして一言申し上げますと、中小企業で今一番お困っているのは情報化の問題であらうと思うんです。これはちよつと法案とは直接関係ないんですけども、やはり我々、国際化の時代に、情報化の問題ということが避けて通れない問題だろうというふうに思っております。

先ほど先生おっしゃったような中小企業、地方での商店街とかそこら辺を見ていると、承継税制、これは本当にやはり改善しないと、事業承継ができなくなるといいますか、これが大変な問題になっていくというところは事実でございます。ここら辺については産業競争力会議でも私が申し上げたところがございます。

民主党的御意見、それなりにいいますか、私どもとしても、創業とか新技術の起業化、新しい事業を創出する、そういうことについては私も基本的にはそういう方向を理解しております。具体的な施策というところについては、何も反対するということではございませんけれども、法制化が本当に必要なか、あるいはそういう税制とか何かについての問題の詳しいことについては、私必ずしもつまづかか知っていないわけではございませんので、むしろ行政とか立法府の皆様で今後も積極的に御検討をしていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○濱田参考人 奥田委員にお答えいたします。地方の立場から本当に望んでいることは何かという御質問が一つあったと思えます。

それで、私がお配りした資料の三枚目の、円が三つ重なっているものをちよつと見ていただきました。先ほど、ベンチャー支援策というのは地域振興策として展開されている面が非常に大きいのだというふうに申し上げました。私の認識では、現在ベンチャー企業支援ということを最も一生懸命やっているのは地方自治体だと思います。この都道府県にも必ずこれに相当する支援部局がございます。しかし、なかなかうまくいっていないというのも現状であります。

どうして地方が熱心かというと、答えは簡単であります。八〇年代に日本の大企業がアジア等々に出ていった、地方の立地ということが不活発になったということが一つございます。それから、委員おっしゃったように事業承継の時期に重なって、承継がうまくいかないということが地方で起きた。そのことによって地方経済の沈没現象というのがあって、それに対する対応として行われているというところでございます。

それで、今一番必要なものは何かというお尋ねでございましたけれども、地方でベンチャー支援とかベンチャー企業を起すという場合に、最大の問題は人材であります。起業する人材が十分でない、ないしはそれが地方で育てられない、そういう問題があります。資金ももちろん重要ですが、これも、今後はこの方面に御支援をいただかなければいけないというふうに思っております。

それからもう一つ、先ほどからSBIIRの話がございましたけれども、ベンチャー企業が新しく立ち上がった一番苦しむのは、注文がないということなんです。その段階で、政府調達それから政府からの研究開発補助金等々は、初期の企業、地方に立地する企業には非常に有効でございます。いつまでも下さいと言っているわけではございません。非常に有効な時期にそれを支援していただければ大変助かるということでございます。それから民主党案に対する評価でございますけれども、私は冒頭の発言の機会でも若干申し上げましたので、それに重複しない部分について申し上げます。

先ほどからエンゼル税制ということが問題になっておりますけれども、民主党案では、損が出た場合にこれを他の所得と通算してよいというようなことになっているらうと思えます。減税をするというのに反対するのは、なかなか反対しづらいんですが、私は、現在ではいわゆる分離課税というものがございまして、得たときには申告分離課税ができる、損したときには通算できるということになると、税金の体系といましようか哲学といましようか、そこで若干問題があるのではないかとこのように思っております。

もともと私は税法学者ではございませんので、この程度のことしか申し上げられませんが、この点をよく御審議いただければと思います。以上でございます。

【委員長退席、岸田委員長代理着席】

○奥田(建)委員 ありがとうございました。以上で質問を終わります。

○岸田委員長代理 大口善徳君。

○大口委員 公明・改革の大口でございます。本日は、五人の参考人、お忙しいところを来ていただきました。非常に貴重な御意見をいただきました。大変勉強になりました。この御意見をこれから施策にしっかりと組み込んでいきたい、こう思っております。

そこでまず、現在の景気状況というのは、確かに一―三ヶ月一・九％、年率七・九％というところで成長率はいい数字が出ておりますが、四―六の時期において果たしてどうなるのか。私どもは、これに加えて失業率についても心配でございます。また雇用不安というのが高まっておりますので、消費に対するマイナスの影響もあるというところで、中途半端な景気対策というのはだめだ、次から次へとやっていかないといいけない。振り返って見て、今までやはり中途半端であったがゆえに、よくなつては落ち、よくなつては落ち、こういうことがこの十年間繰り返されてきた、こう思うわけでございます。

そういう点で、今井経団連会長の方から、需要面における手は終わった、いよいよサブライサイドの取り組みだ、こういうお話がございました。私は、需要面と供給面、この手当てについて両方必要だ、そうしないと、いい状況に來ているかどうかかわかりませんが、この景況を乗り越えていくにはそれが非常に大事じゃないか、こう思っております。需要供給が、この関係について、今井会長のお話を。

そしてまた、高橋参考人は、四一六の数字について厳しい見方もされております。失業率の問題、消費の問題、設備投資の問題等いろいろな懸念もされております。そういう点で、高橋参考人にもその点について伺いたいと思います。

○今井参考人 私、需要面が終わったとまだ申し上げては——打つべき手が打たれた、そして、その効果が続いている間に供給面の構造改革を早くやらなければいけないという趣旨で申し上げました。

今大口委員御指摘のように、私どもは必ずしも景況について手放しで樂觀はいたしておりません。今おっしゃいましたような四一六のQ.E.がどう出るかということで大変心配しておりますし、それからまた、公共事業が特に来年の一—三月ごろ息切れがするとうような懸念も大変に持っております。したがって、少なくとも二〇〇〇年度ぐらいまでは引き続き需要面からの手当てが必要だという認識を私どもは持っております。

それからもう一つ、消費の回復を確かなものにするためには、やはり私は社会保障改革ということが必要だと思っております。前に六六改革ということが言われて、その中の財政構造改革は今しばらく棚上げにしなければやむを得ませんが、社会保障改革というのは休みなく続けなきゃいけないと思いますが、どうも非常に意見が分かれています。まだ国民に納得がいくような案が出ておりません。この点はひとつ、私どももぜひとん提言してまいりますが、皆様方の方でもぜひよろしくお願ひしたいという点でございます。

以上でございます。

○高橋参考人 当面の景況情勢でございますけれども、四一六月につきましては、これはあくまでも私どもの予測でございますけれども、またマイナスになるだろうと思っております。一—三が余りにも強過ぎましたので、その反動が出ると思っております。

ただ、問題は、四一六のマイナスではございませんで、七—九、十一—十二以降どうなっていくか。公共事業の押し上げ効果、政策効果が弱くなってくれば、民間の自律的な回復の展望が開けておりませんので、また景況が弱くなってしまうということとを民間ではまだ心配しております。政府は、そうではなくて政府の対策の効果がまだ続くとおっしゃっていますが、いつまで続くのかということが一つのポイントだと思います。

それから、そういう場合の対策でございますけれども、需要対策を打ち続けるということにつきましては、もう限界だと私は思います。特に、大きな規模を打つとなると、財政赤字、これが長期金利にはね上がっていくということもござい

ますので、私はやはりもう供給サイドに重点を置いた政策を打ち出すべきだということに思っています。

しかしながら、では、供給サイドの対策というのは需要サイドに全く配慮をしなくていいのかということであれば、そうではなくて、供給サイドを基本としつつも短期的な需要サイドにも貢献する、そういう施策が必要なのではないかと思

います。

具体的に申し上げれば、例えば次の補正で公共事業の拡大というものがもし打ち出されるのであれば、私はもう従来の公共事業はやめていただきたい。できれば、産業再生のために必要と思われる分野、ここだけに絞って重点配分をする。あるいは、そのやり方につきましても、P.F.I.等を使つて、同じ資金を使つてもできるだけ効率性が上がるようにしていただく。

こういう公共事業の中身の改革を通じて、民間

企業の投資意欲というものが引き出されてくれば、私はそれが最大の需要対策にもなっていくというふうに考えますので、そういう意味では、需要と供給サイドの政策というのを全く分けて考える必要はないのではないかとこのように考えます。

それから、蛇足ながらつけ加えていただきますと、これから企業リストが續いていきますと、どうしても縮小均衡のおそれがござい

ます。御心配のように失業率が高まってくるという懸念はあるかと思ひます。実際に、企業の中で潜在的に失業されている方、余っている方の数というのは、あくまでも試算でございますが、数百万人いると思われるわけですので、これは潜在的な失業予備軍でございますから、少々景況が回復したところで、失業率が高まっていくということは恐らく不可避だと思ひます。

そういう意味で、これを回避するためには、いかに企業が新分野で雇用を生み出すかということが基本かと思ひますので、新分野への投資を生み出すような政策面での誘導、これをやっていただきたいというふうに思ひます。

以上でございます。

○大口委員 今回の法案で、特に労働組合の皆さんの御懸念というのは、まさしく失業の不安であります。この雇用不安について、昨日も大臣が、雇用面における配慮ということの中で、日本型の雇用関係を大事にしなきゃいけない、緩やかな雇用環境、ソフトランディングということ、日本はそういう立場であるという答弁でございました。

確かに、世界との競争、その中で生産性も上げていかなくちゃいけない。そうなるにつれて、ま

ず金融の再編ということがあります。金融と産業とは裏表でございますので、産業の再編、こういうことも推し進めていかねばならぬわけであり

ます。しかしながら、他方で、まだまだ景況が厳しい状況の中で雇用不安というものが発生してしまつたら、それこそもう日本の経済の立ち直りは難しい、こう思うわけでございます。

そういう点で、今井会長が、雇用関係について十分配慮していくということ、それから、この認定の問題におきましても労組と十分な話し合いをしていきます。こういうお話でございました。そこで、与謝野大臣のそういうソフトランディングという日本型の雇用について、今井会長、どういうようにお考えなのか。

そして、きょうは連合から野口参考人が見えておられます。連合におきまして、特にこれから再編ということで組織の変更が行われる、その組織の変更によつて、従来の雇用契約の関係、労働条件の関係、あるいは労組の代表者の地位等について、やはりヨーロッパ並みの政策を講ずるべきだ、こういう御意見でございました。その点につきま

して、もう少し御説明をいただきたいと思ひます。

○今井参考人 私どもは、先ほども申し上げましたように、個々の企業といたしましては、やはり雇用をしっかりと守っていくことが責務であると考へて努力しております。先ほど御指摘の日本型雇用慣行ということとは、これは恐らく終身雇用というようなことを意味すると思ひますが、このことについて全く否定しておりませんで、それを守りたいということをやっております。

ただ、先ほど来申し上げておりますように、それだけで守っておりますと企業そのものが破綻してしまうという問題もござい

ますし、それから、やはり日本の将来の発展のためには、マクロ的に見ますと生産性の高い分野に労働が移動するということも必要だということに思つておりますので、そういったような政策手段を打ちながら、個々の企業が雇用の維持に努力しながら、しかし、それでも守り切れないものについてはマクロ的なセーフティネットでこれをしっかりと支えていく、こういうことをお願い申し上げたいというところでございます。

以上でございます。

今井会長のお話にもありましたとおり、労使のマクロでの意見というのは変わらないだろうと思います。

ただし、最近の雇用調整助成金にかかります議論にもありますように、従来型のものではないかぬということ、むしろアメリカ流にさっぱりとやれ、こういうような声が極めて高まっております。しかし、日本の産業、企業の力というのは、やはり長期の雇用をベースにして、そこに技術力あるいは品質改善力というのが備わってくる、人材の能力が発揮される、そういう仕組みにあるだろうというふうに考えます。

また、先ほど規制緩和改革のお話がありましたけれども、規制改革はやはり市場に全く任せるということではなく、一定の公正なルール、そしてセーフティネット、さらに情報の開示、三つが相まって初めて有効に機能し得るだろうというふうに思います。雇用の制度もその中のセーフティネットでありまして、公正なルールでございます。既に、ヨーロッパではさまざまな仕組みが法律化をされております。私も、そういうものの導入を提案するわけであります。

規制改革と同時に、どのようなルールが海外に現実にあるのか、あるいはどのようなシステムが築かれて、無秩序な行動がチェックされているのか、こういうものをあわせて立法に際しては調査研究をされて、同時施行をしていただきたい、こういうふうに考えております。

○大口委員 次に、中小ベンチャー企業政策について伺います。

日本の競争力、これをアップするためには中小企業に元気がなっていないかなければいけない。そしてまた、ベンチャー企業にどんどん出てきていただかなければいけない。そういう点で、前向きな話として中小企業対策、ベンチャー企業対策、非常に大事だと思います。

濱田先生が、わかりやすく中小企業政策のトレンドという形で年表にしていたわけでございます。特に最近、ベンチャー企業運動支援、そ

して創業支援という形でさまざまな法律ができております。それこそ濱田先生は、インターネットであれしましたら冊子ができるぐらいだ、こういうふうな言われております。確かに、ベンチャー企業の政策について解説する方からすれば、複雑な方が仕事があるかもしれないが、使う側にとってみると、非常にこれは複雑なわけでございます。次から次へと積み重ねていくということがございます。

創業支援ということで、開業率を高めるためにどんなふうな事業をふやしていく、こういうことも必要でありまして、さらに大きなビッグビジネスにつながるような、そういう種を育てていくということも大事でございます。そういう点で、濱田先生の方で、三つの輪、その中の重なる部分を重点的に力を入れていくべきだということも非常に興味深く聞かせていただきました。

そこで、やはり中小企業政策、そしてベンチャー企業政策、創業支援政策、もう一度見直しをしなければならぬのではないかと。そして、そういう中でレビューをして、効果をきっちりチェックして、そして使いやすいものにしていかなければいけない、こう思うわけでございますが、この点について濱田先生にお伺いしたいと思います。

それと、きょうは佐伯参考人も来ていただいております。中小企業、ベンチャー企業といえ、資金調達というのが一番大変なことだと私は思います。私の身近にも、ベンチャー企業として一生懸命やっておられる方、従来型ではありますけれども、その中で工夫を凝らして一生懸命やっておられる方を見させていただいて、融資また投資という点におきまして、非常にまだまだ不十分である、こう思うわけであります。

特に、アーリーステージにおける資金の調達、これはやはり投資ということが非常に大事になってくる。ベンチャーキャピタル、ジャフコ初め、あるいは公的な形のものも、投資事業組合における公的な機関の出資ということも行われておるわ

けでございますが、まだまだ不十分である。やはりベンチャー企業家が安心して研究に没頭できるように、SBI等の制度もできたわけでございますけれども、その部分でもっともっとこれは予算においても拡充していかなければいけない、こういうふうな思うわけです。それについての御意見。

それと、すぐれた技術をもつておられて、これから事業拡大をしていく。この場合、ベンチャーキャピタルからの出資ということになります。経営権、経営支配権に関して心配があるということ、なかなか、ベンチャーキャピタル等の出資を受けたのだけれども、金は必要なだけれども、むしろ融資でやっていただきたいということ、先端関係ですとか、政府系金融機関からの貸し付けが六億とか四億とか、いろいろ新しい措置ができております。

しかし、これも担保の免除が非常に範囲が狭いものですから、大体八千万円ぐらいの限度ということなものですから、そういう点では非常に足りない。担保主義は、銀行はいまだ担保主義でありましても、やはり政府系は目ききというのをしっかりと、将来性のあるものについてはちゃんと貸し出しをすべきではないか、そういうふうな考えております。この点について御意見をいただきたいと思っております。

○濱田参考人 大口委員にお答えいたします。

御質問は何かあったと思っておりますけれども、使いやすい法律、法体系が望ましいのではないかと。いう点は、おっしゃる通りでございます。そういう試みは、新事業創出促進法でも部分的になされておいて、今回の法案も、そういうさまざまなベンチャー法案の包括的な法律というふうな位置づけを与え得るのかというふうに思っております。使う側から見ると、これはどこに行ったらいいの、かというふうなことで、縦割りの問題というのは依然としてまだ残っておりますので、そこら辺は改善していただければというふうに思っております。

それから、アーリーステージの投資でございますけれども、これはもうベンチャーキャピタルの議論をするときにはずっと前から言われていることとで、日本のベンチャーキャピタルというのは公開直前投資がほとんど多いのだと。状況は若干改善はしてきたのですけれども、依然としてアーリーステージの投資は少ないのが現状でございます。

さらに、私の目に心配なのは、日本の投資資金のかかりの部分が海外に流出しているという事実でございます。投資する側からすれば、効率のよいところを求めてどこにも行くというのは当然でございますけれども、国内のベンチャー企業を育成するという点ではこれは問題がある。いかに日本国内に資金をつなぎとめるかというインセンティブが考えられなければならないというふうに思っております。投資事業組合の法律の改正でありまして、か、そういう努力が一層展開されるべきであらうというふうに思っております。

それから、日本には技術はあつて、しかしベンチャーキャピタルとの折り合いが悪いとかという問題があるというのはおっしゃる通りでございます。この点で私が申し上げたいのは、よく企業は、人、物、金、そういう組み合わせだということに言っています。日本にはどれ一つとして決定的に不足しているものがあるというわけではございません。要は、その組み合わせが成立しないというところが問題なのだろうというふうに思っております。

技術に関しては、先ほどから御指摘がございまして、大学が一步出て、技術提供ということを積極的にやろうということで、何とか前に進もうという状況になってきております。資金については、日本は資金不足ということは決してございません。資金はあります。ただ、それが、リスクのあるところ、企業の初期段階に出てこれないという問題があるだけあります。そうすると、残るのはやはりベンチャー企業をする人間、経営というところだと思います。それで、私は先ほど、

人材育成が非常に重要なのだというふうに申し上げました。

以上でございます。

○佐伯参考人 今、大口委員から、中小企業の資金の調達ということで、特に創業時の資金ということ、私の経験からいっても非常に大変なこと。現在でもまだまだ十分ではないというふうには思っております。

ただ、昔から比べれば、今の政府の諸施策あるいは政府系金融機関というふうな諸制度についてはかなり改善されてきていますし、この法案の中におきまして、無担保枠の拡大、本当はもともとと拡大して、資金の需要、最近の設備というのは相当金がかかって、いいものをつくらないと中途半端ではだめだという意味では、もともと必要なんだろうとは思っております。これから諸先生方の御検討の上で将来的にももともとと拡大していただきたいというのが、中小企業としての実感とお願いでございます。

簡単ですが、以上です。

○大口委員 どうもありがとうございます。

○岸田委員長代理 小池百合子君。

〔岸田委員長代理退席、委員長着席〕
○小池委員 自由党の小池百合子でございます。本日は、お暑い中、五人の参考人の皆様方におかれましては、御足労をおかけし、また貴重な御意見をお聞かせいただきまして、本当にありがとうございます。

考えてみますれば、八月目前でございますが、大体この時期というのは国会はふだんはやっておりませんで、去年からそうでございますが、このように夏の盛りに国会が開会されてこういった問題をとり扱っているということ自体が、現在の我が国が置かれている状況を象徴しているのではないかと思っております。また、先ほどなたが参考人がおっしゃいましたけれども、こういった事態において、何年もかけて議論しては間に合わない。経済は生きておりますので、このスピードをいかに大切にするかということ、これは私も

も重々承知した上でこの法案を進めさせていただいていることを、一つ加えさせていただきたいと思っております。

今回のこの法案でございますが、これを考えるに、私は、まさに産業の盛衰と申しましょうか、時代の大きな変遷と申しましょうか、鳥の目で見ますと、ちょうど鳴門の渦潮の中に我々は位置しているのだな、それを新しい潮流のところにきちりと導いていく。そして、そこでどういう泳ぎ方をするのかは、それぞれ経営者、起業家の役目であらうと思っております。その意味で、今後の大きな流れを決めるものとして、今回の法案を重要なものと考えてもおります。

一方で、こうやって渦潮の中で優勝劣敗を市場の原理で決めるということも本来必要かと思いますが、その意味では、構造改革がむしろ先延ばしになるのか、もしくは積極的にこの法案を活用することによって本当の意味の構造改革が進むのか、これこそまさに、この法案を活用しての起業家の優勝劣敗が決まるのではないかと私は考えているところでございます。

そしてまた、時代の盛衰ということで申し上げますと、かつて昭和二十年代、テレビが出現する。当時は花形産業でありました映画産業が、電気紙芝居ということで嘲笑して、手をつけなかった。そして、かわりに手をつけたのが、日本では新聞業界でございました。そして今度はテレビの時代が始まって、アメリカなどでは、まさに第四の権力と申しましょうか、ハルバースタムなども言っておりますけれども、そういった中でテレビの花形の時代が続いたわけでございます。

三大ネットワークの一つのNBCというテレビ局はせんだって、AOL、アメリカンオンラインというヤフーのような新しい産業でございますが、これに買収されたのでございます。私はそれを読んでいまして、逆かなと。NBCがAOLを買収したのかと思いましたが、その逆で、AOLという数年前に出てきたベンチャー企業が、かつてのといいますか、ネットワークの中の雄であり

ますNBCを買っちゃった。これは本当に私自身、時代そして産業の激変が起こっているなということを感じさせられたわけでございます。

まず、佐伯参考人に伺わせていただきたいと思っております。

そういった時代認識の中で、また日本経済の大黒柱、私はこれは中小企業だと思っております。そして、この中小企業も金融危機の中で大変なことでおられて、そこで昨年の暮れから信用保証の特別枠の拡大をさせていただいたところでございますけれども、今回のこの法案を生かすというところもございまして、この信用保証の特別枠拡大がどのような効果を現在までもたらし、また今後どのようなことを御要望なさるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○佐伯参考人 今、小池委員がおっしゃいましたように、去年の特別保証制度、これは二十兆円というところで、現在まで、おおよその数字ですけれども、八十八万件くらいですが、十六兆円くらいの使用になっている。私も中小企業の実感としては、特に去年の暮れ、この制度があるために非常に助かった。各中小企業は本当にこれがよかったなということ、非常に効果があったというふうな、逆に御礼を申し上げたいところでございます。

ただ、四月以降は若干実績が落ちついてきているということでありまして、要するに、これからまた産業活力再生法案ということで、いろいろな保証制度とかこういうふうなことが盛り込まれておりまして、これは非常に有効な手段になるだろう。

ただ、今後の問題としますと、あと四兆円あるじゃないかという意見があるかもしれないけれども、これから年末、まだちょっと年末には早いのですけれども、年度末にかけまして、やはり資金の需要というのは、景気が今はちょっと落ちついていましてすけれども、これからこのことを考えると、秋にかけて少し早目にぜひ枠を追加する必要があるのじゃないかと私は考えております。ぜひそ

こら辺を、しかるべきタイミングで二十兆円の枠の拡大というふうなことを御配慮いただければ、中小企業にとつては非常にありがたいと思っております。

以上でございます。

○小池委員 ありがとうございます。

また、その期間の延長なども効果的ではないかなというところも考えております。

さて、先ほど私も指摘させていただいたのですけれども、今回の構造改革に使うか、もしくは単に生き残りに使うのかというのは、経営者の器量の問題。そして、それによる優勝劣敗は最終的には市場が決めると思うわけでございますが、第三条、第四条で、事業の再構築の円滑化ということで、事業の再構築計画を提出する、そして主務官庁からの認定を受けるということになっているわけでございます。

私は、主務官庁からの認定ということに対しては最後まで抵抗した一人でございまして。結局また、いわゆる裁量行政を復活させるのではないだろうか。また、役所の考えているのに体の寸法を合わせてアプライをして認定をもらうというのは、自由経済、そしてこれから活力あるベンチャーを育てようという中で、どうもちょっと違うのではないかと、ベンチャーとこれとは違いますけれども。というので、どうも私は肌が合わないなということ、この辺、なかなか納得はしなかったわけでございます。

しかしながら、必要な手続は幾つかございます。そして、その中でネガチェックだけでいいというふうにも私も思っているわけでございますけれども、これが裁量行政に結局つながると企業としてやりたくないかというふうな率直に思うのでございまして、経団連の今井会長、この辺は私がでございます。

○今井参考人 今回、このお暑い中、会期延長して御審議いただいているということ大変に感謝いたしておりますが、まさにそれだけ事態が逼迫しているわけございまして、待てないという状

況があらうかと存じます。

私は、この法案の中に規定されましたいろいろな措置につきましては、やはり一般的な制度あるいは一般的な税制として進めていただきたいと思つてゐるわけでございますが、限られた大変急ぐ時間の中でやるためには、どうしても商法あるいは税制、税法の特例としてやらざるを得ないというところはやむを得ないというふうに考えております。そのためにこの事業再構築計画や活用事業計画が主務大臣の認定という仕組みになったというふうに了解しております。ただ、従来のように業種指定ではなく、広くどの企業も普遍的に使えるという意味では、私は業種指定よりもよかつたというふうに思っております。

それから、ただいま小池委員がおつしやいましたように、裁量行政の復活ということ、私どももそういうことはあつてはならないと思つておりまして、先ほども、できるだけ客観的、透明的な手続、基準をつくつてもらいたいということ、できれば数値基準、そしてそれも専門家の意見を入れてつくつてもらつて、それを公表し、場合によってはパブリックコメントにかけてしっかりとみんなに認知してもらつて、それから、認可した計画も、できればすべて内容も公表して、そういう裁量の余地を、疑念をなくすようにしていただきたい、かように考えている次第でございます。

○小池委員 先ほど私、どうも肌が合わないというのを申し上げました。今考えてみますと、銀行、金融機関が破綻をし、そしてそれが国有化され、再生委員会のチェックのもとで、いろいろなガイダンスの中で金融機関が今また再生しようとしてゐる。結果的に生きるべきものを殺す必要はないわけでございますから、緊急ということでは申し上げるならばそれは必要かもしれない、百歩譲つてのことでございます。そしてまた、こういう形で、主務官庁の認定を受けるという形で産業活力再生というの、これも緊急ということでは百歩認めざるを得ないのかと思つております。いずれにいたしましても、組織、産業、企業、

あらゆるものは、政党もそうでございますけれども、人、物、金、情報という四元素があるわけで、今回の制度が物の部分からしれません。そして税制がお金、そして情報、これはまた別。結局最後に残るのは人材ということになってくるかと思ひます。

先ほど人材の育成ということが指摘されていたわけでございますが、経営者としての人材、そしてそこでの従業員としての人材、この両方が求められてくるのではないかと思つております。勤める方の人間とすれば、これまで終身雇用という、日本的慣行といひましようか、それがベースにあつた、そこに浸つてきたわけでございますから、私はいつも、日本人というのは非武装で忠実だ、会社には忠実だけれども実は何も個人的には武装されてゐない。

最近も、ある破綻した銀行の支店長さんをやつておられた方がハローワークに行つて、あなたは何かできるかと聞かれて、支店長ができるかと答えたいと云つてございまして、そして、少なくとも一千万は欲しいと言つたら、そういうのはありませんといつて断られたなどということを知りたりもいたしました。

ですから、これまでの日本の雇用のマーケットでは非武装忠実、会社には忠実でありさえすればいいというようなことであつた。それが今ではもう武装自立の社会に変わつてくるんだということを、現実が知らせてくれているのではないと思ひます。その意味でも、ミスマッチなども起こり、再教育の必要性もあるかと思ひますけれども、一方で経営者の意識改革というのも大幅に行わなくてはならないと思つております。

今回、この人、物、金、情報で、最後の人の部分でございますけれども、これだけの法案の中にもあります制度、魔法のついでにはございせんけれども、いろいろな土壌、そして土俵が整つたとなつて、あとそこで踊る方の問題になつてくるわけであつたら、GEのウェルチさんのような人がこれで本当にははん手腕を発揮できるように

なるのか。

その辺のところ、人の問題。どなたに何えはいのかちよつと難しいところはございますが、私は経営者の意識改革ということも重要ではないかと思ひます。今井会長、お願いいたします。

○今井参考人 ただいまの御指摘、極めて重要だと思つております。私も、今度の法律ができましたら、これを活用いたしまして、できるだけ企業の選択と集中を行ひまして、そして生産性を高め、収益性を高めていきたいと思ひますが、そういうことをやるのがマクロ的に見ましてもやはり日本の経済再生につながるというふうに思つてゐるわけでございます。

ただ、個人個人の人の問題につきましては、必ずしも一つの企業にずっとということが守られないかもわかりません。そのためのセーフティーネットワークというものをぜひお願いしたいということ、先般の緊急雇用対策は私も望んでおりますことがかなり入つておまして、補正予算もつけていただいて、私は、その点は心配はしてありますけれども、それほど大きな社会的な不安は大きな改革が実行できるのではないかと。先ほど小池委員おつしやいました、大きな渦の中で新しい方向に踏み出していくということが大体制的にも整つてゐるのではないかと。私どもは、その中で個々の企業として全力を尽くすつもりであります。どうもありがとうございます。

○小池委員 ありがとうございます。

私、きのう夜たまたま電通総研から送られてきた本を読んではいたら、経済界の方から、私が言つてゐるのではなくて経済界の方が、いわゆる勲章制度、叙勲の制度をもうやめていいのではないかというような提言があつて、おotto思つたのですけれども、これについては経団連では何か話はあるのでしょうか。

○今井参考人 これは経済同友会で議論してやつたようでございます。経団連としては議論しておりません。私は個人的な考え方を持つておりますが、ここでは差し控えていただきますと思ひます。

います。

○小池委員 先ほど裁量行政の問題を取り上げさせていただきますましたけれども、私はこの問題も今後大きな課題として考える必要のあるのではないかと思つております。

最後に、もう時間がございせんので言ひつ放しになるかもしれませんが、ベンチャー支援のところで、実は民主党の方から女性のベンチャーの支援ということが出ております。

おもんばかつてくださつてありがとうございます。いところでございまして、私は、女性だけを取り上げるといふのはかつて女性に失礼ではないかと思つております。そして、起業家たるものは男性でも女性でもやはりそこではつきりと結果が出るわけでございます。かつてアメリカに、ファースト・ウイメンズ・バンクというのがございました。なかなか女性には、同じベンチャーでも女性だからというので融資を受けにくいということとで始めた銀行でございましてけれども、そもそもその銀行自身がつぶれてしまつた。

ですから、女性のアイデアを生かすビジネスを女性がやろうが男性がやろうがいいわけでございます。そして、その結果は等しく出てくるということ、私は、むしろ女性起業家ということに思つておられますが、最後にこの点について、高橋さん、いかがでしょうか。

○高橋参考人 私も、最初これを拝見しましたときに、おやつと思ひました。それは事実でございます。しかしながら、確かに日本の社会、建前では男女を区別する必要はないと思ひますが、実際の女性の地位、特に社会における地位、それから働きやすさということを考えますと、私は、女性をターゲットにした立案というのをしてもよろしいのではないかと思ひます。

ただ、こういう形で上げるのがいいのか、それとも、例えば女性の就業をもっとしやすくする、あるいは起業をしやすくするという観点から、もう既にいろいろ措置がとられておりますけれども、

例えば保育園制度の拡充であるとか、あるいはコミュニティで子供を世話するようなシステムをつくるのか、そういった女性への配慮というのはもともと法律上されてしかるべきだというふうに私は思います。

○小池委員 ありがとうございます。

○古賀委員長 吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝でございます。きょうは五人の参考人の皆さんに御苦勞をいただきまして、私はまず、そのことに對して、御苦勞さまでというのを申し上げたいと思っております。その上で、時間が限られておりますから、せつかく五人の方に來ていただきながら、お一人お一人に、ちよつとそこはなかなかまいりませんので、質問できない方についてはひとつ御容赦いただきたいと思います。

私は、きょうは、この法律に一番かかわりのある労働界の参考人の方と、それから産業競争力会議の参考人の方に質問をいたしたい、こういうふうに思います。

最初に野口参考人に伺いたいわけですが、法案第三条六項六号「従業員」の地位を不当に害するものでないこと」という、この部分にかかわつてですが、昨日の政府答弁などの中では、要するに、労働組合と協議をしておれば合意をしていなくても事業再構築計画を承認する、そういう立場の答弁でありました。そういう点で、政府は、要するに労働の協議だけはやつてもうが、しかし雇用契約、労働条件、労働協約の継承などは必要としない、そういう立場だということに私は理解しているんですが、この点についての、労働組合に身を置いていらつしやる方としてのお考えというものを、まず伺いたいというふうに思います。

〔委員長退席、岸田委員長代理着席〕

○野口参考人 先ほども述べさせていただいたように、私どもとしては、やはりあくまで事前の労使協議があつて、しかも雇用や労働条件に影響するような場合は、その中身について合意が必要である、このように考えております。

○吉井委員 政府の答弁の中では、要するに、解雇を伴うリストラ計画に労働組合として反対ということを決めたとしても承認を与える、そういうスタンスです。

引き続き野口参考人に伺つておきたいんですが、産業再生の名で国が事業再構築計画、いわゆるリストラ計画を出させる、これに承認を与えてリストラ支援を行う、この点では、実は金融機関の営業譲渡などでは金融再生委員会がリストラ計画を出させて、そして合併の承認や公的資金援助を行うということが既に始まつております。つまり、大量解雇を伴うリストラ計画を出させて、法律によつてその大量解雇を促進するというやり方が今日既に始まつている。

そうなりますと、労働法制に違反する大量解雇が、こういう別の法律によつてその違反が合法化されてしまふ。これは私は非常に大問題じゃないかなというふうに思ふんですが、この点についての労働組合としてのお考えというものを伺いたいと思います。

○野口参考人 御指摘のとおり、産業の構造改革に伴つて、当然のことながら、雇用問題というのがあわせて生ずるわけでありまして。しかし、残念ながら、我が国の今までの法制の実例を見ますと、そういうような産業の構造改善と労働とは全く別に切り離されて議論されているわけです。これは大変不当な問題であり、やはりこれまでのいろいろの立法の議論が大変偏つたものである。

とりわけ、こういう議論というのは、ここでございますように商工委員会だけでやる、労働委員会ではこの問題についてなかなか触れないという問題がありますが、私は、これからのいろいろな構造改善というのは、さまざまな局面について議論しなきゃならない問題がたくさんあると思ひます。そういう意味で、国会も、縦割りの議論ではなく、総合的な議論を幅広くしていただきたい、こういうふうに考えております。

○吉井委員 野口参考人には後ほど時間があればもう一問お聞きしたいと思いますが、次に

今井参考人に伺いたいというふうに思います。

九二年六月十一日の日経連タイムスの「主張」では、多くの企業が景気の先行きを過大に評価して大幅な設備投資の拡大に走つた、バブルの発生と崩壊というおまけのついた日本経済自作自演の不況であるというのを書いておりました。

実は、経団連の五月の第一次提言を見ても、いただきましたけれども、あの提言の後、五月二十日付の日経の社説では、過剰設備の廃棄と過剰債務の削減を結びつけた債務の株式化や、それに対する税制上の支援、工場跡地などの流動化について、バブル時代の失敗のツケ回しの発想は好ましくないと、「特定産業の延命策に偏つていないか」という表題をつけて書いておりました。

私は、ツケ回しの発想ではモラルハザードを来す、これがマスコミなどで共通した厳しい批判の大きな一つだと思ひますが、この点についてどのようにお考えを伺いたいと思ひます。

〔岸田委員長代理退席、委員長着席〕

○今井参考人 現在の過剰設備というのは、必ずしもバブルの崩壊だけではなくて、円高による空洞化とかあるいは東南アジアの経済の縮小というようなことに起因して起こつておる点も多々あるわけですが、私は、過剰設備の廃棄というのは、これは企業の責任でやるべきだということに思つております。

ただ、企業の中では、もう資産が全くなつて、そして廃棄しようにも例えば退職金が払えないというようなところもございまして、しかし、そういうところは土地を持つておりますから、その土地の流動化を促進することによつて、市場から、マーケットから、生き残れない人たちが社会的な問題を起さないようにして退場するということのようなことは考えてもいいんじゃないか、こういうふうにも思つております。過剰設備の問題は、あくまでも企業の責任をもつてやることだと思つております。

それから、今回いろいろここで法制とか税制の特例措置がございしますが、これは、先ほどから私

申し上げておりますように、特例措置としてはなくて、やはりグローバルスタンダードとして、よその国がやつていないことを日本でも実行してもらいたい、ただ時間がないので特例措置で今回はおやりいただいている、こういうふうにご了解しておりまして、特別の恩恵をこれによつて受けるという考え方を私は持つておりません。

それから、デット・エクイティー・スワップの問題につきましても、これはあくまでも企業と金融機関との話し合いでやるべき問題でありまして、そういうふうな、つまり債権の証券化というふうなことが行われました場合には、当然のことながら、その企業の株主は減資によつて、あるいはその企業の経営者は退陣によつて、責任をとるべきであるというふうに私は考えております。

以上でございます。

○吉井委員 今、過剰設備の問題でおつしやつた中で、確かにバブルのときの過剰な設備投資の問題、それから需要の落ち込みによる、物が売れないために生産活動ができませんから過剰となつていふもの、それから今おつしやつたもう一つの円高要因の問題ですね、そこはもう少し本当はよく切り込んで考える必要が相互にあるのじゃないかと私は思つております。

実は、かつて野村総研の方で、トヨタ自動車の研究という中で、これは有名な言葉ですが、悪魔のサイクル、悪魔の循環という、コストダウンをうんと図る、そのためにリストラをやつて人減らしをやつて、過剰労働と、下請にはうんと安い賃金を求めて、これで輸出競争力をどんとつけて輸出を伸ばして、その結果、円高に走つていく。円高でもやれるようにということで、私がかつてトヨタに調査に行ったときには、スーパーコストダウンという言葉まで使われておりました。

そういう悪魔の循環を繰り返す中で、どんどん円高になつてきて、そしてそれが、いわゆる為替レートで見た人件費のコスト高の問題も招いていふし、今井さんが今おつしやつた円高要因による過剰設備というお話にしても、円高ということ

にはそこがあるということ、私は非常に大事な点として見ておかねばいけないのじゃないかなというふうに思っております。

引き続き今井参考人に伺いたいのですが、せんだって、新日鉄広報センターの発表資料を見させていただきました。その中で、国内LSI事業からの撤退に伴う損失千五百五十二億円ということになっておりました。

これは、バブル期に多角経営、複合経営ということをおっしゃってられて、それで、半導体、エレクトロニクスなどの新規産業を進められたわけですが、その投資が失敗して財務体質が悪くしてしまつた、これはもちろん海外投資の分もあります。そこで、子会社としてつくれた日鉄セミコンダクターという半導体部門もうまくいかない、失敗だということ、事実上たまた同然に近い売却をして、千二百億円近い特別損失をお出しになったのです。

これは別の話に移りますが、五月二十日付の日経新聞の「産業再生を聞く」という中で、今井参考人が、失業者を一律に手厚く保護することは反対だと言っておられました。一方ではおっしゃるのだが、労働者や一般国民には自助努力を求めながら、自分は経営責任を不問にして、産業競争力の強化を理由づけにして過剰設備の処理などを国に支援を求めるといふことになれば、これは少し筋が違っているんじゃないか。

ウシオ電機の牛尾さんなども、重厚長大型の製造業に、自己責任原則を言いながら国に支援を求めるのはおかしいという指摘をしておられるものもありますし、このほかにも経済界の幹部の多くの批判の声が出ているのは御存じのところだと思います。

そこで、産業競争力強化を理由に挙げれば経営の失敗による過剰設備や債務の処理を国に支援してもらえ、責任をとらなくてよいということになれば、私はやはりモラルハザードを来すということになると思うのです。これはマスコミも、経済界からもそういう批判は随分ありますが、こ

の点について、モラルハザードという問題、それを来さないためにも、労働その他のリストラを求めるだけじゃなしに、そこをどうするかということについてのお考えを改めて伺いたいというふうに思います。

○今井参考人 大変厳しい御指摘でございます。まず、私が失業者の一律の保護と言ったかどうかということ、今、記事に出ていたということでございますが、失業の中には自発的失業と非自発的失業があつて、非自発的な失業で扶養家族を抱えた高齢者に手厚くということをかねがね申し上げているわけでございます。そういったようなことが恐らく記事になったというふうに思っております。

それから、今回のこの産業再生は、先ほどから申し上げておりますように、私は国の支援を求めているという意識はございません。あくまでもグロバルスタンダードに基づいた法制並びに税制を国において整備してもらいたいということをお願いしているわけでございます。国から手厚い支援を受けるというような意識を全く持っておりません。

それからもう一つ、半導体の問題につきまして、確かに大きな失敗をやりまして、株主に多大な損害をかけているわけでございます。これはしかし、先ほど失敗の自由というお話もございました。やはり企業経営をやっていく中では思い切つてリスクをとるような場面もございます。特に私ども、八五年の円高で大変な企業の合理化をやらなければいけない、その中で、私どもの勤労者に仕事を与えるということで、ありとあらゆることに手を出しました。この中で、成功した例の方が少ないのでございますけれども、そういった中の一環として半導体にも出たわけでございます。

しかし、御承知のように、半導体というのは市場が全く急激に変化したしまして、私どものような小さな半導体企業ではなくて、ほかの、日本を代表する半導体企業も、大変大きな、私どもの損失に数倍するような損失を出している中で事業

撤退でございまして、私は、撤退したということについては、むしろそういう決断をして株主に御迷惑をおかけするのを少なくすることができたというふうにご覧いただければと思います。

○吉井委員 そこで、私は、野口参考人にはグロバルスタンダードということについて伺っておきたいと思つたのです。

日本は、グロバルスタンダードというよりも、本当はアメリカンスタンダードを盛んに考えているのじゃないか。むしろ、ヨーロッパスタンダードの方こそグロバルスタンダードと言ふべきものじゃないかと思つた。その点では、EUの方の解雇規制にかかわる指令、あるいは営業譲渡についての解雇規制などを定めた既得権指令、そういうものこそ、実は本来、グロバルスタンダードとして日本はもとと受けてとめて考えていかなければいけないと思つたのですが、この点についての野口参考人のお考えを伺いたい。

グロバルスタンダードということは今井参考人がおっしゃつたのですが、今井参考人にもう一つお聞きしておきたいのは、銀行や企業の不良債権を国に移しかえて、国はその不良債権を国民一人一人に移しかえるというやり方で、最後は国民に背負わせるといふやり方になると、これは金融危機の解決だとか産業競争力の強化だとかを振り回しても、甘えの構造じゃないかという識者の指摘があります。そういう論文等も出ております。

やはり甘えの構造じゃないかという指摘で、今井参考人は、みずからの企業についてはそうじゃないんだと胸を張つて今おっしゃつたわけですが、今度の産業再生法の仕組みそのものについて、国に一次提言を出してそのことを求められた代表としての立場から、御見解というものをお聞きしておきたいと思つた。

○今井参考人 金融の不良債権というのが、企業の不良資産なり不稼働設備であるという関係にあることは事実でございます。それで、不良債権を早急に処理するために、日本発の金融恐慌を起こ

さないために、その金融に公的資金が注入されたということも事実でございますが、この公的資金というのは、私は税金そのものであるというふうに認識しております。既に破綻した金融機関については、これは税金になるわけでございますが、その他はいずれ返済するものというふうに考えております。

それから、企業につきましては、これはあくまでも自力でやるべきことであるというふうに思っております。デット・エクイティ・スワップの問題などにつきましては、金融機関と企業との話し合いですべて解決するべき問題でございます。私どもは、デット・エクイティ・スワップをやることによって銀行に注入した公的資金が企業に注入されるというような考え方を持つてこれを推し進めているということは全くございませぬ。あくまでも金融機関と企業との話し合いでデット・エクイティ・スワップというものがなされるはずである、かように思っております。

以上でございます。

○野口参考人 グロバル化のお話がありましたけれども、コポレートガバナンスの議論の中でもさまざまな進歩すべき道が議論されております。私どもも、アングロサクソン型でなく、しかしまた、必ずしも大陸型がいいとも考えておりません。やはり日本の実態に合ったものをさらに追求していくべきだろうと思つた。

とりわけ、雇用の場におきましては、御案内のように、大手、中堅企業は非常に新規卒業者の青田刈りを促進させておられて、中高年の人材を雇うというようなシステムがございませぬ。そういう中で、雇用の流動化というのを一時に進めていくことには大変問題があると思つた。

それから、ヨーロッパのシステムでございます。先ほど大口委員からの御質問にもございましたが、あるいは社民党さん、まだ御質問されていませんが、その辺についてもあるのではないかと思います。

実は、ヨーロッパにおきましては、一般的には

企業譲渡指令、こう呼ばれておりますE.U指令がござります。一九七七年に既に確立されております。その後、欧州の司法裁判所の判例の積み重ねによってさらに内容が充実されて、昨年、九八年にこれを改正しております。どんなものかと申しますと、企業の譲渡あるいは企業の事業の全部または一部の譲渡につきまして、さまざまな労働者への保護を与えておるものでございます。

例えば、雇用契約がそのまま、あるいは雇用契約に伴う権利義務がそのまま移転先に動いていく、包括的に動いていくというようなものでございます。あるいはまた、合併や分割、こういうものを理由とした解雇というものは認めないというような中身、さらに、譲り受けた事業が同一性を有する場合には労働者の代表者の地位はそのまま維持されるというような中身でありますし、また四つ目は、そういうふうな事業の構造改革に当たっては労働者代表へ事前に協議をしなければならぬ、こういうものでございまして、これは単なる中途半端な指令ではございませんで、すべての国において遵守を要請されているものでございます。

私も、こういうようなものもグローバルスタンダードの一つであり、同時に、日本もこれを導入すべきだというふうに考えております。

○吉井委員 時間が参りましたので終わります。どうもありがとうございました。

○古賀委員長 次に、前島秀行君。

○前島委員 五人の参考人の方々、御苦労さまでございます。最後でありますので、おつき合いのほどをお願いしたいと思います。

最初に、野口参考人に伺います。

いわゆる産業再生、本法の事業再構築、これは当然、企業の組織の変更を伴うことが予想されるわけでありまして、当然、労働者の地位、身分にかかわることが出てくる。したがって、雇用の不安がある、こういうことだろうと思えます。そこで、参考人の御意見、出されました資料等々を拝見させていただきますと、まず、政府、行政

に向かつて最低求めていることは何だろうかというふうな感じがしますね。それは、再構築事業を推進するに当たって、いわゆる雇用の変動といましようか、従業員数の変動が生じるか生じないかを認定の計画書の中に明確に出してほしい、ここが大きな一つのポイントなのかな。これが一つ。

それと、いわゆる産業再編成等々に伴って生ずることが避けられない雇用の問題についてのさまざまなシステムとか、あるいはセーフティネットというものがまだ十分整っていない。そのときに、リストラだけが先行しやしないのか、こういう不安というものが労働者、勤労者の中につきまとうんだらうと私は思います。したがって、長期的にはこの雇用不安を安心させるためのセーフティネットを初めとするさまざまな仕組み、制度が整う、このギャップをどうするのかというところが政府の方に求められているような気がします。

そういう面で、労働者側として行政、政府にこの法案を具体的に実施するに当たって求めている点、それから、長期的に求めている、その辺はざりざり何なのかという点をお聞かせいただきたい。これが一つ。

それからもう一つ。御意見、資料を伺って、本法に基づく再構築の事業を進めるに当たっては、絶対的要件として、労働側は企業に向かつて協議と合意を求めている、こういうふうには私は思います。ここをちゃんと制度的にどう担保するのかというところが大事、そのことを一番、連合として、働く者の組織として、ここに求めているのか、こんな認識を持つわけでありまして、いわゆる本法の実施に当たっての行政に求める点、それから経営側に求める点を、御意見を伺いたい、こういうふうな思いです。

○野口参考人 この法律の中に「従業員の地位を不当に害するものでない」と書かれてあります。どういうふうな解釈するかであります、いずれにしても、雇用労働条件に関するものについて従

業員あるいは労働組合は相談にあずかり、これについて合意ができるものでなければ、国の施策としてやるべきではない、こういうふうに考えます。そういう意味で、最後からお答えいたしますけれども、やはり協議なり合意を計画の中で確認する手段が必要であるというふうに考えます。これは、現実には労働関係の法律には、例えば三六協定でありますとか、あるいは先ほど触れました雇用の助成金についての制度もあるわけでござい

ます。雇用の変更あるいは人員の増減員について、計画の中で載せるべきではないか。私も全く賛成をいたします。同時に、計画がどういうよう

に実行されているのかという途中の経過、あるいは最終的な結果について、これは政府も責任を持つて確認をすべきだ、こういうふうに考えます。私もとしましては、この法律がどういうように雇用に影響を及ぼしていくか、大変不安でござい

ますが、そういう意味で、途中での経過確認というものができるようなシステムをつくっていただきたいというふうに思います。

それから最後に、リストラだけ先行をする、安心できるようなセーフティネットをどう構築するかというお話でございしますが、残念ながら、今の政府のシステムについて、私も安心できるようなセーフティネットがあるとは思いませんし、また、政府だけでなく、企業の制度、仕組みそのものが、失業した人々を円滑に受け入れられるようなシステムにもなっていない。ですから、社会的、法制度的なシステムの改革というのと相まってやっていかなければいけない。これについては、もう少し中長期的な努力が必要であるというふうに考えます。

以上でございます。

○前島委員 今井参考人に伺いたいと思えますが、今、この事業あるいはこの法律に基づくさまざまな産業再編あるいは事業再構築を進めるに当たっての労使の協議というのは、私、これはある意味でいったら当然だろうと思えますし、これを否定

する者はいないだろうと思えます。今どき、この種の問題で労使の相談なくして一方的にやるなんてことは、あり得ない世界だろうと思えます。ですから私は、相談をしてやる、お互いに協議をして進めるところは当然で、一番今大事なのは合意というところではないだろうか、こういうふうに思います。

先ほど言っていましたように、私たちの政治の責任、あるいは政府の責任等々、社会的な責任でセーフティネット等々がまだ十分と言わざるを得ない状況の中で、労働者の地位、身分の変更にかかわるようなことを法的にさまざまな支援をして実行しようとするときに、労働者の側から見ると、それは協議と合意がなければ大変だといふことは、働く側の者として当然要求として出てきてしかるべきだろうと私は思います。それが憲法二十七条で保障しているものだろう、こういうふうに思います。

そこで、我々政府なり行政なり政治の責任は我々の問題として置いたとして、いわゆる直接のかかわりある労使という関係の中で、この合意というものをどう経営の側も労働者に向かつて保障するか、担保するかということが非常に大事ではないだろうか、こういうふうに私は思います。したがって、願わくば、私たち働く側といましようか、労働者の側から見れば、合意がない限りは絶対進めてもらいたくない、進めるべきではない。ここが私は、働く側から見れば、労働者から見れば、経営者に向かつて最低の要求であるし、ぜひそこは守ってもらいたいという形に今日なっているだろうな、こういうふうに私は思います。

そこで、今井参考人は、相談するのは当たり前だ、当然だよ、やっていくよ、こう言いますけれども、問題は、合意というものを大事にする、合意を今後前提にしていくなのか、そういう意味で、経団連の立場から産業界にもそういう指導をするということはどうとらえていらっしやるのか、ぜひお考えをお聞かせいただきたい、こういうふうに思います。

○今井参考人 先ほどから申し上げておりますように、私どもは当然、いろいろな事業の再構築をやるに、これは計画が実行段階に入りましてから労働組合と協議して、そして合意されるもの、それから、個々の勤労者の身分の異動にかかわる問題についても一人一人の合意を取りつけるべきもの、かように私どもも考えて今まで行動してきておりまして、これはどの経営者も同じだと思ひます。

ただ、会社が本当に生きるか死ぬかというときの選択になりますと、この合意というのがかなり対立的になる可能性は、それはございますね。これは、やはりある程度そういう事態も考えておかなければいけないというふうなことで、セーフティネットの整備ということをお願いしているわけでございまして、また私は、その点につきましては見解がいろいろあるかと思ひますが、かなりいろいろな点で整備されてきているというふうに思っております。

それで、新しい雇用の場を社会全体で創出するという意味からいえば、いろいろな面での規制の撤廃、緩和が進んできておりますし、それからまた、ミスマッチを解消するという意味では、職業紹介とか労働者派遣の自由が認められましたので、民間がハローワークのお手伝いをするということができておりますし、また個々の企業の中でも雇用の再雇用のための教育訓練制度というものも随分進んできておりますし、そういうふうなことをやりながら、個々の企業はとにかく雇用維持に最善を尽くしてやるということが大原則ではないか、かように考えているわけでござい

ます。

それから、経団連といったしましては、この六月十一日に政府の対策が発表されましたときに、これは連合も一緒に呼ばれて、官邸で総理、通産大臣、それから労働大臣ともお話をしたのでございまして、私も直ちに各会員企業に通達を出しまして、新しい雇用の創出、それから例えば中途採用の拡大あるいは年齢制限の撤廃、あるいは

学卒の未就業者の採用等につきまして、できるだけの配慮をするようにという通達を全会員に出しております。

そういったようなことで、あらゆることで雇用の安定に努力してやってきているわけでございまして、これからは努力していきたい、かように思っております。

○前島委員 その合意ということとを双方お互いに大事にするということが大切だろうと思ひます。ぜひ全体の御指導も、その点はお願ひをしたいと思います。こういうふうに思ひます。

それから、高橋参考人に伺いたいと思ひます。

一つは、失業の今後の見通し、それとこの法案に伴う影響という点ですね。六月末公表で〇・二ポイント失業率が落ちて、若干いい方向かなと思ひけれども、中身を見てみるとパート等々のあれでもって、中身的には必ずしもいいものではない。一般論としても、まだまだ雇用不安、失業率の上昇ということとは考えられる。それに、本法が与える影響等も、正直言つて心配しなくはない。その辺のところの認識はどう受けとめていいのかということが一つ。

それからもう一つは、先ほど、産業の再生に当たつて四つのパッケージに進めていくことが大切だ、こう言われました。

そこで、最初の労働力の流動化の推進、それと二以降のギャップ。私は、労働力を、労働市場を流動化でき得る先ほど言いましたようなさまざまな条件が今整っているのかな、これはまだ十分だ、こういうふうに見ざるを得ないではないだろうか、こう思ひます。

セーフティネットにしても、さまざまな社会的な仕組みについても、また日本の習慣等々の点においても、労働力を積極的に流動化させるための条件というのは、まだないではないか。そのな

いときに、二以降の産業の再生、産業の再構築というところだけが先行していきまうと、そこにギャップが生じて、混乱といひまうしょうか、社会的問題、労働者の側から見れば失業雇用不安とい

うものが出てくるんだろうな。積極的に労働力を流動化するための条件は、まだ整備されていないと見るべきではないだろうか。

そのギャップをどう埋めていくかということと、この新しい再生あるいは産業再構築に伴う雇用の不安との調整というところが私は工夫の余地であり、そこをうまくやっていくということが課題だろうな、こういうふうには思ひますが、その辺の認識についてどう受けとめるべきなのか、御意見を伺いたいと思ひます。

○高橋参考人 お答えいたします。

これはあくまでも私どもの試算にすぎませんが、例えば二〇〇一年三月、二〇〇〇年度末でございしますが、もしゼロ成長が続きますと、二〇〇〇年度末で失業率は六%を超えるというふうには試算しております。逆に、二%を超える成長が可能であれば、失業率は落ちていくというふうに思ひます。ですから、当たり前でござい

ますが、当面の景気情勢が極めて大きく影響を与えるというところで、低い成長であれば、当然これから失業率が上がっていくことは短期的に覚悟しないといけないということだと思ひます。

ただ、私は、失業につきまして、短期的に見た失業率の上昇も当然でございしますが、もう少し中長期的に見ましたときに、日本経済はやはり失業が構造的に高まっていくという危機にあると存じます。

例えば、製造業などはかなり効率化が進んでおりますけれども、金融ですとか建設ですとか、こういうサービス業で極めて効率化が図られていくところ、これはこれから効率化が進んでいけば当然雇用があふれ出てくるという形になってまいります。そこで、そういう非常に効率性の低い産業から、これからどのぐらい雇用があふれ出てくるかということをお断りして計算しますと、例えば二〇〇五年とかそのぐらいのときには、失業率で見まして八%とか九%とか、そういう姿になって

いても不思議ではないというふうには思ひます。そうしますと、日本の問題は、短期的な雇用の維持ということもさることながら、中長期的に見て失業率を高めなないための措置というものが必要だと思ひます。そのためには、足元で個々の企業が雇用の維持努力をすること、これは当然必要でござい

ますけれども、その一方で、やはり日本の産業構造を高度化していつて新産業、新企業を起こしてくるということをしめさんと、従来型の成熟産業だけを維持していつても雇用は失われる一方だと思ひます。ですから、足元で新産業、新企業を育成するための努力というのをとにかく早く進めるといふことが必要だと思ひます。

そうは申し上げても、私はギャップが生じると思ひます。それで、そのギャップは、正直申し上げてやはりある程度は出てくると思ひます。それにつきまして私は、今の政府の雇用対策で十分かという意味では、直接的な雇用維持ということよりも、やはり、人材を再教育していく、職業訓練していくという観点で流動化対策をもっと強化していく必要があるのではないかとこのように思ひ

ます。

具体的には、例えば私どもとしては、アメリカにあります、コミュニティカレッジのような、要するに大学がもっと人材を再教育していくようなシステムを強化していくというようなことも含めまして、再教育システム、職業訓練のシステムというのを、今までは企業が担っていましたけれども、これからは企業は担えないという前提に立つて、制度として拡充していくということが必要だといふふうに考えております。

そういう意味で、雇用対策は十分かと言われるば、それは決して十分ではない。流動化を促進するための対策はさらに打っていかないとはいけません。しかしながら、足元で摩擦的な失業が高まることを恐れ過ぎると今度は産業の再生そのものが進まない。そういうジレンマにあるといふふうに私は存じます。

○前島委員 ギャップが存在する、そこを埋めながら進めていくということが最大のポイントだろうな。現に私も、今先生の認識と同じように

ギャップが生じている。そこで、労働者の側から、働く者の側から見れば、心配する問題が出てくるわけですね。

そういう中で、この法案が出てくるならば、こういう産業再編が必要という客観的情勢であることは間違いないというのには私も認識する。だとするならば、セーフティーネットを初めとする社会的システムのギャップが生じないという前提が必要だろう。しかし、現実が生じている。だとすると、連合から資料が出てきている企業組織変更に伴う労働者保護法というものが必要になってくるのではないだろうか。それが相伴つてこのことが進められることが大事だろうというふうに私は認識するわけでありませう。

そこで、最後に野口参考人にお聞きしたいと思います。

この資料の中で提示いただいておりますこの労働者保護法という観点と連合としては今後どういうふうな位置づけしていくのか。あるいは、政治の場はこの法案の制定というものを求めていく、そういう位置づけにあるのか。その辺の考え方を聞かせていただきたい。

○野口参考人 企業の組織変更に伴います労働者の保護法につきましては、私どもとしても新たな法案づくりについて検討を進めたいと思っております。また、さまざまな支援あるいは御協力をいただいている政党の応援も得たい、その上で早期に法案を国会の方へ提案をしていただきたい、このように考えております。

この法案だけでなく、例えば、企業が倒産したような場合に労働者の労働債権がどういう順位で法律上守られるか、このような問題につきましても、先ほど申し述べたと同じように、国際的なグロバリストandardというのがございます。

あわせて、これからのさまざまな変化に対応するものにつままして、私どももこれから一段と勉強を積み重ねたいと思っております。また、先生方の御指導をお願いするところでございます。

○前島委員 どうもありがとうございます。
○古賀委員長 これにて参考人に対する質疑は終わりました。

参考人の皆様には、長時間にわたりまして貴重な御意見を述べいただきました。まことにありがとうございました。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時二十六分休憩

午後一時三十分開議

○古賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。岸田文雄君。

○岸田委員 自由民主党、岸田文雄でございます。

昨日、八時間の質疑を行い、そしてきょう午前中、参考人の質疑を行い、またこれから引き続きまして質疑を続行いたします。産業活力再生の議論であります。この議論を振り返ってみますと、ことしは随分早い時期から大変大きな議論が続いてきたわけでありませう。

日本の厳しい経済の状況、こういったものを前にしまして、昨年、金融の問題が大きな議論になったわけでありませう。また、引き続きまして、昨年の末から平成十年度の第三次補正予算、そして平成十一年度予算等で需要サイドの対策というものが議論され、そしてそれに加えて、金融、需要、こうしたサイドでの対策に加えて、供給サイドの対策ということから、産業活力再生というのが大変大きな議論になってきたところでありませう。

パブルの責任論ですとか、雇用に対する不安ですとか、さまざまな角度からこの問題に対する議論が続いてきたわけでありませう。例えば、今審議されておりますこの法案につきましても、一部には、パブルの責任を棚上げにして公的資金のお手盛りにあずかるという法律ではないか、こんな

見方をする方もおられるわけでありませう。こうしたパブルの責任論というもの、我々は謙虚にこうした批判にも耳を傾けなければいけないわけでありませう。しかし、具体的にだれに責任があるのかということ論議すること、これは大変難しいわけでありませう。

昨日、当委員会の質疑の中でも、通産大臣がおっしゃっておられました。パブルの時代、経営者のみならず、官僚もあるいは銀行もすべてが判断を誤った、そういった御発言もあつたわけでありませう。私自身も同じ思いであります。しかし、一歩譲つたとして、仮に、経営責任を負わなければいけない企業や人がおり、そして一方、全く責任のない人がいるということとを認めたとしても、どこで線を引くのか、具体的にだれがどこまで責任を負うのか、これは大変難しい議論になってしまふわけでありませう。

よく比較の対象として金融の問題が挙げられるわけでありませうが、金融の場合、公的資金が導入されて、その経営責任というものが厳しく追及されている。こういったものを引き合いに出して、いろいろな議論をされる方もおられるわけですが、金融の場合は、公的資金を導入して、国が株主という立場に立つて、その株主という立場から経営者の責任を追及する。それぞれの立場が明確になっていて、それぞれの役割のもとに責任を追及することになっているわけですから、この産業活力再生の議論において、事業再構築等を支援していくという当法案のような形において、同じく責任論を云々するということ、これは大変おかしいことになりかねない、そんなことも思うわけでありませう。この辺をよく整理して、こうした議論もしていかなければいけないのではないかと、けしからぬという感情論に振り回されて、結局何にもできないということになってしまつては、みんな泥舟に乗つて沈んでしまふということになるわけでありませう。謙虚にこうした責任論にも耳を傾けながら、一体何ができるのか、一体何をなすべきなのか、具体的に、そして現実的に我々

は対応を考えなければいけないのではないかと、そんなことを強く感じております。

さらに、いろいろな議論の中で、雇用の問題、引き続き当委員会でも大変大きな議論が続いているわけでありませう。この事業再構築の円滑化等において、それに伴つてリストラが促進されるのではないかと、あるいは雇用に影響が出るのではないかと、こんな議論が出てくるわけでありませう。もちろんそういった面がないとは言えないわけですが、そのために、この法律においても、三条六項六号等において、認定基準の厳しいチェックを行うという内容が盛り込まれているわけでありませう。またこの法律以外にもセーフティーネット等を考えなければいけない、これは当然のことでありませう。

しかし、その部分にとらわれて、この全体の議論、この法律全体を否定してしまつては、木を見て森を見ずというか、極めて視野の狭い議論になってしまふのではないかと、そんなことを感じます。なぜならば、企業というのは国内だけで活動しているものばかりではないからでありませう。国際社会、あるいは市場原理にさらされて、大きな大競争の中で企業が企業活動をしている。こういった大競争に打ちかつたために、生き残っていくためには、いやが応でもこの法律の中に盛り込まれているような事業再構築、これはしていかなければいけないわけでありませう。それ以外にも研究開発等、前向きな努力を進めていかなければいけないわけでありませう。

この政府が提出した法律の中身を見ましても、その施策は、決してほかの国において行われていないような施策を飛び越える中身にはなっていない。あくまでもグロバリストandardの範囲内で行われているということを考えますと、これさえ準備できないようであるならば、やる気のある企業あるいは優秀な企業は、日本では事業再構築は難しいということで海外に出ていってしまう。

そうなつてしまつと、まず基本的に、日本の国

の中から良質な、そして大きな雇用の場自体がそもそもなくなってしまうということにもつながりかねないわけであり、雇用の問題を考えるにしましても、確かに目先の具体的な問題についてしっかりとした対応を考えなければいけないわけですが、大きな流れを見た上で、日本の国の中にどのようなしつかりとした雇用の場を設けていかなければいけないか、そういった目で、大きな視野でこの問題をとらえたい、木を見て森を見ず、本当に小さな視野に議論が終始してしまうのではないかと、そんなことも感じてならないわけであり、

それに加えて、法律の中を見ても、中小企業対策、あるいはベンチャー企業支援、さらには研究開発に対する支援等が含まれている等々を考えますと、私自身、政府が提出しておりますこの法案は評価に値すると強く感じております。そして逆に、先ほど申しましたように、グローバルスタンダードから考えて、最低限これぐらいの中身はやはりやらなければいけないのではないかと、そういうような思いすらしております。

そういった思いから、ぜひ一日も早くこの法案を成立させて、広く国民に対して、そして世界に対して、日本の産業再生を目指す明確なメッセージを早く発することがぜひ必要なのではないか。そういったことから、この法律の成立に努めなければいけないと私自身強く感じているところであります。

そうした基本的な思いを持ちながら、幾つか、この法律の中身について御質問をさせていただきたいと思っております。

まずは、この法律の中の研究開発の活性化と言われる部分について、ひとつお伺いさせていただきたいと思っております。

を期待できるわけであり、また、特許の中身にしましても、数だけではなく、価値の高いもの、そして魅力的なものがこれによって次々と出てくるのではないかと、そういった意味から大きな期待を持っています。

しかし、この研究開発成果の活性化の目的は、決して、こうした特許権等を研究者、受託者側に保有させるということにはとどまらないわけであり、目的はあくまでも、そうした形をつくることによって、研究者側による気を出して魅力的な成果を出してもらって、それを活用するというところに結びつけなければいけない。その活用するところと目的が目的でなければならぬわけであり、

そういった意味から、民主党さんの方で出されておりますこの法案の中で、受託者に通常実施権を与えるという形になっている。政府案は特許権の所有権を与えるという形になっている。その点について、きのう同僚の大口委員の方から質問が出て、それについて松沢提出の方から質問が、お認めには政府案の方がすぐれていると素直に素直さには大変敬意を表し申し上げる次第でありますけれども、通常実施権を与えるか、所有権を与えるか、これは活用するという部分を考えた場合、大変大きな問題ではないかという気がしております。

要は、研究成果を活用する場合、特許権等を売却して活用するという形、こういったところを大切にしなければいけないというふうに思うわけですが、研究開発をして特許権を得ても、たちまちその企業では商品化等に結びつかない、たちまちは使わないというケースもあるわけですね。しかし、その特許権はほかの企業にとっては大変魅力的だ、すぐ使いたいというところもあるでしょう。それから、開発能力等が低い中小企業を考えた場合、なかなか自分ではそれを開発することはできない、その特許権をぜひ使わせてもらいたいというように要望もあるわけであり、

こうした要望にこたえて特許権を売却するということ。これは、通常実施権にとどまっていたのでは売却ということではできない。やはり政府案にあるように、特許権の所有権を移転するというところまでいかなければいけないのではないかと、そんなふうに思うわけであり、

この特許権等の知的財産の売却というものは、アメリカ等の例を見ますと、まさに金のなる木だというような言い方をされる方もおられるわけであり、何か聞きますと、IBMという会社は、昨年の数字でありますけれども、この知的財産権の部門におきまして、十一億ドルですから、一千三百億円の経常利益を上げています。みずからの経常利益の一九％、二〇％近くはこの知的財産部門で経常利益を上げていっているという状況でありますから、この知的財産権をいかに活用するか、売却等のやりとりを活性化させるか、大変大きな部分ではないかという気がいたします。

そういったことから、通常実施権と特許権の所有権の問題、大変大きな関心を持っていたのですが、先日、大口委員の方から民主党さんの方には質問がありましたので、それは納得したところであります。

しかし、いずれにしても、この法律において特許権等の権利の所有権を移転するということは第一歩でありますけれども、これにとどまってはならない、これを活用することを考えなければいけないわけであり、

そこで、ひとつ政府にお伺いしたいのですが、この活用という意味で、さきに成立したTLO等を活用する法律、あるいはTLOそのものの活用、あるいはデータベース化をして公開する制度とか、知的財産を活用するいろいろな仕組みが考えられるわけであり、それについての認識として現状をひとつ御説明いただけますでしょうか。

は、政府資金による研究開発から生じた特許権を民間企業などに帰属させることによって、まさに委員御指摘のとおり、産業における研究成果の活用を図り、これがひいては米国産業の技術力の向上あるいは現在の米国産業の再生につながったと評価されております。

そういう意味で、日本版バイ・ドール条項、条文中で申し上げますと第三十条でございますが、この三十条においても、特許権を得た受託者が、その特許権を十分実施化し得る以上の長期間を経たにもかかわらず、他人の実施を単に妨害するためにもその特許権を所有するような場合においては、国が通常実施権を第三者に許諾することを求めることができることとしております。それによって、特許権者のみならず第三者における研究成果の活用が図られるよう工夫をしておるところでございます。

また、TLOのお話でございますが、特に受託者が大学である場合については、大学に帰属した特許権にかかわる研究成果の民間における活用が図られるよう、大学等技術移転促進法に基づきまして引き続きTLOへの支援措置を講ずるとともに、今回、特許料等の減免措置を盛り込むこととしております。

また、未利用特許の活用ということも含めて、開放の意思のある特許提供者の特許情報や、その特許の導入希望情報をインターネットで提供するなど、特許流通データベースの構築と情報の提供、あるいは、中小ベンチャー企業などに対して特許導入についての指導、相談を行う特許流通アドバイザーの派遣等々を行っております。これは平成九年十月からやっておりますけれども、その間、約一年半ぐらいで全国の特許流通アドバイザーに六千件の相談が寄せられております。

特定技術のライセンス成約の件数はまだ三十三件でございますけれども、こういったものも含めて、技術情報の有効利用のための政策を一生懸命やってまいりたいと思っております。

○岸田委員 次に、これもまた大変大きな議論に

なりましたが、大臣認定の透明化、明確化の問題についてお伺いしたいと思います。

この認定の透明化、明確化。要するに、行政の恣意、裁量が入るのではないか、本当に判断能力があるのか、いろいろ議論が出たところであります。どのように透明化、明確化を実現するかということで、何回も答弁をいただきました。基準をつくる、あるいはパブリックコメントを行う、あるいは数量化を行う、あるいは認定の決定期間を一カ月以内で行う等々さまざまな方策を講じる、そういったお答えがありました。

きょうは時間がないですから、それをまた繰り返していただくことはもう省略させていただきますが、答弁の中にあつた透明化を実現するさまざまな努力、ぜひしっかりとやっていただきたいということをお願い申し上げますとともに、一つ思うこととして申し上げるのですが、まず最大限そのした透明化、明確化を行って認定を行った、そして認定を行ったその結果を事後的に公開するということが、これがやはり大切なのではないかなという気がいたします。

質問の最初で、パプルの責任論というものの難しさを申し上げたわけでありました。しかし、モラルハザードを生じるのではないかと一部批判にこたえるためにも、こうした心配にこたえるためにも、この法律を適用した、認定を行ったその結果をできるだけ公開する工夫をしていく必要があるのではないかと、そんなことを感じるのです。その点について、例えば法律の中で三条件七項において公開するとうような内容も含まれておりますが、それも含めて、公開するということについてどのように考えておられるか、お答えいただけますでしょうか。

○江崎政府委員 認定を受けた計画の公表の問題でございますけれども、今委員御指摘のように、法律の三条件七項におきまして、認定を受けた計画を公表するということを明記しております。これによりまして、国民の皆様は透明性をより一層確保するという措置をしたと思っております。

それから、計画の実施状況につきまして把握をしたいということで、法律の第三十五条に基づきまして報告徴収なども受けるようにしております。そして、こうした措置を通じて施策の実施状況についても十分フォローしたい、このように思っております。

○岸田委員 次に伺います。次は産業再生の議論で、雇用に影響があるというように盛んに議論の中に出ておりました。ただ、一方に新規あるいは成長産業の振興という内容も含んでいるわけですから、新しい雇用創出ということにおいて期待も持てるわけであります。しかし、残念ながら新規・成長産業の振興に時間がかかるということは否定できないと思うのです。

加えて、そもそも日本の現状が大変厳しい雇用の状況にある、こういったことを考えますときに、今回、産業活力再生のために法律を提出すると同時に、緊急雇用対策、補正予算等がセットとして出されているということ、これは大変大きな意義を感じますし、あるべき姿として評価しなければいけないのではないかと、そんなことを感じます。要は、産業活力再生と雇用対策、この両者が相補って、現実の経済社会に立ち向かっているかなければいけないのではないかと、そんなことを感じます。

そして、雇用対策の方の中身を見てみると、柱としまして、例えば新規・成長分野雇用創出特別奨励金、これは補正予算の中で九百億計上されておるわけでありまして、さらには緊急地域雇用特別交付金、これは補正予算の中で二千億計上されているわけですから、こうした二つの柱を見てみると、新規・成長分野雇用創出特別奨励金は平成十四年三月三十一日までという期限つきでありまして、そして一方、緊急地域雇用特別交付金、これはおおよそ二年度間でこの予算を消化するという中身になっているわけでありまして、

そうすると、雇用の方の対策の大きな柱が二、三年の期限つきで盛り込まれていることを考

えますと、産業再生と雇用の対策、両方が相補って進まなければならないということも考えるときに、この産業活力再生の方も、時間がかかるという点、この二つの車、両輪がうまく回転していないのではないかと、そんなことを考えます。企業の再構築でも、新規産業の創出でも、研究活動の活性化においても、ここの二、三年で成果を上げなければいけないのではないかと。

この法律を見ますと、附則において、平成十五年三月三十一日で見直しをするということになっておりますが、そこまで待たずに、雇用対策との関係で二、三年のうちに成果を出さなければいけないのではないかと、そんなことを思うわけですが、この産業活力再生に向けての成果ということについて、見通しとか決意、御所見を通産大臣にお伺いできませんでしょうか。

○与謝野国務大臣 先生御指摘のとおり、本法案に基づく施策の実効性を上げるためには、雇用対策のスケジューリングも踏まえ、両者の間の十分な連携を確保することが重要でございます。とりわけ、我が国経済の生産性の伸びが著しく低下していること、加えて、今後二、三年の間に我が国企業を取り巻く環境が一層厳しくなることを踏まえ、企業による事業再構築並びに創業及び中小企業者による新事業開拓を一刻も早く進め、産業再生を図ることが不可欠でございます。

こうした観点から、本法案では、事業再構築の円滑化並びに創業及び中小企業者による新事業開拓については、おおよそ三年半程度のうちに実施されることを念頭に置いて、関連する計画の提出期限を平成十四年度末までに限定しているところでございます。そのためにも、本法の施行はできる限り急ぐこととしており、中小企業部分は九月一日から、その他の部分についても十月早々からの施行を念頭に置いております。

また、これと並行して、各通商産業局、都道府県、関係機関、団体等とも連携し、本法案関連施策について積極的な周知徹底を図る所存でございます。

す。

○岸田委員 ありがとうございます。時間もなくなつてまいりましたので、最後に一つお伺いさせていただきます。先ほど申し上げたこの法律の中身は、緊急性の高いもの、あるいは、これだけは最低限やっておかねばいけないのではないかと、そういった中身であると感じております。それだけに評価はするわけでありまして、しかし一方で、これですべて済んだというわけにはいかないわけでありまして、本格的な産業活力再生のためには、この法律をまずしっかりと実施していくというのはもちろんでありまして、それに加えて、まだまだやらなければならないことがたくさんあるのではないかなという気がいたします。

午前中の参考人質疑の中でも、連結納税制度の話もたびたび出ておりましたし、またそれ以外にも、いろいろ取りざたされている法律として、きょうの企業の倒産法についてどうかという議論、あるいは、基本的に敗者復活を可能とするような制度、仕組みをつくっていくかなければいけないのではないかと、あるいは税制の議論等々、まだまだやらなければならないことがたくさんあるのではないかなというところを感じております。

最後に通産大臣に、この法律を早く実施にこぎつけていただくと同時に、これからの産業活力再生に向けての方向性あるいは決意等について、ひとつ御所見を承らせていただきたいと思います。

○与謝野国務大臣 この法案をぜひ国会で早く御承認をいただきたいと存じますけれども、これは我が国経済の中長期的な活力基盤を形成するための第一歩であると私は思っております。

その後、私どもがやらなければならぬのは、第一には、中小企業等の事業再建手続法制の導入、再建型倒産法制と呼ばれているものですが、これは法務省の方で相当準備が進んでおりますので、秋にはきちんとした条文ができてくると思っております。第二は、会社分割制度の創設。第三は、先生がお触れになりました連結納税制度の導

入。第四は、企業会計制度の変更を円滑に行うための環境整備、これはたくさんさんの難しい問題を含んでおります。それから、一般論として、規制緩和の一層の推進。こういうおおむね五つのことに日本全体として取り組んでいく必要があると私は思っております。

加えて、ベンチャー企業、中小企業をさらに守り立てるための資金面、制度面での対応や、日本がこれから二十一世紀を生きていくための長期的なリーディング産業を創出していくための国家産業技術戦略の策定など、技術革新政策についても抜本的に力を入れていくべきものだと考えております。

○岸田委員 ありがとうございます。質問を終わります。

○古賀委員長 中桐伸五君。

私は、きょうは政府提案の産業活力再生特別措置法案について、雇用の問題を中心に、そしてまた労働者の保護という立場から質問をさせていただきます。

民主党は、産業活力再生のために今最も必要なことは起業家精神を発揚することでありまして、そしてまた、そういった新しい起業家精神を持った国民の一人一人の皆さんに新しい事業に挑戦するチャンスと公平に開く、そういう意味で既に法案を出しております。

民主党案については、きょうは私は質問をすることにはいたしません。政府提案の法律案について質問するわけでありますけれども、民主党の基本的な姿勢は、先ほど申し上げましたように、起業家精神を発揚する、公平なチャンスを国民に提供するということが最重要の課題であり、これこそまさにポジティブな産業活力再生の重要な問題であるというふうに認識しております。

したがって、私はこれから政府提案の法律案について質問いたしますが、これは百歩譲って、今の政府案の内容についていろいろ疑義がございますので、その点についてこれから質問をさせていただきます。

いただきます。そのように考えておるところであります。

さて、政府提案の、産業再生法というふうに呼ばせていただきますが、これがもし仮に制定されたとしたら、この産業再生法に一体どういう企業や部門がアクセスすると想定されるのか。この法律の提案をされた担当省である通産省の方から、簡単に結構ですから、要点をお答えいただきたいと思います。

○江崎政府委員 この法案というのは、特定の業種などを指定しておりません。ですから、事業者の種類とか規模を問わずに、生産性の向上を目指した取り組みをしたいという事業者がすべて対象になり得るわけでございまして、したがって、現在の段階で、この段階で、どの業種あるいはどういった企業というものを明確に申し上げることはできないわけでございます。

○中桐委員 業種ではなくて、私はどのような企業、部門というふうに申し上げたのですが、では、どういう条件のある企業や部門がアクセスをするとお考えですか。

○江崎政府委員 それぞれの企業にありますが生産性の低い部門から生産性の高い部門に経営資源を移す、それについて一定の環境整備をするというのがこの法案のねらいでございまして、それぞれの企業の経営者の判断でございすけれども、自社の中に生産性の低い部門があつてそれを高い部門に移したいという、チャレンジをしたいという企業は、そういう部門を抱えている企業は申請をしていく可能性があるというふうに考えております。

○中桐委員 生産性が低い部門が生産性の高い部門に移行するということが、そこで、生産性が低い部門がどのような過剰を抱えているのかということが雇用の問題でも大変重要なところでございます。

そこで次にお聞きいたしますけれども、そういう状況にある企業が、雇用の問題におきまして、事業の再構築という点について、この法案では施

設の相当程度の撤去もしくは設備の相当程度の廃棄ということが含まれているわけでありまして、この施設の撤去あるいは設備の廃棄によつて、この法律にアクセスして計画を実施した場合、現実の問題としてどのように失業という問題が生じるか。私は、生産性の低い部門から高い部門にかえるといっても、その過程で過剰な雇用という問題がもしあったとすれば、新しい再構築に当たつて失業が生じることは避けられないというふうに考えているのですが、その点についてどうお考えでしょうか。

○与謝野国務大臣 大変簡単な話で、工場がなくなれば職場がなくなるといふ簡単な図式だと私は思いますけれども、そういう簡単な物事の解決の仕方はしていただきたくないというのが今回の法律だと思ひます。企業が事業再構築を行うに当たつて、安易に人員削減をするのではなく、労働者の雇用の安定に最大限配慮することが企業の社会的責務であることは言うまでもないと思ひます。

我が国の企業はこれまで、設備処理を行う場合に、その設備処理を行った部門の雇用の減少は招くことがあつても、新事業部門への配置転換、関係会社への出向等を行うことにより、雇用者が職場を持ち、また雇用者の有効活用を努める、そしてそのようなことで雇用の安定を図つてきたところでございまして、今後ともこのような企業の努力がまず求められるものであると考えております。したがつて、設備の処理をもつて直ちに失業者を生むというわけではないと考えております。

この法律案においても、雇用にしわ寄せをしない事業再構築を推進するとの観点から、雇用の安定に十分な配慮を行うこととしており、六月十一日に決定した緊急雇用対策で講じられた措置も含め、企業内配置転換や人材移動の円滑化のための支援措置を最大限活用して、政府としても雇用の安定等に万全を尽くしてまいりたいと考えております。

○中桐委員 私の質問の意味は、この再生法が意

図している拡大部分と、そしてもう一つは施設を撤去あるいは設備を廃棄する、このバランスの問題でありまして、長期的に、例えばベンチャー企業が育ってくる、これは比較的長いスパンの中で起こってくる過程だと思ひるのでありますけれども、たちまちこの産業再生法が成立をして、アクセスをしてくる企業の雇用計画というものが、短期間で、例えば一年間ということを見た場合に、実際に失業者が生まれる可能性というのはあるのかないのか。

その点について、簡単に結構ですから、あるかないかをお答えいただきたいと思います。

○与謝野国務大臣 過渡的な現象としてはそういうことも考えられるだろうと思ひます。

○中桐委員 過渡的にはそういう現象が考えられる、そういうお答えであつたわけです。したがって、過渡的に失業者が生まれるということと認識をして、次の質問に移りたいと思ひます。

この事業再構築というものは、施設の撤去や設備の廃棄を行う場合にも、中核的部分の拡大とセットでなければならぬというふうにされていると理解をしております。では、法制定後アクセスをした企業が、認定を申請した企業が、認定をされるかどうかという条件の問題をお伺ひしたいのですが、雇用面から見まして、拡大部分と撤去あるいは廃棄の部分、このバランスについて、この法律では認定にかかわつて何らかの制約を設けるのかどうか、この点についてお伺ひしたいと思ひます。

○江崎政府委員 雇用の問題でございすけれども、具体的にどういふ事業再構築をするかというのは、それぞれの企業の判断で拡大部分あるいは縮小部分をどのように組み合わせるかという具体的な事業の再構築計画をつくるわけでございまして、そうした事業の再構築の実施に伴います雇用者の増減の問題について、一律に基準を設けて認定の基準に導入するというのは非常に難しいというふうに思つております。

したがって、認定に当たりまして、雇用の

影響といふことの問題につきましては、私どもの提案しております法案では、従業員の地位を不当に害することがないものという観点で、その計画を見まして、労使間で十分話し合いを行ったかどうか、あるいは労働者に対する配慮を十分に行う計画であるかといったようなことを確認するということにしているわけでございます。

それから、仮に雇用者数が変動する場合でありまして、これも、労使間で十分話し合いをして、あるいは企業内の配置転換や関係会社への出向などをもちまして雇用の安定に十分配慮を払っているということであれば、それによって雇用の部分については認定要件を満たすということになれば、認定の対象になることもあるというふうに考えております。

○中桐委員 労働者にとつて不当という、この点については後ほど質問で明らかにしていきたいと思いますが、先ほど私が質問した内容についてさらに突っ込んでお聞きをいたします。

事業再構築計画という項のところに、労務に関する事項ということがございまして、計画実施前後の従業員数を記入するようになっていて、ということでもありますけれども、これは、申請が出される認定をする際に、認定基準とどう関係をしているのか。私がこういう質問をさせてもらうのは、全体として雇用者数が大幅に減少する場合も認定を受けられるのかどうかということが大変気にかかるものですから、そういう質問をさせていただいているわけでありまして。

具体的に例を挙げてお答えいただく方がわかりやすいと思いますので、例えば、中核的部分の拡大が全体の二割程度で、撤去や廃業が九割を占めるというふうな場合にも申請をされるということもあるかと思ひます。そういった場合、認定というのには受けられるかどうか。

つまり、認定基準というものを、先ほどの、一律に基準を設けることは難しいということになりますと、まさに裁量行政そのものになるではないかという危惧もございまして、具体的な例を挙

げてお示しをしたわけでございまして、この認定基準の運用というものについて、そしてまた、私の挙げました一割、九割というふうなものがあつた場合にどうされるのか、お聞きしたいと思ひます。

○江崎政府委員 労務に関するということとございまして、これは、計画の記載事項として、従業員数の事業再構築を始める前と後とでの数を把握するということにしているわけでございまして。

その上で、雇用への影響があるということになった場合には、法案の第三六項六号の認定基準にございまして「従業員の地位を不当に害するものでないこと。」この具体的な判断の仕方としては、労使間で十分話し合いを行うかどうか、あるいは労働者に対する配慮を十分に行つて計画を実施しようとしているのかどうかということとございまして、こういったことはかなり外形的にはつきり判断できる問題でございまして、裁量行政に当たるといふ御懸念は当たらないというふうに思ひます。

それから、雇用数が減る場合の扱いでございすけれども、これも今申し上げました第六項六号の認定基準に照らしまして、労使間で十分話し合いをして、あるいは企業内の配置転換等で雇用の安定に十分配慮しているという条件を満たしておれば、雇用数が減る場合であっても認定の対象になることがあり得るということとございす。

○中桐委員 と申しますと、昨日の質疑でも、聞いていると、協議をしたという事実があればいいので、協議の結果は認定を決定的に左右するものではないというお答えをされて、うふうに私はお聞きをしたわけですが。

この点については、労使の話し合いということについてはまた後ほどの質疑でやらせていただきますが、先ほどの答弁ですと、廃業、撤去が九割で一割が拡大という場合も認めることがあるというふうな認識をしてよろしいですか。

○江崎政府委員 委員の設定された九対一という比率のときかどうかということとございすますが、これはすべてのケースが、ほかの要件も含めまして具体的に判断する必要があるわけでございまして、そのことのみを取り上げて認定になる場合があるかないかというのは、ここでお答えすることはできないと思ひます。

○中桐委員 いや、よく聞いてください。仮に、ほかの条件は認定の範囲に入っているとしましう。問題は、拡大部分が一割で撤去や廃業が九割という場合に、認めるのですか、どうですか。

○江崎政府委員 あくまでもこの法案の第三六項六号の認定基準、つまり従業員の地位を不当に害しているかないかという観点から判断するということとございまして、その具体的な判断の基準としては、労使間で十分話し合いをしているかどうか、それから労働者に対する配慮を十分行う計画かどうか、こういうことから判断するということとございまして。

○中桐委員 委員長、お聞きになつてわかるように、答えになつていないと思ひますね。

つまり、話し合いをしているということも前提なんです。その上で、一割と九割の問題のお答えを求めているわけですから、そういうふうにお答えしてください。

○江崎政府委員 先ほどから申し上げておりますように、雇用数が減少する場合であっても、先ほど御紹介した第三六項六号の認定基準に適合している場合には、認定の対象になることがあり得るということとございまして。

○中桐委員 それでは、私の認識として、先ほど私が提示した例の場合でも、そういう申請が出た場合でも、話し合いとかそういう条件が整つていれば認めるというふうな認識をさせていただきま

す。それでは次に、この計画というものは、申請の段階においてつくつた計画というのが実は絵にかいたもちになつて、実施段階で人員整理を行うというところ、ケースとしては、可能性としては考え

られると思ひます。計画提出段階で雇用者数が増加することになつていたという場合においても、計画実施後に人員整理が行われるということもあると思ひますが、そういう場合は、認定というものについて、既にした認定を取り消すということがあるのかどうか、お聞きいたします。

○江崎政府委員 御提案しております法案におきましては、計画の作成段階だけではなくて、事業再構築計画の実施の段階におきましても、雇用者の理解と協力を得て事業の再構築を行うということと事業者の責務にしているわけでございまして、その具体的な責務として、労使間で十分話し合つて、あるいは雇用者の安定に必要な措置を講じているかどうかということとございまして。

それで、今御指摘の当初の計画と違つた人員削減をやるといふこととございすけれども、単に当初の計画を外れて人員を削減した、数が少し違ふということだけではなくて、労働組合等との必要な協議を行つていないとか、あるいは雇用の安定に十分な配慮を行わないというようなことで、つまり、従業員の地位を不当に害するものでないという認定の要件に適合しなくなつたというふうな認められる場合には、その計画の変更を指示するとか、あるいは認定を取り消すということとはちろんあるわけでございまして。

○中桐委員 だんだんとこの法律の中身がわかつてまいまして、途中で計画が変更され、人員の整理が行われるという場合にも、非常に重要なのは、申請当初の労働者との話し合いということだけではなくて、その実施後の話し合いということも重要だといふ意味として理解してよろしいですか。

○江崎政府委員 そのとおりでございまして。

○中桐委員 わかりました。労働者との話し合いというのが、認定を取り消すかどうかという点についても大変重要な条件になっているというふうな理解をいたします。しかし問題は、では、実際にそういう運用をす

るとして、その経過ですね、申請を受け認定をし、その後の雇用の計画がどういうふうになっていくのか、その状況把握というのが大変重要になってまいります。当然それは労働者との話し合いということが行われているのかどうかも含めて大変重要になってくると思うのですが、この法案では報告を徴収することができるということになっていくだけでありまして、これは義務づけられていないのではないのか。また、そういう法文の条文で状況把握が十分にできるのかどうか。私は、より実効性を求めるという意味でいえば、定期的に、例えば半年ごとに状況報告をさせるとかそういうことも含めて、もう一歩踏み込んだ措置が必要なのではないかと思いますが、実際にどのような形でこれをお考えなのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○江崎政府委員 この法案第三十五条の運用でございますけれども、当初の計画に従って適切に事業の再構築を実施しているかどうかということにつきまして、主務大臣として定期的に毎年一回報告の徴収を求めるように運用したい、このように思っております。それから、もちろん、必要があった場合にはそれにかかわらずいつでも報告の徴収を求める、こういうふうな考えでおります。

○中桐委員 私は、一年という期間が適切なかどうか、これは議論のあるところだと思うのですが、ちょっと長過ぎるのではないかという気がするので、実際には、計画では雇用の計画と出た後、通過して認定された後に計画を要するというのが起こり得ると思うのです。その点、一年というものを設定したことによる状況把握が本当にできるのかどうか、私は非常に疑問に思うのですが、いかがですか。

○江崎政府委員 私ども、まだこれは運用を始めておりませんので、どのくらいの期間がいいのかというのは実は必ずしも正確には申し上げにくいのですけれども、とりあえず一年に一回ぐらいということをご想定しておりますが、運用の状況を見

まして必要があれば、これをさらに長くするか、あるいは逆に縮めるということも検討したいと思っております。

○中桐委員 私は企業を信頼していないという前提で議論をしているわけではありませんが、これは貴重な税を使う計画ですから、実効性のあるものにしてもらうために、そこところはもうこれ以上議論をしません。私、一年というのは余りにも長過ぎる、そのように考えますので、その点は検討をお願いしたい。そのように申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

さて、先ほどから答弁をいただいております中で、非常に重要なキーワードは、この計画の認定というところにかかわって「従業員の地位を不当に害するものでないこと」ということがあり、この点が非常に重要な認定に際しての条件になっているというところは、先ほどの答弁でわかってまいりました。したがって、では、その「従業員の地位を不当に害するものでないこと」とは、簡潔にお願いしたいのですが、具体的なその内容を説明してもらいたいというふうに思っています。

○江崎政府委員 これは、認定の基準でこういうことを見るということでございますけれども、具体的にその運用に当たりまして何をその認定の基準で見るといふことなんですが、一つが、事業再構築に係る事業所におきまして、労働組合など必要な協議を行うなど、労使間で十分な話し合いを行うことになっているかどうかということ。それから、労働者に対する配慮、例えば自社内における配置転換の問題等とか、あるいは関連会社への出向とか、あるいは労働者の再訓練、こういったような各種の労働者に対する配慮を十分行う計画であるかどうかというように、これをチェックするための規定だということに私どもは考えております。

○中桐委員 それでは、またここで協議や話し合いというのが大変重要なキーワードであるということが確認できると思うのですが、しかし、例え

ば、日本は終身雇用というふうな特徴があつて、また先ほど大臣も、企業が安易に解雇とかあるいは失業状態に労働者が陥るようなことのないように努力をしてきたということなので、そういうことから考えて、働いている人にとつて、自分が解雇されるとか失業するというのは、これは非常に不当に労働者の地位を害するということになるのではないかと思います。この点についてはどうお考えですか。

○与謝野国務大臣 事業の再構築は、それ自体が人材の有効活用、新たな産業と雇用の創出に向けた前向きな取り組みでございます。整理解雇という事態を念頭に置いたものではございません。いかなる事業者も、仮に整理解雇を行う場合には、既に判例で確立されている整理解雇の四条件を遵守していくことは当然であり、改めて本法に基づき確認するまでもないことと思われまします。

なお、整理解雇四条件は、整理解雇が具体的に行われる段階で遵守すべきルールであつて、あらかじめ認定段階でこれを確認することはできません。また、当該条件を満たしたものであるかどうかは、個々のケースに即して司法が判断することでございます。

○中桐委員 解雇四要件のこの答弁を先にいただいたてしまいましたが、解雇というものは労働者にとつて大変重いものである。そのときに、これは事後的な問題なんだというふうな形で最終的にはお答えになったように思っています。

さて、解雇が生じるということは、実は先ほどの仮にということでの例示でありますけれども、設備の撤去、廃業に伴って、失業、解雇に伴う可能性が大きいわけでありましても、それが九割で大部分が一割でも認めることがあるということをお答えになっているわけですか。そうなる、と

解雇が生じるということは容易に想定できるわけですか。そのときに従業員の意見を聞くというのは当然だと思ふんですが、しかし、解雇の、つまり雇用計画、この産業再生法に伴う雇用計画を認定するに当たって、従業員の意見を聞くだけという

ことでは余りにも問題が多い。既に判例では整理解雇の四要件というのが確立しておつて、これが実際に基準の一つになっている、そういう問題があると思ふんです。

そこで、労働省に来ていただいておりますのでお伺いしますけれども、非常に厳しい状況の中で、労働者を解雇しなければいけない、あるいは施設の撤去や設備の廃業に伴って解雇せざるを得ない、そういう状況にあるときに、労働省は、解雇四要件について企業や労働者に対して周知徹底をどのように図っているのか。労働者の解雇というものが安易に行われぬようにするための対応というのはいかにしているのか。その点について、労働省にお伺いしたいと思います。

○野寺政府委員 お尋ねの件でございますけれども、解雇の際に守るべき法理、判例等はいっぱいございます。もちろん、整理解雇の四要件もそうでございますが、それらにつきましては、日ごろより、労働省の出先機関を通じて事業者あるいは労働者に対しまして御説明等々の機会に、広くパンフレット等を用意いたしまして御説明しております。

特に、この整理解雇四要件につきましては、本年度も五十万部程度のリーフレットを作成いたしまして配付いたしておりますし、なおさらに今後二十数万部、同じようなリーフレットをつくって配付をいたしたいというふうに考えております。

なお、こういった個別紛争につきましては、特に紛争当事者から援助を求められました場合には、こういったものを中心に、労働基準法百五条の三という規定に基づきまして、労働基準局長が適切な助言指導を行っているという状態でございます。

○中桐委員 さて、今労働省の方からは、解雇四要件も含めてさまざまな指導をして、安易に解雇が行われないようにという指導はしている、こういうことなんですね。その解雇四要件というものの、時間があるんですけど詳しくこの点を議論するつ

もりはございませんが、これは人員削減というこ
とに対する一定の要件を定めているものでありま
して、つまりこの産業再生法で、施設の撤去や設
備の廃棄に伴う雇用の削減が行われるということ
と関連した要件が、重要な要件の二つを構成し
ているわけであります。

したがって、この法律に基づいて申請をし
てきた企業の認定をする際には、雇用の単なる
変化ということだけではなくて、また、先ほど大
臣がお答えになった、これは司法の問題になるか
ら事後の問題だという話にならないのではない
ですか。この点について、大臣でも政府委員の方
でも結構ですが、お答えをいただきたいと思いま
す。

○江崎政府委員 誤解のないように申し上げてお
きますけれども、この産業活力再生法案で考えて
おりますことは、従来の労働法制、あるいはこれ
までの労使慣行ですとか、あるいは判例などに
よって確立されております労働者と使用者との関
係について変更を加えるということは考えており
ませんでして、認定について申請をしてくるとい
う事業者については、そういったものを遵守した
上で申請をしていくというのが当然の前提だとい
うふうに私どもは考えております。

その上で、先ほど来申し上げておりますように、
雇用の問題への配慮ということで、認定の基準と
しては、従業員の地位を不当に害するものではな
いということをお願いしております、それから
さらに、事業の実施段階におきましても、労働者
の理解と協力を得るということで、外形的にそう
いう問題をチェックするということをお願いして
いるわけでございます。これらによって、従来
の労働法制を中心にした解雇の問題について
も、何か変更を加えるということは全くないとい
うふうに考えております。

○中桐委員 そうしますと、従来の労働者の解雇
をする場合の要件、四要件というふうに言ってお
りますが、この要件は、申請を受けた雇用計画を
認定する主務大臣のところで、認定をする際に、

ルールといったらあれですが、基本的なこれまで
の経験則として当然考慮に入っているというふう
に理解をしますけれども、よろしいですか。

○江崎政府委員 労働法制を守った上で申請をし
てくるというのは、私どもは当然の前提として想
定をしております。

○中桐委員 これはもう大臣にさらなる確認をす
るのはやめますので、大臣、この点はぜひ確認を
お互いしたいというふうに思います。

さて、先ほどいろいろな答弁の中で、どうも
一番重要なキーワードは労働者の理解と協力、特
に理解、あるいは話し合い、協議、いろいろ言葉
が出てまいりました。しかし、基本的には、この
法文の中に書かれてある「労働者の理解と協力」
という、法文に明記されたこの問題が非常に大き
な条件になっているというふうに理解をいたしま
す。

しかし、その「労働者の理解と協力」という内
容が、残念ながら法案の十八条に書かれてある内
容が極めて抽象的でありまして、その内容が明ら
かになっていないと私は考えております。

そこで、労働者の理解ということ、協力とい
う、二つに分けてこれから質問をさせていただきます。

労働者の理解ということを得る環境整備とい
いますか、これが私は問題になると思うのです。

そこで、この労働者の理解、そして協力にも関
係してまいりますけれども、この理解を得る方法
として、あるいは環境整備として、かつて、特定
不況産業安定臨時措置法、これはもう既に実効性
を失っている時限の法律ですね、そしてまた産業
構造転換円滑化臨時措置法、これも既に実効性
を失っております臨時のな一時的法律でございま
したが、この法律の中では、設備の処理などを行
うに当たっては労働組合もしくは労働者代表との
協議をすることを義務づけているわけでありま
す。さらに、本州四国連絡橋の建設に関する特別
措置法にも同様の規定があるわけでありまして
しかるに、今回の法案というのは、中核的部分

の拡大という新しい要素が当然入っていることは
今回の法案の特徴の一つでありますけれども、し
かし、これまでの法律と同じように、施設の撤去
や設備の廃棄、そういうものもあるわけでありま
す。その際、施設の撤去や設備の廃棄、この問題
について限った話ですが、なぜ労使協議が、
前例のある法律の中に書かれてあった内容が書か
れていないのですか。この点についてお伺いいた
します。

○与謝野国務大臣 本法律案は、事業再構築の円
滑化、中小企業の新事業開拓支援、技術開発の活
性化により、我が国産業の生産性を高め、将来に
おける経済発展の基盤を構築するとともに、新し
い産業や雇用の生み出すためのものであり、不況
法や産業構造法のように、設備の廃棄を直接の目的と
する法律とは本質的に異なるものであります。

また、本法律案においては、まず第一に、事業
再構築には企業買収や債務の株式化等経営権に属
する事項も含まれていて、第二に、雇用や労
働条件に全く影響を与えない場合についてまで協
議や合意を求めるのは妥当でないこと、第三に、
どのような事項をどのような性格の協議の対象と
するかは、労使の合意により自主的に定められる
ものであり、労使自治にゆだねられるべきもので
あることなどから、一律に労働者に協議を行うこ
とは適切ではないと判断したものであります。

もちろん、事業再構築を労働者の理解と協力を
得て進めるべきことは言うまでもないことであ
り、本法案においては、その旨を明示することと
し、事業再構築計画の認定要件の一つとして従業
員の権利を不当に害するものでないことを設け、
事業主が労働者に対する配慮を十分に行う計画
を作成し実行しようとするものであるかどうかを
確認した上で認定することとしております。

○中桐委員 非常にたくさんさんの、三点にわたって
答弁いただいたのですが、それでは、産業構造転
換円滑化臨時措置法という法律の中には、こうい
う文言があるわけですか。
計画というものをつくるといふことなんです

が、この「計画に従って特定設備の処理」、これ
は廃棄をするとか撤去とかいろいろなものが入
るのでしよう、そういった「処理若しくは事業転換
等又は事業提携を行うに当たっては」というこ
とがあるわけでありまして、そこで明確に、
労働組合がある場合は労働組合、そういうものが
ない場合には労働者の過半数を代表する者と協議
してと、こうなっておるわけですか。ですから、先
ほどの理由は根拠にならない。

また、私が申し上げているのは、施設の撤去が
設備の廃棄についてはというふうに申し上げてい
るので、この法律の大部分のところまで、ある
いは新しい事業の計画を経営者がつくるときに
管轄まで問題にしているわけではございません。そ
の点については誤解のないようにしていただき
たい。

つまり、この法律の中で「労働者の理解と協力」
という極めて抽象的な規定で終わっているところ
を――施設の撤去や設備の廃棄、この問題につ
いては雇用に直接的な影響があると私は思います。
そして、既にこれまでの質問でもお答えいた
したように、雇用削減、失業が短期的には起
る可能性がある、大臣もそういうことをお認めにな
っている。この問題を、ただ「労働者の理解と協力」
という文言だけで処理することには、私は断じて、
これまでの法律においても前例があること、こ
の点については条件を明確に設定して、設備の廃
棄あるいは施設の撤去というものについてはとい
う条件つきで、労働者の、労使の協議というもの
を法律に盛り込まなければならぬというふうに
思いますが、いかがお考えですか。

○与謝野国務大臣 日本には、既にきちんと確立
された労働法規があり、また、憲法と労働法規に
基づいて、労使の間で一定の慣行もございま
すし、また、労働問題に關しましては積み重ねられ
た裁判所の判例もあつて、この法律ではその状況
を変えるものでもありませんし、新たに何かつけ
加えるということもしておりません。

これは、従来の労使の枠組みの中で話し合えば

いいことであって、この法律によって新たな枠組みをつくる、そういう意図は全く持つておりません。

○中桐委員 私は、意図を聞いていたのではありません。これまでの前例と照らし合わせても、この法律は極めて問題があると言っているのです。これまでの労使慣行という一般を論じているわけでもありません。その次に私は議論をさせていただきますが、これは税を投入して国が関与してやる新しい特別立法なんです。そういうときに、しかも前例のある労使協議制というものを、既に法律で、前例主義の日本の中で既に法律を、なぜそんなことを導入できないのですか。その点についてお聞きしたいと思います。

○江崎政府委員 労働組合との協議の問題でございませうけれども、この「労働者の理解と協力を得る」ということの具体的なあり方の問題としまして、既に、例えば労働組合とこうこうこういう事項については協議をしなければいけない、あるいはこうこうこういう事項については労働組合の合意を得なければいけないというようなことが、それぞれの会社の中で、事業者の中で決まっているという場合には、そういうものを、必要な協議あるいは必要な合意を取りつけるということは当然の前提に考えておまして、これは告示などではつきりさせていきたくないというふうに思っております。

○中桐委員 私は、告示で明らかにするのはなく、先ほど法律を挙げたのは、法律の条文の中に明記されているということを取り上げているわけですから、その点は誤解のないようにしていただきたい。

つまり、この産業活力再生法の法文の中に、施設の撤去や設備の廃棄については労使の協議を法文に明記すべきだと言っているのです。よろしいですか。その点について明快な答弁をお願いしたい。

○江崎政府委員 その点は、先ほど大臣からもお答えいたしましたように、この法案の包含してい

る分野というのは非常に広うございまして、したがいまして、この法律で一律すべて労働組合との協議というようにすることを義務づけるのは適当でないというふうに考えておりますが、協議すべきこととか合意を取りつけるべきことというふうに労使間で合意ができていないものについては、合意を取りつけるように、あるいは協議をするようにというところを告示ではつきりさせるということでございます。

○中桐委員 これは先ほどから言っているように、税を投入して国が関与してやる法律なんです。そのときに、公平ではないではないですかと言っているわけですか。つまり、労働者の理解と協力を得る、その環境整備をしないと言っているわけであって、しかも前例があるわけじゃないですか。なぜ前例を踏襲しなかったんですか。おかしいじゃないですか。先ほど来の議論は私の質問に全然答えていないじゃないですか。前例はなぜやめたんですか。

○江崎政府委員 先ほど委員の挙げられました産廃法などの例は、必ず設備廃棄を伴っているものでございませう。この法案で想定をしております事業の再構築計画というのは、必ずしもそういう場合だけではないわけでございます。

○中桐委員 私の言っていることは、条件をつけた上で言っているんです。設備の廃棄や施設の撤去についてはと言っているんです。何を言っているんですか。全く違うところから答えているんじゃないですか。

委員長、これ以上この質問をすることはできませんよ、同じことばかり返ってくるんだつたら。○与謝野国務大臣 この法律が対象にしておらずのは、何も設備と施設の撤去だけではなくて広範な範囲を包含しているわけでございますので、先生が、その特定の事例だけについての条件をこうしろということば、質問として私もよく理解できないのは残念でございます。

○中桐委員 これは見解の相違というふうなものではありませう、今大臣がお答えになったよう

な。つまり、私の今まで続けた質問の中で、施設の撤去や設備の廃棄は雇用削減につながるものが当然あり得るということを確認した上で私はやっているんです。そのときに、設備の廃棄や施設の撤去という条件つきでなぜ法文化しないんですか。私は一般論で言っているわけじゃないですよ。

○与謝野国務大臣 これは仮定の話でございますが、例えばある一つの会社が、ある販売部門から大幅に撤退した、完全に撤退したというような場合は、やはりそこで働いている方々は、その会社は去らなくともいわば働く場所を失うわけでございます。施設あるいは設備の撤去のみを取り上げて問題提起されるということは、なぜそういう質問になるのかということが実はよくわからないわけでございます。

○中桐委員 いや、わからないでは困ります。私、わかるように言っているつもりなんです。設備の廃棄や施設の撤去が一〇〇％雇用削減につながることは私は言っているんじゃない。しかし、その場合には雇用削減を伴うことが十分あり得るから、そのときに、労働者保護の観点から法律にこのことが、前例にもある条文が何で書けないんですか。どうなんですか。条件つきで言っているわけだから書けるんじゃないでしょうか。

委員長、このままこの答弁を繰り返していると先の質問に進めませんので。

○江崎政府委員 私どもは法文にすることも含めてもちろん検討したんですが、仮に、今委員御指摘のように設備廃棄を伴う場合には例えば協議するとかいようなことを書きますと、そうでない場合には逆に一切協議しなくていいとかそういう解釈も生まれるわけでございます。その意味で、協議が必要な場合とかあるいは合意を必要としているような場合には告示でもってそれを義務づければ十分実質的に担保できる、このように考えたわけでございます。

○中桐委員 設備と施設の問題について労使協議を義務づけるということ、それ以外の場合に労

使の話し合いをしないというふうに私は提案しているわけじゃない。したがって、買取とかそういう問題のことも含めてあるのならば、それは政省令で書いてもいいですよ、書けばいいじゃないですか。だけれども、施設の撤去と設備の廃棄に関するについては労使協議を義務づけるということは、何も排除しないじゃないですか。あなた、それは詭弁じゃないですか。

○江崎政府委員 私どもとしては、先ほどのような検討を経た上で、法文ではこのような表現にしておきまして、告示等におきまして先ほど申し上げましたような手当てをすることによって十分委員の御主張になつていくことも担保できるというふうに理解しております。

○中桐委員 告示で書くということでは私は不十分だと言っているんです。前例があるから、そのとおり書いたらどうですかと言っているんです。では、設備の廃棄と施設の撤去だけ労使協議をするというふうにそれを書いたらなるんですか。

○与謝野国務大臣 労働者の理解と協力を得るということ自体が、一般的な広い概念として、例えば当該企業の労使が話し合うということも含まれているわけですから、現在の表現で、現在まで確立された労働法規に対する解釈、判例から照らして私は十分であると考えております。

○中桐委員 これ以上やると平行線ですが、私は、「労働者の理解と協力を得る」という条文を変えて「協議」としなさいと言っているんじゃない。その条文をそのまま当然残した上で、施設の撤去と設備の廃棄について労使協議を義務づけなさいと言っているんです。その意味が全然伝わってないじゃないですか。

○林(洋)政府委員 委員御指摘の点でございますけれども、労働組合と協議をするというようにすることが書かれておりますのは、例えば八八年六月に廃止されました産業構造転換円滑化臨時措置法の場合ですと、第十二条第一項ということ書かれておまして、「労働組合と協議して、その雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安

定を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならぬ」という条文でございませう。あるいはその前のいわゆる特安法というものは、やはり同様でございまして、労働組合と協議して、その雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならぬ」。

ある意味では努力規定といえますが訓示規定のところではございまして、過去の先例は、設備の廃棄あるいは施設の撤去をやるときは認定基準としてどういふものがあるかということとは別の問題としてあるのではないかと考えております。

○中樞委員 認定基準の問題では言っているんじゃない。十分労働者の理解と協力を得られるという、これは認定基準にも関係していることは当然だと思ひますが、その理解と協力を得るための環境整備をしろと言っているわけであつて、もうこの点についてはこれ以上議論すると私、次の質問に移れませんが、十八時から労働大臣がこの委員会にも参加するというふう聞いておりますので、そこで改めて問題として取り上げるようにしたいと思ひます。

さて、十分労使が話し合いをして労働者の理解を得られるようにすることですが、先ほど言いましたように環境整備が十分だという点を指摘させていただいて、では次に、この法律案は国の税金を使って計画を執行する法律なんです。それが、国の税金を使って失業者を生み出す可能性があるので、そして生まれた失業者を、さらに国の財源を使って、税金を使って生活支援や訓練をする。

生活支援は、これまでいろいろ雇用保険制度等を通じて行つてゐるわけでありませう。そしてまた、職業訓練等も鋭意整備をされているわけなんです。しかし、わざわざ国の税金を使って失業者を出す可能性があるので、そしてまた、その税で執行した法律から出てくる問題をまた税を使ってやろうという、屋上屋を重ねたところでもない法律なんです。大臣、こういう税の使い方でいい

んですか。

○与謝野国務大臣 税の仕組みというのは、税とていろいろな効果がございますけれども、税で政策誘導をするという場合はあつて、それを先生は税金を使うというふうに表示された。税金を使うというのは、一度国に入った税金を補助金的に使うことを税を使うというんです、この場合は税制を使っていうふうには御表現をいたされればより正確になるのではないかと考えております。今、今回の場合はむしろ、税制を使った政策誘導であるというふうには私は考えております。

○中樞委員 税制であるが何であらうが、私は、税を使って、それは税制でもいいですよ、税制を使つてもいいですよ、わざわざ国が関与して失業者を出して、その失業者をまた国が税でわざわざ手当てをする。

民主党が出しているような、公平なチャンスと起業家精神を奨励してやるといふのじゃないですか、これは、どういふことなんですか。こういうことをやれば起業家精神はなえてしまふんじゃないですか。税で起業家精神をなえてしまふけれども失業者を出して、しかもその出した失業者をまた税で手当てする。何をやってゐるんですか、通産大臣。どうですか。

○与謝野国務大臣 起業家精神を奨励するというのは民主党の法律でできるのかといへば、そんなに簡単なものではなくて、業を起さすという気持ちと、あるいは、やはり教育の問題もありませんし、また社会的な雰囲気とか背景とかもございませうし、国民全体の意思の問題にもかかわつてくるわけでございます。

我々の今回の法律も、やはり、業を起さすという方になるべく環境整備をするということとは、他の法律と相まってその精神は貫かれてゐるわけでございます。業を起さすというものは、一つは人の意思の問題、あるいは技術の問題、あるいは他の人と仲間をつくる問題、また資金の問題等々、もろもろございませう。我々としては、そういう業を起さすという精神

を持った方がその精神、志を生かせるようなことは、この法律の中でも貫かれておりますし、今までのつくりました他の税制、法制の中でも、そういうものはこの数年の傾向としてずっと貫いてゐるわけでございます。民主党の法律だけがそれを目指してゐるわけではないということはおわかりをいただきたいと思います。

○中樞委員 民主党が出した法案が体系的なものではないといふことを指摘されようと思つてゐるんですが、これはちよつと私の質問から外れていきますので、これ以上言いません。

私は、起業家精神といふものを育てるには、国が関与していくというやり方は決してそのことを育成していくことにならないと思ひますし、さらに問題は、景気が今や上向きかけようとしてゐるというふうな状況が言われているんですけれども、わざわざ税を使つて、これはもう大臣もお答えになったように、一時的には失業者が出るということを認めてゐるようなものを、つまり雇用不安が起るんです、これで、雇用不安が起つて、この雇用不安が拡大するやうな法律を、わざわざ国が税を使つて、しかもその出てくる失業者にまた税を使う。税のある種むだ遣ひじゃないですか。

そういう景気にも悪影響を及ぼすやうな、しかも、景気に悪影響を及ぼすのはすべてやっちゃいけないと私は言ひませんが、そういう起業家精神が奨励されるやうな点から見ても非常に問題のある法律を、通産大臣、あなたが出すとすれば、もし景気がこれで冷え込むやうなことが起つた場合には、あなたの責任は極めて重大ですよ。それをどうお考えですか。

○与謝野国務大臣 先生に御指摘されるまでもなく、責任はいつも感じております。

○中樞委員 わかりました。では、その言葉は非常に重要な答弁としてお聞きしておきましょう。さて、先ほど大臣がお答えになりましたように、この法律制定で短期的に見て失業者が生まれるといふことははっきりしてゐたのではないかと、

その場合に、今このやうな法律が出される背景、つまり、企業組織の変更といふことがこれから二十一世紀に向かつて頻度が高まってくるだろうと考えられます。そういうときに、企業の経営形態が変わつたときに、従業員、つまり働いてゐる人の地位や労働協約などがどうなつていくのか。日本では、残念ながら法的なきちんとした整備ができていないと思ひます。

そういう新しい事態が起つてくる、そういう中で、企業の過剰資産あるいは過剰設備、そういうものの支援だけと言つてもいいやうなこんな法律を出す。そして、雇用確保や労働協約について何のルールもない、そういう中で出してくる。私は非常に問題だと思ひますよ。大臣の見解はいかがですか。

○与謝野国務大臣 私の答弁とは先生の理解が若干違つておりますので。この法律によつて短期的には失業者が生まれるなどといふことは、私は答えたいわけではございません。過渡的な現象として失業といふこともあり得るやうなことを申し上げたのであつて、その失業も、企業内失業もありまして、また外に出ざるを得ない、あるいは子会社に行く、分社化されたところに移る、そういうものを含めて、全体、過渡的な問題としてはといふことを申し上げたので、この法律によつて失業が短期的に生じるなどという答弁は、私はしておりませんので。

○中樞委員 いや、それは議事録を見ればわかりますよ。だから、それはもう水かけ論をしてもしようがない。はつきり言つたと思ひますよ。

先ほどの私の後半の質問にお答えになつていないので、こういう、企業の組織形態が変わつてくるといふことが、頻度が高まってくるやうなことを私は想定してゐるんですが、それ自体が日本の活力を生み出してゐるやうなことも私は否定してゐるわけではございませんが、しかしもう一方で、労働者の保護のルール、労働関係、そういうものがまだ十分にそういう時代に合つたものになつていないといふやうに思ふんですが、これは

大臣、お答えになつていないけれども、どうなんですか。

○与謝野国務大臣 先生の御質問は、多分、企業組織の変更が今以上に頻繁に起こると思われる将来、新しい労使関係をルール化する必要があるのではないかと御質問だと思ひますが、労働関係の承継や労働者の権利保護などについては、まず労使間でよく話し合われるべきものと考えており、企業組織の変更の際に際しての新しい労使間のルールについては、一律な規制を設けることは適切でないと考えております。

○中桐委員 一律な規制をしるというふうに私は言っているのではなく、ルールは新たに検討する必要があるのではないかとこのことについてはいかがですか。一律ということについては私にはわかりませんが、こういう問題についてのルールを決めるということについては必要なのじゃないでしょうかと言っているのです。

○与謝野国務大臣 ルールというのは、もともと一律なものでございますのでルールと言われていると思つています。

○中桐委員 では、企業の組織の変更に伴うルールというものは、今までの慣行でいいというのですか。

○与謝野国務大臣 労働関係法規もありますし、それぞれの企業の中で積み上げられた労使の関係というものがあつて、また裁判所の判断等も今まで積み重ねられてきておりますから、そういうすべてのことを勘案して物を決めていくべきものと考えております。

○中桐委員 そういうお答えが来るのではないかとと思つて、実はE.U.というところでは、これまで何人かの質問があつたと思ひますが、企業や事業の一部の移転に対して、雇用契約や雇用関係から生じる権利や義務の承継の問題や、あるいは労働協約の承継の問題や、あるいは移転それ自体は解雇の理由にならないというふうなもの、あるいは労働者代表の地位の継続など、E.U.指令というのがあります。これはもう何人も議論をしたと思

います。

このE.U.指令を日本に直ちに取込みめというふうには私は言っていないわけではありませんが、こういったことをやらなきゃいけない状況があると思ひます。大臣が今お答えになつた認識では、とてもこれからの企業組織の変更に対応できないと思つておられる。

さて、そのE.U.の指令が出されなきゃいけないやつたような背景というのはこれからあると思ひのだけれども、企業の組織変更に伴う労働関係の承継や労働者保護などについて、何らかの新しい条件整備というものを含めた検討が必要だと思ひます。労働省はどのようにお考えですか。

○野寺政府委員 お尋ねの点でございすけれども、企業の譲渡あるいは営業形態の変更等が労働関係に及ぼす影響を及ぼすのか、それはさまざまでございます。

例えば企業の営業譲渡の場合に、譲り受ける側に果たして賃金の支払い義務があるのか、あるいは譲り渡し側に賃金の支払い義務が存するのかが、それは譲り渡しの条件等であり違つてくるわけでございます。そういう意味で、一律な規制というのはいかぬ場合には不適当ではないかというふうに思つておられます。

なお、先生先ほど来強調しておられますように、こういった問題につきまして労使間で十分協議をなさるといふことは極めて重要なことであるといふふうに考えております。

○中桐委員 一律なルールというのは、どうも労働省も通産省も口裏を合わせていらつしやるのかどうかかわかりませんが、非常に及び腰のようでありす。

私は、この機会だけがこの問題を議論する場ではないと思ひます。しつこくやりますが、もう時間がありませんので最後ですけれども、ちよつとこれは質問通告をしていない問題ですから申しわけありませんが、ただ、E.U.指令の問題については質問事項として出してありますので。

さて問題は、先ほど経営権の問題が、たしか大臣がお答えになつた中であつたか、あるいは政府委員の方の中にあつたと思ひますが、実は企業組織の変更に伴う問題というのは、事業計画をつくるにしても、経営権という問題がどうしても絡んでくる。したがって、私は口を酸っぱくして、施設の撤去設備の廃棄ということについては少なくとも労使協議は義務づけてくださいよ、法律の中に明記してくださいよ、それ以外のところは「労働者の理解と協力」という表現でいいということをお願いするのです。しかし問題は、先ほどの経営権の問題にかかわつて、労使協議ということになるかと経営権まで侵害する話になるんじゃないかという問題がある。

そこで最後にお聞きしますけれども、先ほどから労働省にお聞きしたり通産大臣にお聞きしたりいろいろしているけれども、きょうは総理が来られないので総理に質問できなかつたのですが、どうもこれは省庁の今までの慣行だけの問題ではなくて、こういった企業組織の変更に伴う労働関係の問題については新たに正面から議論した方がいいと思ひます。

その具体例としては、ドイツでは民法の問題になつてはいるわけですが、経営権の問題が絡んでくるから。そこで、民法の問題として取り扱うということも含めて、今後これはどの所管になつていくのか。こういう問題、企業組織の変更に伴う労働関係の問題、これは労働省がやるのか、通産大臣が企業の再編の問題としてやるのか、あるいはそのほか民法とかそういった問題になるのか、こういう問題があると思ひますが、もう直観的なお答えで結構ですから、通産大臣に最後にお答えいただいて、私の質問を終わります。

○与謝野国務大臣 会社の組織の問題は法務省の問題であらうと思ひます。当然、労働問題は労働省の所管でございます。通産省も、企業の組織というものが実態に合つていくかどうか、時代の要請に合つていくかどうかということは当然常に意見を申し上げますけれども、もともと企業の組

織の問題は、会社法、すなわち商法あるいは株式会社法、有限会社法等々、法務省の所管であるといふふうに考えております。

○中桐委員 時間が参りましたので、またこれは今後の課題と残させていただきます、終わります。どうもありがとうございました。

○古賀委員長 日野市朗君。

○日野委員 この間、私はある有識者の感想を聞く機会がございまして、この方はいろいろ政府の審議会なんかにも顔を出しているすぐれた方です。その方が慨嘆しておられたのです。政府の審議会なんかに出てみると、天下国家のためにみんないろいろのことを言っているかと思ひますが、ところが実際は、財界の連中は自分たちの産業のこと、そしてさらには自分たちの商売のこと、それに行つてしまふんだよね、こう言つておりました。私も大体それはわかるような気がいたしました。私としては非常に残念なことだと思つております。

それで、この法律案についてもいろいろなことがありました。もう一応金融の問題も一段落ついたので、今度は産業の問題だなんて大臣もおっしゃつたことがあります。これはもうかなり広く語られてはいる大臣の発言であります、そんなこともありました。

私、この法律案を見まして、これは、政治全体が産業構造を変革しなければならぬ、各党がみんな産業構造の変革を言つたわけですね。特に野党。自民党が政権から離れて、細川内閣が成立をするというようなことがあつたわけですが、それからずっと今日まで、産業構造の変革をしなければならぬというものは、これは政治家に課せられた大きなテーマであつたわけですね。これは何も産業構造ばかりじゃありませんよ、財政構造や何やらあつたと思ひます。しかし、その中で、産業構造の変革をしなくちゃいかなあというものであります。

そこでのキーワード、それは、政官財のトライアングル、これを崩していかななくちゃいけない。

これはその当時の特に野党は強く言った。その方々は今ここにそれぞれの党派に属しておられる方々であります、公明さんもそうだし、自由さんもそうだし、みんなそう言っていた。もちろん我々の民主党もそう、それから社民党、共産党までずうっとこう言っていたんであります、私、この法案を見まして、政官財のトライアングルがこれはちゃんと復活したのかなど。高い志、つまり産業構造を転換していくという高い志が、一部捨てられ始めたのではないかなという感想を実は抱くのであります。

善意に私考えてみて、これは、現状の不況というものをしながら一種の緊急避難を図っておられるのかなという見方も、これは私としてそんなことをふつと考えるんであります、やはり、高い志を実現していくためには、それを貫いていく強い意思というものが必要なんだろうと私は思います。それで、その点についてはぜひ大臣のお考えも聞きたいと思えますね。

私はこの産業構造だけではないと思いますよ。例えば、今これだけ日本の財政が深刻な状態になっている。財政再建法案なんというものを一たんつくって、それをどんなに崩しにして、やがてはそれをもう休眠状態に追い込む、そして、景気対策と称しては財政資金をどんどん投入して補正予算などを組んでいったという歴史なんかも、非常に近い歴史であります、私なんかもう見ております。そういう強い意思を持って貫いていくところに初めて改革というものは成るんだらうと思ふんですね。

私たちは、やはり、五五年体制の中で機能してきた政官財のトライアングルなんというものを、これはやめましょうと、そして、公平な、透明なルールに従った市場原理、これに基づいて産業構造を改革しようという思っていたのであります、この法案、今その審議をやっているわけであり、

私が今お話ししたことについて大臣いかにお考えになるか、感想をお聞かせください。

○与謝野国務大臣 政官財癒着という言葉は余りにも日本の社会を図式的に見過ぎている見方だと思つて、到底私の理解力では追いつけない物の考え方でございまして、私はもっと具体的にしか物を理解できない男でございまして、何の感想も実はございせん。

ただこの法案は高い志がないのかと言え、これは、日本の経済、また産業の体質を二十一世紀にも耐え得るものに転換していく、こういう高い志に基づいているわけではございまして、我々、二十一世紀を目前にした日本は、やはり二十一世紀においてもまた豊かな社会を実現したいというのが我々の願いでございまして、そういう豊かさの中で我々が直面するであろう少子高齢化社会等にも対応できる、そういう政策が実現できるものと思っております。

もう一つの点は、先生は政治にストイシズムを求めておられますが、その点は、私はストイシズムというのは大事なことでございまして、思っております。ただ、我々政治が対面するのは毎日毎日生きている人間、国民でございまして、ストイシズムだけで対応できるか。そうではなくて、そういう中でやはり具体的な妥当性を持った愛情のある政策を展開していくということもまた一方では必要だろう。私はいつもそのように思っております。

○日野委員 何か余り深入りして神学論争みたいになつてもまずいと思ふんだが、これはおもしろい議論だから、もうちょっとやらせてもらいましょう。

では、このように日本の産業構造がどんどん劣勢に立たされている、世界とのコンペティションの中で劣勢に立たされている、その分析については多くの人は既に一致しているではないですか。正しい競争がなかったんだ、公平な競争がなかったんだ。政治は財界が提供する資金と票におぼれ、そして財界は政治の力をかりて自分たちの商売をし、官僚はそれらのちゃんと三角形の中で政治家を動かす、財界を動かす、この三角形、これが正常な競争力を失わせて、そして日本は現状のこの苦しい中に落ち込んでいる。これはほぼ一致した見方であらうと思ひます。あなたはそういうふうな実感は持っていないとおっしゃるが、余りにそれは自民党政治の中にとどまりつかり込んでしまつて、染まつてしまつたんじゃないのかな。

それから、あなたは政治にストイシズムを求めちゃいかぬという言ひが、私は別にストイックになつていくわけではないんです。ストイックになつていくわけではなくて、やはり改革をするためには痛みは伴うんだ、しかしその痛みをちゃんと耐えていく、こうではないか、そういう意味ではストイックになつていくかもしれない。その痛みを耐えながら産業構造の改革をちゃんとやっていく、こう、こう私どもは考えながら、非常にそれはつらいですよ、目の前で今企業が倒産をする、競争力を失つて倒産をしていく姿を見る、また労働者が失業をしていくのを見る、こういうのもつらいことです。しかし、そういうつらさに耐えながら越した政治のあり方ではないか。

この法案によつてその先に黄金の夢が見られるようなことを今あなたはおっしゃつたが、それならば何でこれ期限立法にしているんですか、特別な措置法にしているんですか。まあ、それなんかは答えなくたっていいですよ、私としてはそう思います。

この点については、そこに民主党の諸君も並んでおられますから、どなたでも結構、言いたいことがあつたらおっしゃってください。

○与謝野国務大臣 企業にはいっぱいお金もうけをしてもらつて、従業員に高い給料を払つていただいて、株主にも配当していただいて、雇用を維持していただいて、税金もいっぱい払つていただくと、この当分の間で、それを否定するような前提からの議論というのは、私は議論にはならないと思つております。

○上田(清)議員 日野議員の質問にお答えします。

今、与謝野連産大臣も言われましたが、大臣のお立場ではそういうお話もあるかもしれませんが、きのうからずっと大臣のお話を聞いています、行政裁量というものが行政に必要だと。必要だというよりは、法のすき間を縫つたときに行政裁量の部分があるのではないかと私は思つております。立法府の務めは、行政裁量が生じないようになつてと法律をつくっていく、こういうことではないかと思ひますので、私はその辺をちよつと改めて申し上げたいと思ひます。

そこで、日野議員の質問でございしますが、政府のこの法案は、御指摘のとおり、ある意味ではこれからの時代にふさわしいものではなくて、これまでの、よく言われるところのいわゆる護送船団方式ではなからうかというふうな、時計の針を逆に戻すような、そういう意味を持つ法案にもつながつていくのではないかとこのように考えるところでありまして。

この法案の一番の欠点は、文字どおり、これから雇用をどのようにしてふやしていくか、あるいは新規産業をどのようにしてつくっていくか、あるいは、そういうセーフティネットをつくつた後に、きちつとした再生のための、あるいは革新的とかベンチャーだとかいろいろなものをつなぎ合わせるながら、弱い部分を切りながら強く再生していく、そういう仕組みをつくるべきだというふうな考えでありますが、逆になつてゐる。むしろ、中小零細、ベンチャーの育成とか、あるいは雇用の保護だとか、そんなことを十分まだ準備できないままにそういう再生のための仕組みを考えておられるところに、私は若干の疑念が、若干どころじゃないです、大いに疑念があります。

政策効果としての部分が四十億、あるいはけさの大蔵委員会での租特のお話の中で三百億というふうなお話も出ております。そういうものが結果として政官癒着の中に成つていくというのは、場合によつてはあり得るかもしれない。そういうことを否定するために今さまたまな形で議論がなされているわけですから、この点についてもまだまだ

だ考慮をする余地があるのではないかと、
に考へるところであります。

七月十一日に民放の番組で自由党の小沢党首が、構造改革の話がないなら賛成できない、事業再構築のための税制措置は事実上の補助金だ、こんなお話しも、これも前後の文脈の中でどこまで真意だといふふうにとらえるのは難しいところでありますが、一面、的確に問題の本質をとらえておられるといふふうに私は理解しております。

民主党の法案もあわせて、ぜひ採決の中で賛成を投じていただきまして、そして、むしろ政府案については、今回は、もう少しセーフティーネットの部分をつかりつづけた後に改めて出したいだきたい。認定の基準もわからないままに、あるいはそうした基準を後でつくるというやうなやり方じゃなくて、国会にあらかじめそういう認定の基準を出していただいて、その議論を踏まえた上で、ぜひ、政府案のいいところをつかり全会一致で通していくような仕組みをつくらばいいんじゃないかといふふうに考へております。

以上であります。

○日野委員 大臣の答弁は余り意欲的じゃなかったですね。企業がもうけて税金を払うのは当たり前でして、そんなことはだれも聞いてやしないんですよ。その利益がどのようにして生じてくるのか、そしてそれをどのようにして健全な利益にしていくのか、競争力を持った企業を育てていくのか、これが大事なことで、まあよろしいでしょう。それと、民主党の上田提案者からは非常に意欲的な答弁をいただきました。私はだれが言ったって正しいことは正しいと思うんですね。小沢一郎さんが言ったってそれは正しいんだらうと思っております。

この問題はこれでいいでしょう、これ以上やりますと時間がとんどたつてしまいますので。それで、この法案によると、別に、どの産業、どの企業なんてことはもちろん書いてありませんね。主務大臣が認定、こう書いてあるんですね。認定は主務大臣にばらつとばらまいてある。しか

し、私はこれでいいのかしらねと思うんですよ。今、その国の経済をどんどん引つ張っていつていけるのはどんな産業なんだろう、こう考へてみるわけですね。これは、アメリカなんかでは大体情報通信関係ですね。大体、産業の中の六%、企業の六%ぐらいが情報通信関係。これがどんな伸びているんですね。そして、これがアメリカの現在の経済的な成長を引っ張っていると思はるうんですね。

日本の場合には残念ながら、今のくらいになってはいますか、正確な数字、私はわかりませんが。しかし、日本でもやはり情報通信関係というのは元気なんです、すごく。みんなこれはよくやっています。私は、これとか、あとは環境の問題、それから高齢者についてのビジネス、こういったいろいろな、経済を成長させるために展開すべきビジネスというのはあると思うんです。

ところが、石油関係だとかせコンとか、そういうところまで幅広く主務大臣の認定でございまして、こういうような形になっていくと、これは場合によってはえらく日本の経済の足を引っ張る可能性が出てくる。やはり、非常に業績が悪い、先の見通しが悪いところを国がてこ入れをして延命を図るべきじゃないんです。ちゃんと、そこは整理すべき点は整理しなければならぬ。

そして、私は、この法案、まるっきり悪いなんて言っていないから。まるっきり悪いなんて絶対に言いません。いいところもあるんだ。特に、二つ大きく分かれませんが、ベンチャーに関する部分なんというのは私は非常にいいと思つてゐるんです。我が党の案に比べても遜色がないくらいではないかな、こう思っています。

そういうように、やはり、こういう法律をつくるときは目的意識というのがあると思うんですね、政策の目的意識。さあ、それは何ですか、通産大臣。

○与謝野国務大臣 私、今後どういふ分野で雇用が発生するかという問題、まずそれからお答えをいたしますけれども、実は、新しい分野でも雇用

が発生しますけれども、従来日本が力強くやってまいつた分野でも雇用を減らさないように努力をしなければならぬと思つております。

例えば、繊維産業といふと、日本は大変劣勢に立っているといふふうに考へがちでございまして、二百五十万近い雇用を維持しているわけでごさいます。従来型の産業といふものを決しておろそかにしてはいけません、そこが雇用を維持している。新しいもの、新しいものといって飛びつくのは結構でございまして、新しいものだけではないで、日本は基礎的な財、富というものは得られないと思つております。

それから、認定がいけないとか裁量行政はけしからぬとかいふことも、まず、国がなぜ認定するかという問題は、今回は商法と税法の例外規定を使うといふことになりましたから、例外規定を使うものはそれなりの認定をする必要があるといふことは、国民の側からむしろ当然のことだろうと私は思つております。それぞれの役所がよく知つてゐる分野については、その役所が実情に応じて認定をしようかといふことを判断すればいいことだろうと思つてます。

一方では、認定に関して裁量行政だといふ意見がございまして、もともと行政というのがある一定の裁量権を持ったものでないと動かないわけでごさいますから、その裁量権ももちろん法律によつて付与された裁量権であつて、先ほどの答弁の一部にありました法律のすき間とすき間の間の裁量権だといふようなことは、やや法律を皮相的にとらえ過ぎてゐるんだらう、あるいは行政の判断を皮相的にとらえ過ぎてゐるんだらうと私は思つております。

ただ、認定のときに、それでもやはり客観性と透明性と公平性をきちんと維持しなければなりませんので、繰り返し答弁をしておりますけれども、きちんとしたそういう条件は決めて天下に公表するといふことを申し上げてきてゐるわけでごさいます。

○日野委員 皆さんお疲れでしょう。大臣もお疲れなんですね、こつちがこれから聞こうと思つところの答弁を先回りしておやりになった。まあ結構でございまして。

それで、どうですか。私が聞きたかつたのは、政府の意思として、日本の国の政府の意思として、この法律を使つたリーディング産業を育成しようといふ意図があるのかどうかということが一点。それから、認定いかんでは、特定の業界、それからその業界の中の特定の企業、これだけが強力になつていくおそれがあるのではないかと、この二点です。

○与謝野国務大臣 この分野では世界のどこに行つても日本は負けないという意味でのリーディング産業といふのは、やはりつくる必要が私はあるのではないと思つてます。これは産業ばかりでなく学問の領域でも、例えば医学の領域でも、この分野は日本がリーダだといふものをつくるということは大変大事なことであります。

それから、特定の業種だけが何かいい目に合うといふようなことを先生が質問されてゐるのだとすれば、それはそうではなくて、不況業種を取り扱うといふ考え方はなくて、これは、個別の企業が自主的に判断することについていろいろな面で環境整備をしようといふ法律でございまして。

○日野委員 私の結論をお話しておきましょう。要望と聞かれようといふと構いません。やはり、ある業種、ある企業、これが世界で立派に通用し、そして日本のリーディング産業になり得る、リーディング企業になり得るといふものが生まれ得るとすれば、これは政府のてこ入れによつて生まれるものではない、自分たちの力によつてそののし上がつていくんだ、そういうことを私は申し上げておきます。決して、この認定という手段を使つて、いろいろ、企業とか業界、これに過度の介入をされないといふことを、私は強く要望しておきたいといふふうに思つてます。何しろ通産省といふのはいろいろ介入するのが好きなどころだつたですからね、今まで。そういう癖

がずっと残っていたりなんかしたら、決して日本の企業やなんかは健全にはならないということを私はお話をしておきたいと思っています。

実は、私は法務の方からバツターということでここに立ちましたので、ちよつといろいろな法務の関連について、三お伺いしておきます。

商法の改正案が法務委員会での閣議院を通過しました。これは一〇〇%の親会社をつくらうということで、株式交換、株式移転という手法を導入したわけですね。私は、この分社化やなんかも、やはり商法改正という一つの筋道の中でこの問題というものは処理されるべきだったと思うのですが、これを切り離してしまつた。これはなぜですか。

そしてもう一つ、商法の改正で株式交換とか株式の移転、そういう手段でいろいろな企業のものからの合併等が進みます。それについて、この再生特別措置法、これはどういう位置づけになるのでしょうか。

○林(洋)政府委員 まず第一点の、商法の特例という特別法ではなくて、商法一般でやるべきではないかということだろふと思います。

この法案の分社化、営業譲渡等の事務手続を軽減する緊急の必要性というものと商法の保護法益のバランスの問題で、私どもは、商法一般則として将来できれば、それはそれで一案ではないかなと思つております。

それから二点目の、株式交換、株式移転制度とこの事業再構築計画との関係でございます。

この株式交換あるいは株式移転制度は、ある意味では各企業が新しい事業に進出をする際などに円滑化に資するものでございます。したがいましめて、私どもの法案においても、この株式交換、株式移転によって企業の組織を改革することが中核的事業の強化に資するものであれば、私どもの法案にのつてくるというふうに考えております。

○日野委員 それで、この産業活力再生特別措置法案、この法案も商法の会社法の原則に対して特別な措置を定めているわけですね。ところが、私

は、商法の原則からいって、会社法の原則からいって、特に会社の資本的基礎という観点に立つて物事を見ると、これは非常に問題ありと言わざるを得ない、こう思うのです。

まず、分社化のことです。分社化するときは、これは現物出資が行われるわけですね。もう言うまでもなく、現物出資の場合は、検査役を裁判所が選任する。その検査役は弁護士を大體選任して、その弁護士が公認会計士等に協力させて、現物出資がきちんとしたものであるかどうかを検討するわけですね。この基本的な原則に対して、今度は、裁判所に検査役の選任を申請しないで、検査役を自分の会社で選んで、そしてその検査役、これは弁護士、公認会計士等なわけですが、これも、その人たちに調査をさせて報告書を出させる、こういうことでしょうか。私は、これでいいのだろうかと思ひます。

というのは、何で裁判所が検査役を選んで、ちよつと面倒な手続をとつて時間もかけてやるかという、これはやはり客観性を担保しているのだと思ふのです。制度的な担保ですな、客観性の制度的担保。一つの会社が成立つときは、その資本的基礎というものは非常に重要なものです。だから私は、その客観的な担保がなければならぬ、この原則は貫かれなければならないと思ひますが、どうでしょうか。

○林(洋)政府委員 お答え申し上げます。

商法上の大原則でございます資本充実原則との関係の御質問だと思います。私どもその点は十分考へて、法務省とも相談をいたしました。

まず、現行商法に基づいて裁判所から選任される検査役、これは原則として弁護士あるいは公認会計士であるという実情を踏まえて、検査役にかわる調査主体を弁護士などの有資格者に限定をしておるといふのが第一点でございます。さらに第二点は、現物出資を行つた対象財産の会社成立當時における時価が予定した価額より低い場合には、現物出資を行つた会社及び会社成立當時の取締役が無過失のてん補責任を負う等、民事上の責

任に関する規定を整備しております。第三点は、虚偽の証明を故意に行つた弁護士などについては刑事上の責任を問ふこととしたしております。以上三点によつて、商法上の大原則の資本充実原則を回避する、あるいはそれを損なうということはないものと考へております。

○日野委員 私も条文にそう書いてあることは十分知つていながら、やはり客観的な信頼性というものの大事さということを今指摘しているわけでありませう。

ではここで、実務的なこと。そういう原則があることはわかりますよ、取締役の責任、それから調査に当たつた者の責任、これはわかります。しかし、きちんとそこを正していくための手段が用意されていなければならぬ、私はこう思ふんですね。

それで、現物出資された財産、これは企業そのまゝの譲渡ということもあります、営業の譲渡ということもあります。でありますから、私は特にここで問題にしておきたいのは、その評価、これはどのように行われますか。企業の帳簿というものは、御承知のように取得財産であつたり時価であつたり、会計原則がまだ統一されていないという状況の中で、これは近いうちに統一されますが、それを一併使つてやるということになりますか。

それからもう一つ、弁護士等は報告を上げることにいたしますね。まず主文が書いてあるんだと思ふんです。これはきちんと現物出資として満たされておりますということを書くんだらうと思ふんです。それに添付されていく資料がありますね、どこまでを出すんですか。それをちよつと教えてください。

○林(洋)政府委員 お答え申し上げます。

資本充実の原則にかんがみれば、現物出資される財産の時価が子会社の資産として計上される額を上回ることが必要でございます。したがいましめて、一部の財産の時価を評価しただけでこのような資本充実が確認できる場合には、必ずしもすべての出資財産の時価を個別に評価する必要はない

ものと思つております。

このような場合、主務大臣への報告では、出資の対象となる各資産の項目名、実際に調査をした資産の時価、その時価の合計額が受け入れ価額の合計額を上回っていることの証明、こういうたものを添付することにならうと思ひます。

○日野委員 評価するに当たつては時価主義を貫くべき、こう私は強くこの場で主張をさせていただきたいと思ひます。

そして、そんなに手輕なものではないんだよというのを、きちんと原則として立てておかなければいけません。何か、私も仄聞するところによりますと、なに、あんな調査は二月もあればできるのさというのをうそおいてるような会社の顧問弁護士とか公認会計士がいるように報道もされた。私はそんな手輕なものではないだろうというふうにしておられますから、このところは強く私の方から要求をしておきたいと思ひます。そのほかいろいろ聞きたいことがあるんですが、時間がなくなつてきました。

私は、先ほども言つたように、この法律全部が全部悪いとは思つておりません。特にベンチャーの育成だとか何かについてはいいところがあるんです。私は、惜しむらくはこの法律は、特に業界の再編成なんというものは、あれは大きな企業以外はできないようになってる。中小企業をどうしてくれんだ。これからの日本の発展の苗床になつてゐるのは中小企業なんです。それに対する言及がないということはこの法律の大きな欠陥だというふうにしておられますが、時間がありませんから、ちよつと別の質問にいたします。

私は、民主党の出された法案は非常によくできていると思ふんです。特に、女性に非常に大きな役割を負つてもらつた、女性起業家を支援している、こういうような点は、私は非常にいいと思ふんです。男性社会と言われる日本の中で、女性の感性というのは今まで埋もれてきました。女性の能力というものが埋もれてきた。しかし、これを今我々は引っ張り出していかないと、これからの日

本のエネルギーが花咲きません。

その点で私は、女性起業家の支援というのは非常にいいと思うんですね。少し、女性起業家というものの対してこういうことを打ち出した背景、これをちょっと説明してください。

○松沢議員 日野委員の質問にお答えいたします。

実は、私たちのこの法案を作成したプロジェクトチームでは、勉強会を開いておりまして、その中で米国の女性起業家に詳しい方のお話を伺いました。

それによりまして、アメリカでは、女性が起業した会社が一九六六年の時点で八百万社に達している、全米の会社の三六%を占めている、こういうことであります。米国は、連邦政府調達の五%を女性起業家に与えることを目標に定めた連邦取得合理化法という法律ができていて、女性ビジネス・オーナーシップ法などの法制度も確立している。これらを背景に、体系的な女性起業家支援のプログラムがアメリカではできているんですね。

私たちの法案も米国の施策を参考にしたところがあるんですが、通産大臣は、民主党の考え方は米国の自由放任に過ぎているという趣旨をちょっと述べておられましたけれども、しかしアメリカは、市場における自由競争を徹底する一方で、連邦政府や州政府が調達制度などで社会的な弱者、女性を初め不利な立場にある人たちを思い切った配慮する、こういう施策も講じていて、とても参考になるんです。そこで、私たちの法案は、国や公庫に対して、物品等または役務の調達のための契約を締結する際には女性起業家に配慮して受注の機会の増大を図るようすべきという責務を課した、ここが大きな特徴でございます。

また、通産大臣は、女性起業家の比率は数%にすぎないというふうにご前述べておりましたけれども、これは統計のとり方にもよりますけれども、国民金融公庫の実態調査などでは、女性の新規開業は一三・六%に日本もなってきたという結果も出ています。女性による新規開業が一割を超えているということは注目されることだと思いま

す。

この女性起業家支援の趣旨については何度もしておりますから、ここでは省略しますけれども、こうして女性起業家育成の機運が盛り上がりつつある現在、民主党を成立させる意義は極めて大きいと考えております。

以上です。

○日野委員 野党が提出した議員立法というところ、ややもすれば軽く見る風潮がある。これは私は非常に残念なんです。珠玉のような、びかっと光るものがあるの、各党とも民主党の案には注目をいたしたいものだというふうに思っています。

今ここで、もう時間がなくなりましたから、答弁の時間を合わせても三分ぐらいしかありませんから、私の考えをちょっと言わせていただくと、これはできるだけ、自民党さんも含めてだが、自民党さんにはいろいろ事情もありまして、公明党さんだっけかなりベンチャーには熱心だった、自由党さんもうだ、社民党さんもうだ。こういう人たちが積極的に働きかけて、御理解を得て、ぜひともこれは通していただきたいものだと思いますが、見通しはどうですか。

○島議員 本会議でも申しましたとおり、各党が政策の一致ということを非常に重視する姿勢である政党であるならば、これは成立をいたします。そうじゃなくて、政策の一致じゃなくて、政局とかそういうものだけ、あるいはほかの要素だけを考えるようであるならば、これは残念な結果に終わるのかなというふうに思っておる次第でございます。

私ども、相当の期間、ここでもいろいろ御質問を賜ったり、あるいは通産大臣の御答弁を伺いましたけれども、何というんですか、例えば私どもはといたしまして、新しいものに飛びつくだけではないというような話がありましたけれども、現在の産業再生法案というのは、どちらかというと古い行政体質を守るだけになっているような気がしてなりません。もちろん行政というものは裁量の枠があるわけでございますけれども、それもやはり、

透明性と言葉では言うけれども本当にそうなのっているのか、何かまた逆行するような法案でござい

ます。何度申ししますが、各党各会派の、社民党さんも含めてでございますけれども、各党各会派、将来の、先ほど委員がおっしゃいました、高い志で日本を再生していく、そういう思い、政策の一致があるならば、この法案は通るといふ見通しを持っております。

以上でございます。

○日野委員 まだ一分あります。最後に私の主張を述べておきたいと思っております。

特に通産省の官僚の諸君、まあこれは通産省ばかりじゃありませんけれども、財界だの、場合によつては政治家だの、そういったところの圧力に屈してはいかぬ。債務の株式化なんというのがあります。これなんというの、こんなもの、一体どこで使えるんだと私は思います。それも、宮澤さんが全銀連の会長なんかという、宮澤さんの方から話をした、向こうからも電話が来た、何かそういうやりとりの中からこういうものが生まれてきたと仄聞してはいない。こんなもの、だれも使えるものかと思っております。

これを使つていこうとしたら、これは大変なことですよ。不良な債務、これをどんどん株式に置きかえて、そしてそれを償却もしないで、そんな形で残していったら一体どうなるんだ。百害あつて一利なし、私はそう思う。

それから、さつきから雇用の問題が出ています。ちゃんと自分の経営哲学を持った人はきちんとやっているんです。こういうふうには言っています。ある人、ちょっと特定の人の名前はやめておきますが。

何のためのグローバル化かということだ。利益のためというなら、人件費、材料などコスト面で海外生産が有利なことは間違いない。私は、経営者の使命は雇用維持が一番で利益は二番という考えだ。雇用を維持し研究開発をするため、一定の利益を確保する必要がある。利益のため国内雇用

を犠牲にするというのは企業目的がおかしいのではないか。これはある立派な一流企業の社長さんです。

きちんとやる人はやる。甘えの構造を断たなければならぬ、それがきょうの私のテーマであります。

終わります。ありがとうございました。

○古賀委員長 福留泰蔵君。

○福留委員 公明党・改革クラブの福留泰蔵でございます。今議題となっております産業活力再生特別措置法案に関連いたしました、質問をさせていただきます。

この法案については、昨日八時間の審議が行われまして、そしてさらに本日、午前中三時間の参事人質疑が行われ、また、午後から八時間の質疑ということで承知しているわけでございまして、これまでも数多くの質疑が行われ、議論が行われてきたところでございます。私は、かなり論点が出尽くしている感じがしておりますので、特に中小企業ベンチャーへの支援という観点から若干の質問をさせていただいて、あわせて、産業再生という観点から、私は関連があると思っておりますけれども、コンピュータの二〇〇〇年問題について質疑を行わせていただきたいと思っております。

我が国経済の状況を見ますときに、生産性の伸び率の低下が憂慮すべき状況になっているわけでございます。その最大の要因といたしまして、過剰設備、過剰雇用、過剰債務の三つの過剰ストックが指摘されているわけであります。これはある試算、統計計算を使つたものでありますけれども、我が国の過剰雇用が三百三十万人、過剰設備が七十兆円、過剰債務が百兆円という試算もあるようでございます。そのために、経営資源の発掘と有効利用が必要である、そういった認識のもと、我が国産業の活力の速やかな再生を実現するため本法案が提出されているというふうに承知をしております。

この法案は三つの柱から成っていて、一つが事

業再構築への支援、また二つ目として、創業者、中小ベンチャー企業の支援、三つ目が技術開発活性化のための措置という三つの柱から成っているわけでございます。しかしながら、私の感じとしては、どちらかというと事業再構築に偏っている感が否めない感じがするわけでございます。この対策は、そういった面では若干面重点を欠くという感じがしてなりません。

私の感じとしては、最も重要なのは、何といっても中小ベンチャー企業の育成ではないかと思っております。それはアメリカの例を見れば明らかでありまして、アメリカでは過去不況に陥っていた経済が八〇年代以降大きく飛躍したわけでございますけれども、その要因は中小ベンチャーが伸びたことにあるということとはよく知られていることでございます。

例えば、新規企業の勃興という角度で見ますと、インテル、マイクロソフト、オラクル、シスコを合わせた株価時価総額は八千七百億ドル。そしてその総額は、A T T、I B M、G M、モトローラ、フォード、ダイムラー、クライスラー、ウォルト・ディズニー、フィリップ・モリスの合計に匹敵するというところであります。また一方、開業率のデータを見ても、最近のデータでありますけれども、日本が三・七％であるのに対して、アメリカは一三・七％であるということでありまして、アメリカが非常に活性化された社会であるということが、これらの数字から如実にわかって思っております。

従業員数も、八〇年代に大企業が三百七万人削減したのに対して、アメリカでは中小ベンチャー企業がその雇用を創出したと言われているわけでございます。九〇年代の米国経済の活況はまさしくいわゆるデジタル革命によるものだということに私は理解をしております。

例えば、我が国のように成長十五分野を横並びで考えるという発想がアメリカにはなかったたのではないかと思っております。例えばゴア副大統領の情報ハイウエイ構想みたいな国家戦略

を持つて情報通信分野に重点投資を行うような施策があつたんだろうと思ひますし、そういった意味で、日本は全世界のスピードに完全に取残されている感じがしてなりません。そういった観点から日本の産業再生というものを考えていかなければならないのではないかと私は思っているわけでございます。

今求められている経済政策というのは、経済成長力を強化するための政策、つまり、この法案で言われているわけでございますけれども、生産性向上に向けた供給面の体質強化というのが必要であるということは認識をしているところでございます。

しかし、先ほども申し上げましたけれども、今回の産業活力再生法案は、債務の株式化とか廃棄設備への税制措置とか、ある意味で非常に後ろ向きの政策に見えるわけでございます。これは本来のサプライサイドの政策とは違うのではないかとこの感じがしてなりません。過剰設備、過剰債務、過剰雇用の問題は確かにあると思ひます。しかし、問題はバブル期から生じている構造的な過剰と、景気の落ち込みによって生じた循環的な過剰が、混同されてしまっているのではないかと私は思っております。

過剰設備について、ニッセイ基礎研究所というところの調査によりますと、景気要因による過剰設備が四十兆円、構造要因による過剰設備が三十兆円という試算もあります。それから、過剰債務の問題について申し上げますと、三和総研の調査でありますけれども、景気要因による過剰債務は六十七兆円、構造要因による過剰債務は二十五兆円と分析しているところであります。

ここで注目すべき点は、構造要因による過剰設備は一九九六年に一度解消されようとしたことでもあります。しかし、その後再びふえ続けているという事実であります。また、構造要因による過剰債務は、バブル崩壊後の九一年をピークに解消に向かつているわけでありまして、つまり、構造要因による過剰設備と過剰債務は、バブル崩壊が直

接の原因ではなくて、その後の景気悪化に起因するものであるということとこの数字は示しているんじゃないかと私は思っているところでございいます。

政府は、今回の法案でもそうでありましてけれども、本来、景気要因による過剰と構造要因による過剰を立て分けて論ずべきところを、一緒くたにして論じているとしたら、私は随分乱暴な話ではないかと思ひます。私はずいぶん話して、そういふ意味から、基本的に景気要因で生じた過剰は景気回復で対策する、構造要因で生じた過剰は原則企業の責任で解決するべきではないかという意見もあるわけであります。

そういった観点から、今回の法案の提出に当たって、大臣から、その立て分けについてのようにならざるを得ないのか、御答弁を求めたいと思ひます。

〔委員長退席、小野委員長代理着席〕

○与謝野国務大臣 日本株は、平成二年の十二月にピークを打ちまして、平成三年からいわゆるバブル崩壊の過程をたどったわけでございいます。バブルが崩壊したということとをなかなか我々がつかみきれなかったわけでして、これはもう循環的な要因で景気が悪いんだというふうにならずと信じたい。その後の経済運営、政策判断をしてきたわけでございいます。その結果、補正予算、相当大がかりなものを何回か続けていきましたが、どうも循環的な要因ではないかということが論じられるようになりまして、一時は、やはり構造的なことを考えなきゃいけないという議論が優勢になってまいりまして、そのときは多分、複合不況という言葉が使われていた時代もあるわけでございいます。

先生おっしゃるように、景気要因、循環的な要因もありまして、やはり構造的な要因もあるんだらうと思ひます。その構造的な要因を分析していきまして、一つは、技術のレベルの側面でありまして、どうも発展途上国とアメリカなどの先端的な技術を持った国の間の狭み打ちに遭つてしまっているという側面があります。し

たがいまして、そういう意味では、生産要素のコストの低い、例えば発展途上国などに既存の分野ではほとんどん負けしてしまうという構造的なことが出てまいりました。

それから、それに拍車をかけますのは為替レートでございます。円高に振れますとそれだけ日本企業の競争力が落ちていくという、これはどうも企業の経営者の力ではどうにもならない、いわば一つの構造的な要因だらうと私は思っております。

それと同時に、関税をなくし、人、物、お金、こういったのが自由に行き来をするようになりますと、過剰設備というものを日本の国内の問題だけで論じられるのかといへば、そういうことはなく、例えば日本で一連の設備をつくって、これが適正な規模だと思ひましたら、よその国で一連の設備をつくった。これは途端に日本も海外の要因で設備過剰になつてくるわけでございまして、そういう意味では、昔の経済とは違つて、非常にたくさんさんの要因で日本の経済の動向が左右されるというふうになつております。

ただ、この法案が目指しておりますのは、やはりバブル以降やっておりませんでした、確かに多少は進んでまいりましたが、バブルの時代に生産性の低い分野に多く投資をされた、その分野に資本と労働が張りついたままになつて、これを生産性の高い分野に円滑に移動させようという、過去の清算をきちんとしようという思想が一つ。それからもう一つは、中小企業とかベンチャーとか新しい技術とかという、過去に向かつての清算のほかに、やはり将来に向かつての新しいスタートを切る。この二つの思想でこの法律は成り立っていると私は考えております。

○福留委員 今大臣の方からは、構造的な要因と景気循環型の要因というのは明確に区別がついていくというか、さまたまいろいろ必要な要素で今の状況というのがあるというふうなお話だったらうと思っております。今の御説明によりまして、特に過去の清算をきちんとやろうということ、今回の第一項目の事業再構築というのはそういう

意図でこれがつくられているというふうなお話だったんだらうと思います。それが、私が感じた若干後ろ向きではないかという心情につながるものなのかなという感じで、今聞いていたところでございます。

これは後でも一回、経営責任ということでお尋ねいたしますけれども、過去の清算をきちんとやるということについて私が立て分けて申し上げたのは、恐らく、今大臣の方からお話がありましたけれども、経営者ではどうにもならない要素もあつたんだらう、だから経営責任は問えないだらうということだらうと思えますけれども、その中で、複合的な要因があつた中でそれを立て分けるという発想になつたときに、それはある意味で、例えば景気循環型の要因による過剰設備、過剰債務等については経営責任というものが出てくるんじゃないかなという思いもあるものですから、今大臣のそういった観点からの見解をお尋ねしたところでございまして、見解はわかりました。

それで、一九九五年と九六年の経済白書によりますと、バブル期に形成された資本設備の過剰が、その後の設備投資の圧縮期を経て、おおむね調整完了となつたというふうに表示されているんです。つまり、バブル期に形成された資本設備の過剰は、既に九六年の段階で調整完了となつたというふうに経済白書に書いてあるんです。

しかし、現在の生産設備の過剰はなぜ生じたかという点と、そうすると、それ以降の経済の急激な悪化によって生じたことになるわけですね。これはバブルと関係ない話になつてきているわけでありまして、冷静に見ると、転用不能な設備が存在しているというよりも、需要の急速な冷え込みによりまして使用可能な資本ストックが遊休化してしまつていてという見方の方が正しいのではないかと、ということだらうと思ひます。

今回の議論のようにサプライサイドを重視すべきであるという主張は正しいと思ひますけれども、それは必ずしも需要水準に合わせて供給力を重視することではない。経済の供給力が有効に生

かされるように需要水準を適切に誘導することもある意味ではサプライサイド重視の政策だとも言えるんじゃないかと思ひているわけでございます。まして、先ほど後ろ向きだというお話ありましたけれども、本来手をつすべき需要水準の回復策というものが今回の中で視点がないうわけでありまして、けれども、その点について大臣の見解をお伺ひしたいと思ひます。

○与謝野国務大臣 日本の経済がどう成り立っているか、数字で見ればはつきりしているわけですが、日本経済全体の六割以上を個人消費が占めておりまして、政府あるいは地方公共団体の支出いたします公的資本形成というのは、一割を切つて八割ぐらゐなわけでございます。

そこで、需要の面から経済を引っ張るということに、我々に残された手段というのは一体何なんだろうかと、いいますと、個人の場合ですと、やはり可処分所得をふやすという意味で減税を既にやりました。それから、企業の設備投資意欲をいふこともありますし、また、外国の法人税と水準を合わせるという意味で法人税の減税もやりました。これは、将来の期待収益率を上げるということとで設備投資に意欲を持っていたら、

あるいは、住宅部門では、住宅減税、あるいは住宅金融公庫のローンを下げるということによつて、マンションあるいは持ち家の購入にある種の刺激策を与えました。また、公的な資本形成の分野では、昨年十二月、ことしの当初予算と、二度にわたつて意思を持つて財政支出をしたわけでございます。ほは我々が持つていける需要サイドの対策というのは、手は尽くしてしまつたという感じが実はございまして、

そこで結局は、私どもとしては、個人個人が日本の将来に対して信頼を持てるかどうかという、マインドと一言で言つていいかどうか、やはり実際に個人が冷静に判断して日本の将来にいわば信頼と安心を持てるかどうかという部分が非常に大事なわけでございます。そういう意味では、これからどんどん財政支出

という薬を使つていく方がいいのか、あるいは、経済の体質そのものを直して本当に力強い経済をつくるということを通じて国民の将来に対する信頼を回復するののかといへば、当面は財政支出を続けるを得ないにしても、やはり日本の経済の体質を本当に力強いものにするということは避けて通つてはいけないうことだし、やはり正面からそういうものと直面をしていくということが必要だといふふうに考え、今回の法律を提出したわけでございます。

この後も、今法務省で準備しております倒産法制等々、あるいは連結納税制度とか、いろいろな環境整備をする必要がございます。ございしますが、やはり、日本の経済の将来に対して国民一人一人、消費者一人一人が信頼と展望を持てるかどうかという状況をつくるのが、日本の経済にとつて私は一番大事なことでございと思ひます。

○福岡委員 今大臣の方から、まさしく体質を改善して強化していくことが必要であるといふことのお話がありました。その点については私も同じ考え方を持つておりまして、それはまさしく今やらなければならないうことだらうと思ひます。

個別の名前を挙げていいのかわかりませんが、けれども、新聞によると、日立製作所とかNECとか東芝といった日本の製造業を代表するような会社でありますけれども、こういった会社が、この三月期、創業以来の巨額赤字に転落をしたとかという報道があつたようでもありますし、また、新日鉄は昨年、合併以来初めて粗鋼生産量世界一の座を韓国のメーカーに奪われたといふふうなことも報道されているわけでありまして、これはまさしく今の日本の産業界の現状を象徴しているんだらうと思ひます。その上で、今大臣の方からお話があつた、体質を強化していくといふこと、日本の産業を再度活性化して力強いものにしていくといふことは、まさに重要なことだらうと思ひます。

そこで、今回の法案の事業再構築関係の中で、

事業再構築計画が認定された企業は、特別償却、買いかえ特例、譲渡益課税の繰り延べ、欠損金の繰り越し、繰り戻し、登録免許税、不動産取得税の軽減等の税制上の恩恵を受けることになつているわけでありまして、この税制措置によつて企業が受ける減税額について、本会議で大臣は答弁なさいます。三百億といふふうな想定で御答弁があり、そしてその内訳も含めて答弁がありました。欠損金の取り扱いを二十社と想定して百億円とか、共同出資子会社への現物出資と買いかえ特例が二十社で百億円等々の具体的な想定で御答弁があつたわけでございます。

私、こゝでちょっと確認をして教えていただきたいのは、こゝに、二十社、百億円というふうな具体的に想定をされているわけでありまして、けれども、この想定をされた根拠、どうして二十社といふふうに想定されているのか、どうして百億円と想定されているのか、それをちょっと教えていただきたいと思います。

○林(洋)政府委員 お答え申し上げます。この利用件数の根拠でございますが、税制改正要望を行う際に無記名のサンプル調査を行いました。これをもとに推計をしております。したがって、個別の企業等を想定しているのかさういふことではございません。むしろ、正直申し上げると、やつてみなければわからないという部分も当然でございます。

○福岡委員 今回の答弁は少しわかりにくいんですよ。二十社、百億円という形で本当に本会議で答弁をされているわけでありまして、それを何か、やつてみないとわからないといふ数字を本会議で答弁されたといふことになりまして、そんな心もたないことと、こゝでこゝで法律をつくつていらつしやるのかという気になりますよ。もう少し何かあるんだと思ひますけれども。

○林(洋)政府委員 お答え申し上げます。先ほどの答弁で最後の部分は大変失礼をいたしました。私どもは、税制改正要望を行う際に、各企業に対してサンプル調査を行います。どうい

うようなことをやるか、それをやるとすればどのぐらいなのかというようにサンプリング調査をやりまして、それは当然母数が少のうございすから、それを全体に推計をするということで、例えば欠損金であれば二十件で百億というように推計をしているわけでございます。

○福留委員 余りここで議論はしたくないんです。逆に言うと、二十社で百億円で、まあ税制改正の要望から推計をしてというふうなお話ですけども、そうすると、そのことでこの法律の目的である日本の産業の活力が再生できるというふうにお考えなんでしょうか。

○林(洋)政府委員 お答え申し上げます。

私ども、この法律で目的としております、生産性の低い分野から高い分野に、資本、労働力あるいは土地といった経営資源を移していくというやり方といたしまして、共同出資会社というやり方もございますし、あるいは設備廃棄というやり方もございますし、合併というやり方、いろいろあるかと思ひます。

そういう中で、この税制が二十件、百億で果たして十分かどうかというのは、ほかの手段との関係もございますから、一概にこの二十件、百億で十分か不十分かという議論はなかなかしにくいのではないかと思ひます。

○福留委員 これ以上お尋ねしても今以上の答弁はできないようでありますから、次へ行きます。

経営者責任の問題でありますけれども、本会議で総理も、今回の措置は、生産性の向上に向けて、既存の中核的事業の拡大や新たな商品や生産方式の導入など、将来へ向けた経営上の努力を行う事業者に対して行うものである、責任を問うことは適当ではないと答弁をされているわけでございます。当委員会では通産大臣からも同じ見解が述べられているところでございます。

他方、例えば、自力で競争力をつけた企業より過剰設備の処理を政府に頼つて進めようという企業を優遇したら、公正な競争と自己責任の原則をゆがめるのではないかというふうな意見もあるわけでありまして、

先ほど私が申し上げたとおり、過剰設備、過剰債務の問題にしても、複合的な要因があつて、経営者責任があるものではないものと分けることもできるんじゃないかという感じも私はしているわけでございます。そういう角度から、経営者責任を問うことは適当でないという見解を、同じ見解だと思ひますけれども、確認させていただくとともに、今申し上げた企業経営のモラルハザードを生じかねないとの懸念に対する大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○与謝野国務大臣 総理と同じ答弁の繰り返しになつて恐縮でございますが、通産省としては、供給サイドの構造改革を進め、生産性の向上を図っていくに当たっては、民間の自主性を尊重すること及び市場原理に立脚することが特に重要であると考えております。本法律案においても、このような考え方に基きまして、事業者自身の手による企業の事業再構築を円滑に進めるための環境を整備することでありまして、

また、具体的な措置の内容も、欧米諸国でも広く取り入れられている会社組織の見直し手続や税制措置であり、基本的にはグローバルスタンダードの範囲内であると考えております。このような本法案の基本的考え方及び措置内容にかんがみても、法律案がモラルハザードを招くようなこととはないと考えております。

○福留委員 わかりました。さて、この法案に関して、私が一番関心のあります中小企業の、またベンチャーの問題についての質問に移らせていただきます。午前中の参考人質疑におきまして、濱田参考人から、私も伺つていて大変おもしろい例えだなと思つたのですけれども、今回の法案をだんご三兄弟に例えてお話がありました。

事業再構築と、創業者、中小ベンチャー企業支援、技術開発の問題、この三つをだんご三兄弟に例えて説明があつて、その中で長男だけが大変大きいという趣旨の話がありましたけれども、

経済効果という観点から、事業構築の経済効果が最も大きくて、中小ベンチャー支援については、戦後の中小企業政策の総括的なものであり、目新しいものはないというふうに意見表明がありました。そして、三つ目の技術開発については、質的には新しいが経済効果は大きくないというふうな意見陳述があつたところであります。私の先ほどの質問も同じような意識で質問させていただいておりました。

濱田参考人の本も私は読ませていただきました。戦後の中小企業政策というのは、一九四八年の中小企業庁設置以来一貫した流れがあるわけでございますけれども、先ほど参考人の意見陳述の際にも資料を配付していただいて、その資料の中にもあるわけでありまして、一九七〇年代に於いてベンチャー企業運動の第二の波が起きて、そして一九八九年の新規事業法施行以来、創業支援運動というものが起きているということで濱田参考人は述べられておりました。

今の濱田参考人の意見から、もう一つ、主務大臣の認定の件についてお話がありまして、濱田参考人は行政の裁量判断をお認めになりました。それは必要なことだと。ただ、その上で、認定結果に対しては、結果は厳しく総括をしていかなければならないだろうという御意見でありました。私はもつともだなどというふうに聞いていたところでございます。

実は、今紹介申し上げました濱田参考人の意見をもとにちょっと伺ひたいのですけれども、今回の中小ベンチャー支援について、総括的なものであり目新しいものはないというこの意見に対して、大臣の見解と、それからさまざまな過去の大きな中小企業政策の中で、今回の本法案はどのような位置づけになっているのかという点について伺ひたいと思ひます。

あわせて、ベンチャー支援それから創業者支援については、先ほど紹介したとおり、ベンチャー支援というのは七〇年代以降いろいろ取り組みが行われている、九〇年代以降もいろいろ取り組みが行われているわけでありまして、過去のこういった支援に対する総括はどのようにされているのか、この点について通産省の見解をお伺ひしたいと思います。

○江崎政府委員 委員がたびたび御指摘になつておりますように、我が国の経済の活力の維持、あるいは良質な雇用機会の創出、確保ということを考えますと、中小ベンチャーの育成というのは大変重要な政策課題というふうに私も思つております。

通産省としましてこれまで、資金、人材、それから技術、こういった各分野にわたります各種のベンチャー支援策というのを講じてまいりました。これまで講じた主なものを幾つか御紹介しますと、例えばことしの二月から新事業創出促進法というものが施行されておまして、個人による開業、あるいはそれに対する支援、それからSBI R制度といったようなものを導入しております。

それから、先般の六月十一日に産業構造転換・雇用対策本部で決定されました産業競争力対策におきまして、中小ベンチャー企業の立ち上がり、成長支援策として、ベンチャーキャピタルファンドへの出資、あるいは人材ネットワークの整備など必要な施策を盛り込んでおります。

加えまして、今般、今御審議をいただいております産業活力再生法案の中で、中小ベンチャー企業に対しまして設備資金の無利子融資ですとか、あるいは信用保証制度の特例を盛り込むことによりまして、資金調達が多様化あるいは円滑化の観点からのベンチャー企業の支援策の一層の充実を図つてきております。

こうしたことでも私どもかねてから資金、人材、技術、各分野にわたります施策をやつてきておりますけれども、こうした施策の現在一番私どもとして欠けております点として、創業段階における資金に対して今回の法案をもちまして対応しようというところでございます。

○福留委員 今さまざまこれまでの中小企業、ベ

ンチャー支援策について御説明がありました。確かにそのとおりなのですが、さまざまなことをやってこられているわけでありまして。

しかし問題なのは、どうして、これほどベンチャー支援についてもこれまでの取り組みをやっているが、日本はなぜベンチャーが結果として育っていないのかというところが私の問題意識であって、なぜ中小企業は元気が出てこないのか、ベンチャーは元気が出てこないのか、これがポイントだろうと私は思っているわけでありまして。

基本的には、日本の社会全体がベンチャーを育てる社会になっていないという根本問題にぶち当たっているんだらうと思っております。今回の新しい目玉として創業者支援というものを盛り込まれたというふうに今説明がありましたけれども、これすらも十分ではないと私は思っております。し、もって発想を変えた中小企業またベンチャー、創業者に対する支援というものをやっていかなければいけないのではないかとというふうな意識を持っております。

特に、私が最も大事な問題だと思っておりますのは、一つは創業者への出資の問題だと思っております。ベンチャーというのはリスクマネーなわけでありまして、そのリスクを国みずからがリスクテーカーとなるということが必要であって、そうでなければ日本にベンチャーが育つことは不可能じゃないかなというふうに思っております。

ここで、今回のこの法案の中には信用保証協会の特別保証枠を使うというふうな話があるわけでご覧になって、これは私は大変前向きに評価しております。またできるだけ早くそれが利用できるようにしてもらいたいと思っておりますし、当然無担保でということでも利用できるんだらうと思っておりますけれども、この点についての確認をさせていただきたいと思っております。

○福田政府委員 今回の法案におきまして、できるだけ早期の成立を期待しておりますが、法案が成立いたしましたときには、委員御承知のように、附則におきまして、ベンチャー支援、創業

者支援の関係の特例保証につきましては九月一日から法律が施行されることになっております。この時点から実際に中小企業の方々に使っていただくように、事務的な準備をしていきたいと考えております。

さらに、確認ということでございましたが、今回の特例保証につきましては、創業者についての二千万円、あるいは中小企業者、ベンチャーに対する無担保保証五千万円、これはいずれも無担保で実施される予定になっております。

○福田委員 それで、もう一点確認しておきたいことは、国の財源措置だと思っております。

昨年末に成立しました新事業創出促進法でも創業者に対しての信用保証があったわけでありまして、けれども、一千万円を保証対象にしてありますが、うまくいっていないようでもあります。なぜかというところ、国の財源措置がないからというふうに言われておりまして、保証協会自体が踏み切れないというふうな話もあるわけでご覧いただけますけれども、国の財源措置に対しての見解を伺いたいと思っております。

○福田政府委員 先生御指摘のように、本年二月から一千万円の特例保証制度というのが実施されておりますが、各協会の実施状況を見ますと、余りはかばかしくございません。私のところも各自治体から陳情がございまして、具体的な財源措置の裏づけがないがゆえに、なかなか保証の窓口が流れがよくないという御指摘もいただいております。

今回実施をいたします二千万円についての無担保特例保証につきましては、二十兆円の特例保証の枠の中で活用させていただきます。これは財源的な面では、既に各県の保証協会に二千万円の財源が配付済みでございます。その前提で、本制度は活用が進むのではないかと考えております。

○福田委員 ベンチャー支援について、私、第二の大きな問題と考えるのは、金融市場の問題だと思っております。

金融市場の問題についてはこの委員会でもさまざま議論があつて、日本は完全におくれているという指摘があるわけでありまして。株式市場や社債市場が整備されていないわけでありまして、リスクマネーがとれないという状況があります。

そこで今、ナスダック・ジャパンというのが注目されているわけでご覧になって、あるエコノミストによりますと、市場に弾力が落ちたような衝撃だと言っているようでご覧いただけますけれども、この構想はまだまだ不明な部分があるわけでご覧いただけます。しかし、不明な部分はありませんけれども、アメリカの株式市場のすそ野が広く、日本は極めて薄い、こうした状況の中で、より多層的な証券市場の形成に一陣の風を吹き込もうとしているのは事実でありまして、このナスダック問題、そしてその意味するものにどのように対処をしようとおられるのか、見解を伺いたいと思っております。

○江崎政府委員 ナスダック・ジャパンに対する対応の問題でございます。

このナスダック・ジャパンですが、これは、全米証券業協会とソフトバンクが協力をしまして、二〇〇〇年末を目標にして設立を予定している新たな証券市場の動きだというふうに認識をしております。私ども、こうした新しい証券市場の設立の問題につきましては、店頭市場などの既存の市場との市場間競争をつくり出すということで、証券市場の活性化に大変役に立つものというふうに見ております。

私ども通産省としましては、市場からの資金調達を行うベンチャー企業などの立場に立ちまして、我が国の店頭市場の活性化のためにマーケット・トーク制度を電子取引化するということを早く実現すべきだというふうに思っております。関係省庁に対して積極的に今働きかけを行っております。こうしたことを通じて、中小ベンチャー企業の資金調達の円滑化のための環境整備により一層努めていきたいというふうに思っております。

○福田委員 まさしく今御説明があったとおり、

金融市場の活性化というものがベンチャー支援に当たって大事なことだらうと思っております。

そういった観点から、一つは店頭市場の改革ということも必要だらうと思っておりますし、あわせて、証券取引所の規制緩和ということも一つのテーマではないかと私は思っております。

この店頭市場改革、そして証券取引所の規制緩和ということについては、通産省と、大蔵省に關係する部分については大蔵省から答弁をお願いしたいと思っております。

○江崎政府委員 店頭市場改革の問題でございますけれども、私ども、店頭市場を活性化させるということとは魅力ある市場をつくるということでは不可欠と考えております。

私どもが考えておりますことは、一つはベンチャー企業にも配慮した登録基準、これをまず抜本的に見直す必要があるだらうというふうに思っております。それから第二に、証券会社がみずから配値を提示しまして売買を成立させるという、いわゆるマーケット・メーカー制度でございますが、これを導入すべきだというふうに思っております。それから第三番目に、公開前の企業の第三者割当てなどに関する資金調達を今阻害していると言われております公開前規制、これを緩和すべきだというふうに考えております。

こういったことを中心にしまして、店頭市場の活性化の実現に向けて、現在、関係省庁に働きかけをしております。

先般の六月十一日の産業構造転換・雇用対策本部におきまして決定されました産業競争力強化対策におきまして、一つはマーケット・メーカー制度を電子商取引化するということがうたわれておりますし、それから公開企業に対する一層の情報開示の徹底というような施策も盛り込まれております。私ども通産省としましては、これからも中小ベンチャー企業の育成のために店頭市場の活性化により一層働きかけしていきたいというふうに思っております。

それから第二点目の証券市場の規制緩和の問題

でございますが、私ども、これはぜひ必要だといふふうに思っております。平成十年の十二月から金融システム改革法というものが施行され、各種の規制緩和が実施されておまして、各取引所におかれましては活性化に向けた取り組みが始まっております。

特に、中小ベンチャー企業の資金調達を円滑にするという観点から見ますと、昨年の十二月に大阪証券取引所におきましてベンチャー向けの新市場が創設されました。それから、東京証券取引所におきましてベンチャー企業を主な対象とした市場創設の動きがございまして、こうした動きが各地で見られるということでございます。私ども通産省としまして、こうした東証、大証さんの取り組みは市場間の競争を促進するというところで、大変いいことで、結果的に中小ベンチャーに對しても一層魅力ある資本市場というものをつくり出すのではないかとこのように期待をしております。

これから、中小ベンチャー企業の資金調達の円滑化を図りますために、必要な環境整備に私どもとしても取り組んでいきたい、このように思っております。

○福田(誠)政府委員 ただいまの通産省の御答弁とかなり重複いたしますが、まず、店頭登録市場につきましては、我が国の将来を担うベンチャー企業等の資金調達の場として重要な役割を果たすものと私どもも考えております。

こうした観点から、店頭登録市場の整備は重要な課題と認識しております。まず、政府におきましては、昨年十二月に施行されました金融システム改革法におきまして、店頭登録市場を従来の取引所市場と同等の存在として法律上明確に位置づける等の措置を講じております。

それから、実際に店頭登録市場を開設、運営しております日本証券業協会におきましては、先ほどの御答弁と重複いたしますが、店頭登録市場の活性化を図るために、昨年十二月以来、既にベンチャー企業向けの登録基準の創設を初とする登

録基準の見直しを行っておりますし、公開前規制の大幅な緩和もいたしております。さらに、店頭登録銘柄の流動性を高めるためのマーケットメーカー制度の導入も行っております。

また、今般取りまとめられました雇用創出、産業競争力強化のための規制改革に基づきまして、さらに協会におきましては、マーケットメーカー制度のもとで小口注文を自動執行するための電子取引システムを開発し、早期に稼働させるとともに、店頭登録企業のタイムリーディスクロージャーの一層の充実を図ることとしております。

それから、第二点の取引所の活性化につきましても、先般の金融システム改革法におきまして、取引所市場における取引システムの見直し、改善としまして、取引所内における複数市場の創設、設立を解禁いたしております。また、御案内のとおり、取引所への集中義務を撤廃いたしまして、さらに取引所外取引に係る公正取引ルールの整備を行っております。

こうした流れの中で、各取引所におきましても、みずからの市場を活性化していく観点から、昨年十二月以来、中堅・中小企業の上場を促進するための上場基準の見直し、大阪、名古屋の取引所におきましては、投資家及び会員同士がネットワーク上で価格等の交渉を行うことができるような電子システム市場の創設、さらに立ち合い場の廃止によるシステム売買への移行などの改革に主体的に取り組んでおりまして、大蔵省といたしましても、今後とも各取引所が独自性を発揮しながら創意工夫を持って効率的なサービスを提供できるように、もって証券市場全体の効率化、機能強化を図られるように期待しているところでございます。

○福留委員 証券取引所の規制緩和の関係でいえば、何うところによると、地方の、広島でしたか、あともう一カ所、何か撤退をされている。きょう午前中の参考人の意見の中でも、地方の証券取引所の撤退は救済合併であって、かえって地方の資金調達の場をなくしていくことになるというよう

な指摘もあり、何らかのシステムをさらにつくる努力が必要であるというような指摘もあったところでありました。

こういった今御説明をいただいたような金融市場の改革というのは、政府が金をかけてやるというものではないわけでありまして、財政出動は要らないわけでありまして、制度設計をいかにするかという問題であります。ベンチャー政策の残された政策領域として、ここはぜひとも思い切つて取り組んでいただきたいというふうに要望を申し上げる次第でございます。

さて、ちよつと時間がなくなりましたので、続きまして私は、産業再生に関連するのだろうと思っておりますけれども、コンピュータの西暦二〇〇〇年問題、いわゆるY2K問題について質問をさせていただきたいと思っております。

Y2K問題が何であるかということとは、ここであえて申し上げるまでもないかと思えます。コンピュータが西暦二〇〇〇年を迎えるとトラブルを起すものがあるというふうな指摘があるわけでございます。もう既に私どもの社会というのはコンピュータなしでは考えられない状況になっているわけでございます。コンピュータのトラブルというものは社会経済生活への多大な影響を与えて混乱を生ずる可能性が指摘されているわけでございます。また、各国政府また民間レベルにおいても、その対策を講じている最中でございます。

しかし、もうあと半年を切っているわけでございます。既に、全く何のトラブルも起きないやうにするということとは不可能であるという状況であります。私はそういう認識をしております。また、特に日本の政府の取り組みというのは諸外国に比べて大変おくれいているというふうな認識をしております。

これはアメリカの例でありますけれども、アメリカのゼネラル・アカウンティング・オフィス、GAOが、本年の四月二十八日、アメリカの議会へ米国の主要二十四機関のY2K問題の対策総コストを報告しております。

Y2K問題は、対策の作業を進めれば進むほど問題の困難さというものがわかってきて、その深刻さが増してきているという状況があつて、そしてそこに予算がどんどん追加されているという性質のものであります。最終的には、アメリカの政府としては百億ドルを超えるだろうというふうな言われております。日本政府の予算はどうなっているかと見てみますと、九八年度で九十八億、九九年度で二百四十八億円で、片や百億ドル、日本は九九年度で二百四十八億円、二けたぐらい違うわけでありまして、

ある人に言わせると、こんなに対策予算が少ないというのは、よほど日本はコンピュータシステムが少ないのかという指摘もあります。また、よほどその対策が進んでいて、もうお金は必要としないのかという指摘もあります。あるいは、全然調べていないのかという指摘はないのか、日本人というのは楽観的なのかというふうな話もあります。あるいは、厳しい言葉ですけれども、日本人というのは無知なのではないかと、あるいは検査体制がないのではないかと、そういう指摘もあるわけでございます。

あわせて、今のY2K問題に対する認識と、そして今の日本政府の取り組みについて、大臣の方から見解をお伺いしたいと思っております。

○与謝野国務大臣 福留委員が心配されているとおり、私も、二〇〇〇年問題は大変に世界的な問題であり、また日本の問題としても深刻にとらえております。特に、この問題に対する対応を誤れば、国民生活や企業活動に支障が生じまして、日本の高度情報通信社会の構築に向けた信任を揺るがしかねない重大な問題であると認識をしております。

二〇〇〇年問題の重要性、緊急性にかんがみまして、昨年九月、小淵総理大臣のもとで、高度情報通信社会推進本部において、コンピュータ西暦二〇〇〇年問題に関する行動計画を決定し、二〇〇〇年問題の対応についての周知徹底、中央省

庁や民間重要五分野等における模擬テストを含む
総点検の実施、さらに不測の事態に備える危機管
理計画の策定を重点に、官民挙げて強力に対応を
推進してまいりたいと考えています。

政府行動計画の決定及びその推進状況に関する
四半期ごとの報告により、各業種において対応が
進展してきているところでございますが、先生御
指摘のとおり、二〇〇〇年まで百五十日余りとな
り、今後は特に危機管理面の重要性が一層増大す
るものと考えており、通産省としても、国民が安
心して二〇〇〇年を迎えられるよう万全の対策を
講じてまいりたいと思います。

予算の問題につきましては、政府全体で、平成
十一年度予算及び平成十年度第三次補正予算、合
計で、平成十年度予算と比較して倍増となる百九
十三億円を計上しておりますが、今後、私どもと
しては、各種の点検あるいは危機管理体制が進捗
するように万全の注意を払ってまいりたいと考え
ております。

〔小野委員長代理退席、委員長着席〕

○福留委員 実は、今いろいろ御説明がありまし
たけれども、日本は大変お粗末な状況であります。
特に、きょうはこの法案に関連してということと
ありますので、私は、中小企業の問題というのは
大変深刻だと思つておられるわけでございます。特
に日本で対策がおくれているもの、幾つかあるの
で、すけれども、中でもやはり中小企業、これは大
変お困っているというふうな状況があります。

これは、いろいろな調査、通産省の方でも中小
企業庁で多分中小企業の対策状況については把握
していらっしゃると思つていただけます、さまざま
なアンケートなどを見ても、中小企業の
Y2K対策というのは、ほとんどというか、かな
りの部分で対応ができていないというふうな状況
と私は理解をしております。

そこで、Y2K問題というのは、実はパソコン、
オフコンなどの事務処理用のコンピュータだけ
ではなくして、マイクロナップによって制御され
ている機械設備でもトラブルが発生するわけでご

ざいます。これはつまり、事務処理、工場、流通
過程での混乱が起きるということでありまして。ま
た、企業は、どんな企業であつてもお互いに多く
の関連会社を持っていたり取引先を持っていたり
やりとりをしているわけでありまして、取引先
の工場が停止して生産調整に追い込まれますと、
部品や資材の調達ができないうつた事態も起き
ないとは言えないわけでございます。こうした事
態が起きたときに被害をこうむるのはやはり経営
体力のない中小企業でありまして、企業の存続に
直結する深刻なものとなるおそれがあるわけでご
ざいます。

今回、産業活力再生法案は、我が国経済を自律
的成長軌道に乗せるための施策でありますけれど
も、この努力が、Y2K問題によって自律的成長
軌道から失速しかねない要因もあるのじゃないか
というふうな意識を私は持つておられるわけござ
います。大臣の方から、このY2K問題の、特に今
中小企業に対する影響というものをどの程度と見
ておられるのか、御見解を伺いたいと思つていま
す。

○与謝野国務大臣 全国の中小企業五百万社は、
我が国経済社会の隅々に至るまであらゆる事業分
野にわたつて経済活動を展開しております。経
済活動のネットワーク化の進展に伴い、大企業と
中小企業、あるいは中小企業同士でも、さまざま
な形で取引上の連携が展開されているところで
ございます。

こうした中、二〇〇〇年問題が中小企業を含め
我が国産業に現実には与える影響については、現段階
で予測することは容易ではないと思つて、現段階
も、企業規模が相対的に小さい個々の中小企業の
経営者にとつて、この問題についての十分な問題
意識を持つて具体的な対応をとることについて、
相應の時間とコストがかかるものであることか
ら、通産省といたしましては、中小企業に対して
きめ細かな対応を図る必要がある重要な問題と認
識をしております。

このため、政府としては、中小企業に対して可
能な限りの支援策を講じ、二〇〇〇年問題に起因

した混乱が発生することのないよう事前の対応の
ための措置を講ずると同時に、企業等による危機
管理計画の策定を促進しているところでございま
す。今後とも、中小企業への支援、民間部門にお
ける努力等により、中小企業の対応状況が着実に
進捗するように努力してまいりたいと考えており
ます。

○福留委員 万全の支援を行つていただいている
というふうなことでありますけれども、現実には、
中小企業の対策というのはほとんどやられていな
いわけですね。これはもう確実に何らかの障害が
出てくるわけでありまして、今大臣の答弁の中
でも、一生懸命中小企業に対して支援をやるとい
つても、お金だけの問題ではなくして人の問題もあ
りますし、そういったエンジニアがいるかいない
かという問題もあるわけでありまして。

私は、もうこの段階に来たら、問題は起きるん
だ、中小企業の工場はとまるんだということを想
定した上で、工場が停止する、流通が混乱する、
そうしたときには今度は通産省としてどんな支援
ができるかという、大臣の答弁の中にもありまし
たけれども、そういった危機管理体制というもの
をしつかりつくつていかなければ間に合わない状
況にきているのだろつと思つて、現実的には中
小企業の対策というのはほとんど手つかずであ
ります。

これは先ほど大臣からお話ありましたけれど
も、日本のさまざまなネットワーク社会の中で、
相互に情報をやりとりして、また物流も相互に行
われているわけでありまして、一方所でもだめ
になると大変な混乱になつていくわけでありま
す。私は、ひょっとしたら経済活動にも大変大き
な影響を与えていくのだろつというふうな思いが
ありますので、ぜひとも、起きるのだというこ
とを前提に準備をしておかなければならないとい
うことも、もう遅過ぎる段階ではないのかなとい
う意識があります。

時間が残り少なくなりましたので、最後に、Y
2K問題の関係で実は一番我々が最大限死守しな

ければならないのは、ライフラインの確保であり
ます。そういった観点から、電力、ガスの供給体
制について、恐らく通産省の方でもこれを掌握し
ていらっしゃると思つていただけます、二〇〇〇年
の一月一日は、このライフラインの確保というこ
とでは本当に私たちは安心して迎えられるので
しょうか。見解をお伺いしたいと思います。

○稲川政府委員 ライフラインであります電力、
ガスにつきましては、昨年の九月に、全関係企業
に対しまして模擬テストを含む総点検の実施を指
示いたしました。また、この総点検結果を四半期
ごとに報告を求めてございます。加えて、第三者
専門委員会を設けて、事業者の取り組み手法
が妥当であるかどうか、現場立ち会いを含めて確
認を行つてまいりました。また、すべての事業者
が同じような手法を用いて対策を実施している
というこの確認も行つてまいっております。

こうしたことの結果として、本年六月末時点の
総点検結果の報告によりますと、電力会社の重要
システムに関しては九八・八％、大手ガスに関し
ましては九八・九％と、重要システムにつきまし
て模擬テストを含めた対策の完了を見ておりま
す。残る部分につきましても、定検に合わせまし
て、十一月までにすべて対策が完了するという報
告を受けてございます。こうしたことから、限り
なくゼロに近い確率のところにまでこの対策を続
けてまいりたいと考えてございます。

なお、原子力につきましましては、特設の委員会を
置きまして、その内容につきまして安全委員会に
も御報告をし、また一般にも各種の情報公開をし
ておるところでございます。

○福留委員 実は、今の答弁、若干の問題があり
まして、それがY2K問題の本質を理解していな
い政府の対応だろつと私は思つておられるので、
ライフラインの問題についても、限りなくゼロ
に近づける万全の体制をしくというふうな答弁で
あります。それはぜひやつてもらいたいのです

けれども、Y2K問題の本質は、万全の体制なん
かとれないんだというところから始まらなくちゃ

いけないんだと私は思っているのです。ですから、今の発言はひよっとしたらこれは大変な問題でありまして、国民に、何の問題もないのだ、あるいは年内に完全な対応が完了すると発表することは、実はそんなんです。事態は掌握していないのです。その上で、そういうことを政府が言うということは、国家賠償法の問題を惹起するのです。ですから、そういった問題の認識を持って、もう起きるのだということで、これは構造的に無理なんです、対策を打つというのは、模擬テストをやっても、三百億から五百億ぐらいのチップが世界じゅうにばらまかれていて、どこでどういう問題が起きるかわからないですね。ですから、電力会社などが一生懸命やっていたというのは承知していますけれども、それでも人知を超えたところの、手の届かないところの問題というのが、あるという認識をY2K問題ではないと、対応を過つのではないかと私は思っております。

それで、最後の質問をさせていただきます。また同じ答弁をされるかもしれませんが、あわせて答えていただいてもいいですけれども、もう一つ重要な問題というのは、我々は資源を輸入に頼っている国でありますので、そういった観点からもY2K問題というものは大変重要な問題だと思っております。

日本の石油海外依存率は九七・七%、そのうちUAE、サウジアラビア二カ国で半分を供給しているわけがあります。中東のY2K対応というのは大変心配をされているわけでありまして、彼らにとつてはこれだけの種類のだからしつかりやっていると、いふうな話も一部あるようでありまして、けれども、逆に言うと私は違う意味で心配しております。

七三年の石油ショックがあつて石油産業が国有化されたわけでありまして。そのときにメジャーが残した生産設備をそっくり引き継いだわけでありまして、実は技術は現地化されていないのであります。そして、その中東にはソフトウェアだとか埋め込みチップへの対応能力がないわけ

ありまして、そして、その技術を持っている技術者はフィリピンの技術者で、フィリピンの技術者は全部Y2K問題対応でアメリカに集められているわけでありまして。

また、ある意味で言えば、イスラム原理主義者というのが、Y2K問題は西欧社会からの挑戦課題としてとらえているような、そういうふうな向きもありまして、大変対応というのはおそれているというふうな意見もあるわけでありまして。

ですから、ここは、私たち日本にとつて大変資源を依存しているところのY2K問題についてはもつと積極的にかかわりを持って、あるいは調査団を派遣するなり、また生産、輸出維持のための技術資金援助の申し出を行うようなことも必要ではないかというふうな思っているわけでございますけれども、この点についての答弁をお願いいたします。

○稲川政府委員 御指摘の産油国の問題につきましては、外交ルートを通じて、あるいはメジャーとの情報交換等々を通じて、我が国に輸出をされている各国の中でどれだけの対応が進んでいるかというところの情報を集めてございます。その結果では九六%という数字が出ておりますが、各社それぞれ年内に二〇〇〇年問題の対応を終えるという内容となっております。また、加えて、大臣が先般中東を訪問いたしました、そういう機会にも相手国に確認をとっているところでございます。

ただ、委員御指摘のように、万一何事かが起きたときの対応をどうするかという、いわば危機管理計画というのが必要であることはおっしゃるとおりでございます。現在、電力会社十二社、都市ガス会社四社は、六月から七月にかけて危機管理計画を策定し、公表をいたしました。この危機管理計画の内容は各社によって若干の相違はございますが、対応組織の設置、システムのふぐあへの対応、あるいは外部の要因による影響への対応、そういったものが記載をされております。我々資源エネルギー庁として、この事業者の危

機管理計画について、外部の有識者の意見も聴取しつつ詳細に検討を行いまして、この危機管理計画がさらに実効性の高い内容になるように努力をしているところでございます。

○稲留委員 時間が来ましたので、終わります。いずれにしても、この問題というのは、もう対応ができないということを前提に、危機管理計画をどうつくるのか、あわせて、正確な情報を国民に公開するというのが大事だと思います。樂觀主義で大丈夫だ、大丈夫だと言ふことは、かえって大変な混乱を生ずることだと思ひます。

もう残された時間はわずかでありまして、ぜひともこれは今後とも精力的な取り組みをお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

○古賀委員長 青山丘君。

○青山(丘)委員 相当長時間の質疑が続いておりまして、なおまだ相当な時間が質疑に費やされていくわけで、大臣もお疲れでしょうが、しかし、本法案について、積極的に取り組まなければならぬ数点について、整理してお尋ねを改めていたしますという点があるかもしれませんが、整理してぜひ答えていただきたいと思います。

通常は、企業経営者の立場で、どんなことに留意して、そのことについて、いわば胃の中ですやすりですすられるような思いで苦しみながら企業を経営し進んでいるかといひますと、当然、過剰な設備があればこれを廃棄して設備の更新をすべきだ、あるいは企業の組織を改めて再編をする、改編をしていく、そういうところで経営効率を高めていきたい、これは実は当たり前のことですが通常取り組んでいることでして、さりとて、これだけかというとは本当はそうではなくて、通常の資金確保をどうしているのかといひて苦しんでいるのが実情であります。そちらの方ばかり具体的な、とりわけ中小企業対策などでは進めていただけてきております。

通常、経営者の立場で、設備の改変、設備の更新をしていくためには、過剰な設備は何かして

廃棄をしていきたい、会社の組織も改編をするこ

とによつて少しでも経営効率を高めていきたい、こういう努力をやっておるわけですから、この努力に対して、今回はそれに特別に公的な支援対策を講じていこう、こういうことで、これまで通産大臣も、そうなつてくると経営倫理の欠如の問題が必ず出てくる、モラルハザードの問題とどういう整合性を持った形で事業の再構築を進めていくことができるかということで話し合いを進めてこられたことだろうと思ひますので、きょうはまず最初に、どのような考え方で、今のような経営倫理の欠如についての懸念が出てきたときに、客観的に合理的にこの説明ができるし、だれも正しく理解できるという考え方が必要だということについて、まず冒頭、大臣からお考えを示していただきたいと思います。

○与謝野国務大臣 生産性の低い分野にある経営資源を、より生産性の高い分野に移動させることによりまして、日本全体の経済の生産性を向上させるというところは、日本の産業活力の再生を図る上で必要であると考えております。

このような基本的な考え方に基づきまして、この法案の事業再構築計画に係る認定事業者への措置も、生産性のより高い分野への経営資源の移動を図り、既存の中核的産業の拡大、効率化や、新たな商品や生産方式の導入など、将来に向けた経営上の努力を行う事業者に対して行うものでございます。また、具体的な措置の内容も、欧米諸国でも広く取り入れられている会社組織の見直し手続や税制措置であり、基本的にはグローバルスタンダードの範囲内であると考えております。

このような本法案の基本的な考え方、支援対象及び措置内容にかんがみまして、本法案によるモラルハザードを招くようなことはないものと考えております。これは、経営者がみずからの責任で行うことを、いわば環境整備することによつて支援をするというのが基本的な思想でございます。

○青山(丘)委員 モラルハザードを招くことがないように、客観的な例えば数値基準、認定基準と

いうものが恐らくこれから非常に重要な問題になってくると思いますが、グローバルスタンダードという意味では、例えば今回とられる、設備の廃棄に伴う欠損金の繰越控除の年限を現行五年から二年延長されていくということでは、新聞の社説等の評価は、妥当ではないか、妥当であろうというような評価がありまして、私もこれまでそういう意味での見方をしておりましたから、その意味で、問題は、事業再構築の認定を受ける基準というものを明確にしていく努力がなされなければならぬ、これが非常に重要であろうと思っております。

そこで、事業再構築の認定に当たって、行政の過度の介入があつてはならないとか、行政の恣意性を排除するための観点が必要だという意味で、可能な限り認定基準は具体的なものが提示される必要があると思ひます。

新聞報道によりますと、通産省が、九月中旬までは、生産性本部から意見も聞いたりして、明確な数値基準をしつかり示してそれを明らかにしていく、公表をしていくのだということが伝えられておりますが、現在の段階でどのような作業状況が御説明いただければと思ひます。

○江崎政府委員 認定の問題でございすけれども、今委員御指摘のように、主務大臣の認定に当たりまして、客観的な基準を設けることによりまして極力恣意性のない透明な運用を行うということとは大変大事だと思つておりました。具体的には、事業再構築の具体的な要件、それから計画を認定する際の運用基準につきまして、今後告示によりまして明確にしていきたいと思ひます。

その際、数値化した方がいいものにつきましては極力数値化の目標をつくるということにございまして、どの水準に設定するかということにつきましては、経済、産業の実態ですとか、あるいは専門家の意見を踏まえながら、また関係省庁とも十分協議をいたしまして、さらにはパブリックコメントを聴取するという手続も経た上でこれをつ

くりまして公表したい。このような認定基準につきましては、法案が成立した後速やかに策定作業をしたいと思つておりますけれども、目標としては九月のなるべく早い時期というふうに考えております。

社会生産性本部のことを引用されましたが、この団体はそうした知見を大変持っているというふうに私も私どもも認識しております。専門性のある意見の一つとして、ぜひその御意見も伺つていきたいというふうに思つております。

○青山(三)委員 今回の事業再構築の支援の対象になつていくのが、特定の業界とか事業者とかという特定があるわけではなく、それはすなわち、もちろん大企業でも事業再構築にしつかり取り組んでいかなければならないところもありますが、今回は、たしか十九条で、中小企業も事業再構築に對して支援対象になつていくのだというふうになつております。

広く我が国経済全体を見てまいりますと、何としてもやはり中小企業に対する施策を特段に進めていかなければ、我が国経済全体の浮揚にはなかなかつたがらない。ということを考えますと、中小企業に對して特段の施策が、具体的な対策が必要だと思ひますので、今考えられている具体的な内容についてこの機会に御説明をいただきたいと思ひます。

○江崎政府委員 我が国全体の生産性の向上というときに、中小企業の生産性の向上というのは大変重要でございまして、その意味で、提案しております法案につきましても、中小企業に大いに活用していただきたいというふうに思つております。

それで、今般の産業再生特別措置法案でございしますが、自由党のお考えも十分踏まえさせていただきます。自由党の考え方、特に中小企業の方々の施策の適用ぶりにつきましては、先生の今の御指摘も踏まえまして、法案上、施策の総合的かつ効果的な推進を図る旨、十九条に明示をさせていただきます。

具体的にその内容でございすが、一つは、中小企業に限りまして、税制上の支援措置として、購入する機械などに対する特別償却でございすが、三〇%まで拡大する、あるいは七%の税額控除という措置がございすが、これはどちらでも選択できるようにするということにしております。それから買いかえ特例の適用もございすが、これにつきましても、中小企業性の高い業種には特に配慮をするというようにも考えております。

また、他のいろいろな中小企業立法などによる支援措置もあるわけでございすが、それと併せて、いったんものにつきますと、本法案に基づく計画認定を受けた中小企業につきましては、融資とか保証とか、税制上の面で最大限有利な支援策が受けられるように配慮をしたいというふうに考えております。

○青山(三)委員 ぜひ具体的に進めていただきたいと思ひます。

それから、これは報道でございすが、事業再構築に對する支援の対象として、日本は国家的庇護を進めることによつて製鉄会社の国際競争力を高めようとしているのではないかとアメリカあたりでは見ているかのような報道を私は見ました。事実関係については、本当はこの辺は通産大臣が一番よく御存じかもしれませんが、今回の法改正が国内の企業の保護を特にめぐんでいて、そして国際競争力をつけていくんだ、こういうふうな見方をされているかどうかについての新聞報道がありましたが、その辺の事実関係はいかがでしょうか。

○与謝野国務大臣 これは、国内の企業を保護するということではなくて、やはり国際的に通用するような競争力を持った企業体質を今再び持ちたいという願いからやっているとございします。

先ほどもモラルハザードの御質問の中にもございしましたけれども、いわば今回適用される商法上の例外措置あるいは税制上の例外措置というのは、国際的に見まして決して過度なものではなく

て、常識的な、あるいは合理的に説明できる範囲内のこととございします。

例えば、設備を廃棄した場合の欠損金の繰越期間を五年から七年にする、繰り戻しも一年ということにいたしました。アメリカの税法上これがどう取り扱われているかといひますと、七年に對する部分が二十年、それから繰り戻しが一年ではなくて二年ということですから、そういうものと比べても合理的な範囲の特例措置だということとは十分言えると考えております。むしろ、企業を保護するためにやるのではなく、むしろ、企業はこれから荒波をくぐっていくという中で、その荒波をくぐるために我々がどう環境を整備できるかというところがポイントだろうと思つております。

○青山(三)委員 鉄鋼のときには通産大臣よく頑張つてやっていたんだと私は思つております。し、グローバルスタンダードに合致したものととして、本法案をぜひしつかり進めていただきたいという立場で私はおります。

次に、この法律案は企業組織の改編を通じた事業再構築を積極的支援しようというものであります。問題は、過剰設備の廃棄に企業組織の改編、こうなつてきますと、急激な合理化を企業が進めていく、そこに、先ほどからも議論があつたように、雇用維持に大きな不安が出てくるのではないかと。

雇用維持の問題は実は労働者一人一人にとつては人生を決める重要な問題でございまして、その問題はどうかというのかということが今大きな不安として出てきます。例えば現下の雇用失業情勢は、恐らくまたあつたかあさつて失業率や失業者数や有効求人倍率が出てきますけれども、戦後一番よくないとき、先々月には四・八%の失業率、先月は四・六%の失業率。しかし、全体の流れとしては少しづつ失業率が上がりつつある。三百万人を超える多くの失業者が今実際に出ています。有効求人倍率も極めて低い。

こういう状況で、産業が競争力を高めていくた

めの事業再構築の取り組みで労働者にしわ寄せが来るのではないかと問題は極めて重要な問題で、そのあたりをきちんと外堀も内堀も埋めて物事を進めていかないと、実際の効力といえますか、力を発揮することができない。

そういう意味で、例えば企業組織を改革していく、改編していく、過剰の設備の廃棄をしていくというようなことになれば、余剰の労働力が出てくるのではないかと。その余剰の労働力は、一つには、同一企業における新たな設備投資によって吸収することができるのか、あるいは分社や営業譲渡や合併を通じて企業再編によって、企業の効率を高めていくことによって吸収することができるとか。

先ほどから話が出ておりました、ベンチャー、新規産業の振興によって新しい雇用を創出することができないか。ある意味ではダイナミックな労働移動も期待できないことはないのではありませんが、しかし、問題は働く人たちにあっては極めて重要な問題。そういう意味で、企業の事業再構築に当たって、失業防止というものから一番大きな課題になっていくのではないかと私は思います。

その意味で大臣、失業防止が非常に重要な問題、これについての考え方。実は私は労働委員会において労働大臣と、今回のこの問題ではありませんが、長い間の議論の積み上げの中いろいろな話し合いをしてきたのですが、通産大臣として、この法案を進めていく上で失業防止についてどのような見解を持っておられるのか、聞かせていただきたいと思ひます。

○与謝野国務大臣 たびたびお答えをしておりますが、雇用安定にとつて第一義的に重要なのは民間企業による事業拡大や新事業創出であります。政府としては、これまでも適切な経済運営に努めるとともに、既存企業の活性化や新事業の創出に向けた民間企業の努力を促進する対策を講じてきたところでございます。

これに加えて、先般作成いたしました緊急

雇用対策及び産業競争力強化策において、規制緩和等による雇用機会の創出、新規開業支援等民間企業の取り組みを促進するとともに、失業を経ることなく円滑な労働移動を図るため、人材移動特別助成金の創設等の施策を講じたところでございます。また、常勤雇用者を含めた我が国の貴重な人材資源の活性化を図るため、教育訓練給付の大幅な対象拡大等、能力開発への取り組みの支援を充実しております。

なお、この法律案においては、認定事業者が事業再構築を進める際には、当該事業者が失業の予防など雇用の安定に努めることとあわせて、国等も必要な支援措置を講ずることをその責務として規定しているところでございまして、雇用調整助成金などの各種助成制度の活用も可能でござい

【委員長退席、岸田委員長代理着席】

○青山(丘)委員 基本的には私も同じような考え方を持っております。今、景気が悪いために、四・六％のうちの一・五％、約百万人ちよつとは需要不足失業であると思いますが、実は、本当はもつと多くの構造的な失業、いわゆるミスマッチによる失業が多くありまして、これが二百万人をはるかに超えていると私は見ています。そういう意味では、今大臣がお答えになったように、職業能力の開発が現下の非常に重要な課題だということに私も実は思っております。

問題は、この法案を進めていく上で、事業再構築計画を認定するときに、今申し上げたような企業の雇用安定に向けた取り組み、企業みずからが雇用安定に向けた取り組みをしていくべきだということになることが、認定の段階では一定の担保がされていく必要があると私は思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○江崎政府委員 事業再構築を進めていく場合に雇用の問題は非常に重要な課題だというのは、私どもも全くそういう認識に立っております。そのため、この法案におきまして、雇用にしわ寄せをすることなく事業の再構築を進めるといふ観

点で、まず第一には法目的、二番目に事業再構築計画の認定の要件、それから第三番目に、事業の実施に関連してですが、認定事業者あるいは国などの責務においてそれぞれ雇用への配慮を、その内容を規定しております。

特に、今御指摘の認定に際しての問題でございませうけれども、「従業員の地位を不当に害するものでないこと」という法文になっておりますけれども、具体的な要件としまして、労働者あるいは労働組合と十分な話し合いを持って、労働者に十分な配慮を行っているかどうかということを確認したいというふうに思っております。

○青山(丘)委員 今回の第十八条では、各企業は「雇用する労働者の理解と協力を得る」ということになっておりますが、事業再構築計画を認定する場合に、事前に労働組合あるいは従業員の代表者にきちんと情報を提供していく、あるいは話し合いをきちんとやっていく、意見をきちんと聞いていく、こういうようなことが認定の条件になるべきではないかと私は思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○江崎政府委員 認定の申請書に記載させる事項に、労務に関するところというのがございます。これらによりまして、雇用に影響があるという場合には、労働組合などに必要な協議を行うかどうかといったようなことを中心にしました。要するに労働者と十分に話し合いをしているかどうかということ、そうしたことを確認したいということ、認定要件を定めたいというふうに思っております。また認定事業者の責務としまして、計画の実施に際しまして、同様な労働組合との十分な話し合いなどといったようなことを確認したいというふうに思っております。

○青山(丘)委員 日本では、今回の産業再生法だけではなくて、純粹持ち株会社などの問題、これまでは想定できなかったようなさまざまな問題が出てくるのが予想されます。企業の組織変更に伴う労働関係の承継、組織が変わってくることに伴って身分がどのように変わっていくのかという

不安は働く一人一人にとって極めて重要な問題でありまして、この際日本でも労働者の保護について何らかの法整備を検討すべきではないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

これは私の質問の最後になります。大臣、お考えを示していただきたいと思ひます。

○与謝野国務大臣 我が国は、これまでも労使協調により生産性の向上や経済危機の克服を図ってきたというよき伝統があります。したがって、企業の組織変更に伴う労働関係の承継や労働者の権利の保護などについても、まず何よりも労使が協調して話し合うことが必要であると考えており、一律な法的規制を設けることは適切でないと考えております。

本法案においても、雇用にしわ寄せをしない事業再構築を進めることを通じて、我が国経済の真の経済再生を図り、景気、雇用情勢の改善に向けた動きを力強いものとしていきたいと考えております。

○青山(丘)委員 時間が来ました。終わります。

○岸田委員長代理 上田清司君。

○上田(清)委員 民主党の上田でございます。

それでは、ちよつと大臣が席を外しておられますので、順序を少し変えまして、私は朝の大蔵委員会で租税特別措置の法案の中でも一部お聞きをした経緯がございまして、やはり、この産業活力再生法案の基本的な問題点というのは認定の部分だということに思っております。意欲的にスピードアップして法案を出されたことは高く評価するものでもありますが、余りにもやはり準備不足だという嫌いがございまして。

大臣の認定の問題については同僚議員がたぐさん質疑をさせていただきまして、いわゆる中小企業の部分の知事の認定の部分についてお伺いをしていきたいと思ひます。

まず最初にお聞きしますが、知事が認定をする部門についての基準というのは、文字どおり四十七都道府県それぞれに中身が変わってくる可能性というのはあるんでしょうか。

○橋田政府委員 法三章の新事業計画についての

認定基準でございますが、認定権者は、もう委員御承知のように、都道府県知事の認定になってございます。

法文上求められておりますそういった基準に従って、各都道府県で認定作業が進むことと思えますが、私も、この法の解釈についていろいろの参考意見なりそういうものが求められれば、適宜、協議といえますか、御指導申し上げたいと思えます。

○上田(清)委員 ということは、それぞれの都道府県で基準が異なるというふうになり得るということをお前提にされているのでしょうか。

○鶴田政府委員 私ども、自治事務ということで、都道府県知事に認定権限をお渡ししてございす。各都道府県におかれた地域の経済の事情あるいは中小企業の事情、そういうものを踏まえた、結果的にそういった運用について地域の実態に応じた影響、結果が出てくるということは前提にしております。

○上田(清)委員 わかりました。基本的に、確かに地域の実態等々、経済事情も異なっております。例えば拓銀が破綻しました北海道の経済と、あるいは大東京の経済と、また違うでしょう。

しかし、業種別あるいは資本別だとか、そういう枠内においてはかなり共通した部分もあります。そういう共通した認定基準というものがあ程度ガイドラインとして出せないか、この条文だけ読んでも、「経営資源活用新事業計画に係る経営資源活用新事業が、当該中小企業者の能力を有効かつ適切に発揮させるものであり、かつ、国民経済の健全な発達を阻害するものでないこと。何のこともわからないわけですよ。何をもって認定する基準なのか。

いや知事さんにお話ししますと言っても、もちろん各県の商工部あたりでそういったものを探っていくんでしょうけれども、しかし、これは自治事務ですから、なかなか条文だけではわからない。勝手につくって下さいというふうに言うには余りにも無責任、この法案を徹底させ

ようという意向がないとそれかねない、こんなふうには私には理解できません。

その二についても、とにかく、「事業を円滑かつ確実に遂行するために適切なものであること」と。では聞きませうけれども、適切なものとは一体何なんですか。なかなか言えないと思えますよ。ずばり適切なものとは何なんですかと聞かれれば、これは言えませんが。本当の話、これは大臣だつて言えませんが。

だから、今回の法案の一番の問題点は、そういうガイドラインというものをいらないまま、この委員会が審議をさせていただいているということに私は大変不満があります。この部分を事務的にある程度検討されているはずだと私は思うんですけれども、その部分も含めて、答弁というよりも感想になるかもしれませんが、お答えしていただきたいと思います。

○鶴田政府委員 委員御指摘のようでございますが、法律上、経営資源活用新事業の定義がございす。これは、「現に有する経営資源を新たな方法で有効に活用し、又は新たな経営資源を有効に活用することにより、新商品、新技術又は新たな業務の開発、企業化、需要の開拓その他の新たな事業の開拓を行うこと」と、これが事業の中身でございます。

これにつきましては、今通常国会でも御審議をいただいた経営革新法等におきまして、ある種の中小企業政策分野で、新商品、新技術あるいは新サービスについての運用、これは各県にゆだねる形でそれなりの実績がございす。ただ、先ほど御答弁申し上げましたように、各地域の中小企業の現状というものが踏まえて、それなりの地方自治の裁量性はあつてしかるべきだと私も考えております。

ただ、委員御指摘ございましたように、ある程度の今までの蓄積がございすので、各都道府県の運用に当たってその用に供せるものがあれば、我々としてはそういった基準について蓄積を前提にいろいろ情報提供等はさせていただきたいと考

えております。

○上田(清)委員 そこで、認定不要の分野がございすね。認定不要の分野と言ったら語弊があるかもしれませんが、幾つか、以下の制度の適用を受けている団体については受けている部分に關しては認定不要という、まさにこの部分なんかがこの法案で予定されているような、認定されるような中小企業者だという理解でよろしいのかどうか、その辺について御答弁をお願いいたします。

○鶴田政府委員 認定不要の中小企業者、二種類のパターンがございす。一種類目が創業者でございす。これにつきましては、個人で今後開業される方、会社をつくれる方、あるいは開業されてから五年未満の方について認定不要ということにいたしてございす。それからもう一つのパターンが、今先生も御指摘のありました、これまでの各種の中小企業支援法あるいは特殊法人等から助成を受けている、公的な意味でのオーソライゼーションを既に受けている者。こういったものについては認定不要ということで、できるだけ簡便、円滑に本制度が活用できるようにと。

したがって、数字的に、結果的にどういうことになるかわかりませんが、いわゆる創業者についてできるだけ活力を持って開業していただきたいという観点、及び既に経営革新等の諸制度を活用されている方については本制度のかなり重立った利用者であるということを頭に置いてございす。ただ、それ以外に新たに、本制度を受けまして知事に対して計画を提出され、認定される方々についても、当然のことながら道が開かれていくわけでございます。

○上田(清)委員 そこで、関連するところになります。例えば「経営資源活用新事業計画の変更等」の法律案の部分であります。途中から変更をされていく場合があつて、きちんとそれを届けられればいいんですが、そうじゃないようなケース。こういう認定を受けながら、さまざま恩典を受けながら、実は途中でそれが中断されているような場合。このような場合についての基本的な

政府側としての考え方というのはあるのかどうか、そういうことも想定されているのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○鶴田政府委員 経営資源活用新事業計画につきましては、当然のことながら、私もとしましては、所期の成果を上げるべく円滑に事業が実施されるということが大変期待をしております。

ただ、場合によりましては、経済環境あるいは経営の状況でいろいろなことが起こり得ることだと思ひますが、法律上、報告徴収で事業の進捗状況について報告を求めることができますし、全くその初期の認定された計画と違った中身になっておられる場合には、ある種の不幸なことではございますが、二十三条の二項で取り消しという事態もあり得ることになります。

○上田(清)委員 取り消しはわかるんですが、具体的に追跡可能な状態というのが用意されているのかどうか、このことを聞きかかったんです。余り追跡できないんじゃないか。

要するに、事業が計画されて認定がされる、そしてさまざまな恩典を受ける。しかし、途中で経済環境が変わったり、あるいはまた事業がうまく進まなくて実際的にはそのような状態になっていない。そういうことを判断する材料というものが都道府県にあつたり、あるいはこれは大臣認定の分もそうだと思いますけれども、具体的に追跡するようないことが、まあ報告書を出すことができるということですがペーパーでしょう。ペーパーは何でも書けるということですから、そういう意味での追跡可能な状態というのは具体的にどの程度なのか。あるいはペーパーだけだったらペーパーだけで、ペーパーで十分可能な仕組みができています、そういうことをお聞きしたいんです。

○鶴田政府委員 法律上は、先ほど申し上げましたように、こちらから能動的に報告徴収をするという形で後づけをするということになろうかと思ひますが、実際にこの経営資源活用新事業計画を提出された場合のメリットでございます保証なり

あるいは設備近代化資金の貸し付けなりにつきましては、その後、保証ないしは融資に伴いましてその返済の状況とかそういったものについての情報が入ってまいりますので、そういった意味においては、我々としても後づけが可能であると考えております。

〔岸田委員長代理退席、委員長着席〕

○上田(清)委員 ありがとうございます。ある程度適切な今の答弁だと思います。

ただ、少し懸念されるのは、昨年の十月一日から始まりました保証協会の特別枠の制度融資にしても、御承知のとおり、銀行の方が先に押さえたいというふうな必ずしも法の趣旨にのっとらない状況が生まれた事実もあります。テレビなんかでも報道されましたように、まさに銀行などが、千載一遇のチャンスだ、そういう形で行われたこともございますので、そうした点についても、まだまだ事務方の方で準備不足ではなからうかというふうには私は理解をしております。そういう意味での防御策もしていかなければいけないのではないかと。残念ながら、多数党でありますから、この法案が通ることを前提にしていますから、そういう意味においては、老練心ながらそのことを申し上げたいと思います。

大臣がお戻りになりましたので、ちょっとまた目先を変えていただきますが、実は経済戦略会議の答申でございます。大変これも矢張り早に、総理の意欲を私も個人的にはそれ相応に評価するものであります。

なおかつ、政府において、その二百三十四項目の中でA、B、Cと三つに分けて早々と検討をされて、結論をそれなりに出されておられます。御承知のとおり、Aというのは実現する方向で検討するもの、そしてBというのは内容についてよく検討した上で結論を出すもの、Cは、実現のために乗り越える問題が多いと考えているということ、検討課題。このようにA、B、Cに、これから日本の経済を活性化するためにいろいろなことをやらなければいかぬという項目が二百三十四項目あつて、それも、なおかつ政府で矢張り早に、まさしく検討結果についての判断をA、B、Cランクでつけられた。これも大変評価できることだというふうには私は思っております。

ただ、この法案との関連でいうと、必ずしも満足できない部分があります。このことを、閣内においてまさしく日本の経済を引っ張る通産大臣というお立場の中でどのような感想を持たれたか、一、二お聞きたいと思っております。必ずしも通告にはなかつたと思いますが、今までの法案の審査の状況からしても、また与謝野大臣であればこういうことは大丈夫だと私は思っております。

先ほどから答弁者の立場の中でも私は申し上げましたように、こういうことで日本の経済を再生させようという政府の意欲、それなりに大変評価させていただいたかと思っております。しかし、一番大事なことは、過剰設備のいわば切り捨て、整理などという過程の中で、雇用問題をやはり抜きにして語れない部分があると私は思っております。過剰設備だけ廃棄して人だけは残っています。なんとということはありません。残念ながらあり得ない。当然そこに、雇用の受け皿をどうしていくのか、こういう問題が法案の中においては抽象的であればなりません。雇用の中に用意をされなければなりません。雇用者に配慮しながらとかという、極めて抽象的で、正直言いますとそのための受け皿づくりみたいなことは余り出ておりません。

そこで民主党は、いわば起業家支援の、起業家が新しく事業を展開しやすいような非常に広範囲にわたる仕組みをつくるのが実は雇用の受け皿になって、その雇用の受け皿が、まさしく大どこの過剰設備を廃棄していくとかという、いわば企業再生、産業再生の基礎になっていくんだというふうな考えているわけでありまして。

そこで、前置きが長くなって申しわけありません、実はこの中にも、幾つかの項目の中で、例えばこれは項目で百五十七というところでありまして、ベンチャービジネス支援税制等起業家に対する

税制面からの支援という項目においては、政府においてBという判断をしておられます。いろいろA、B、Cがあるんですが、まさしくこれなどは雇用の受け皿、セーフティネットワークにつながる大きな意味を持つものではないかというふうには思っております。SBIの推進などはAという評価をされて、具体的に予算も講じておられます。これは私も評価するところであります。金額が少し少ないというのを申し上げておきますけれども。

このベンチャービジネスという分野だけでもう少し、Aという評価をすることによって税制の制度的な仕組みを急いで政府において仕組んでいくという姿勢こそが、この再生法案のいわばカバリーをする部分ではなからうかというふうには思っております。これがBという判断をされたときに、与謝野通産大臣は、Bでよかったというように御判断をされておられたのか、あるいはこのときに何らかの形で御意見を言われたのか、この辺の判断について、いや現在において私はこう思うということでも結構でございますので、御判断をお聞きたいと思っております。

○与謝野国務大臣 手元にその部分の正確な文書がございませんで、的確な答えになるかどうかわかりません。

ベンチャーを支援するというのは日本の将来にとって大変大事なことで、民主党の言われる業を起す方を支援するというのは、私は一般論としては全面的に賛成でございますし、どのようなことがそこで可能かということは判断をしなければなりません。どう判断するかという問題は、例えばエンゼル税制というのはしませんが、所得税の世界の話を帰するわけでございまして、所得税の世界で例えば損益を完全に通算するということが他の所得を得ている方々の税制と比較して社会的に容認できるかどうかという、いわば判断をしなければならぬわけでございます。そういう意味では、例えばエンゼル税制などを判断する場合も、所得税の体系全体の中で、いわば合理的に

説明のつく範囲内でやる必要があるらうと私は思っております。

その他の起業家支援、業を起す方の支援にしましては、まず金融の問題がございまして、金融の問題にしましては、今般の法律の中にも、いわば信用保証制度の特別枠を新しく業を起す方に適用するというのを含めさせていただきまして、その面では保証制度を活用すること一つ。あるいは、国民金融公庫、中小金融公庫、商工中金等のそれぞれの政府系金融機関の、いわば政策金融のあり方としてベンチャーをどうするかということも、今後充実していかなければならないわけでございます。

それから、先ほども質問の中にも一部出てきておりましたが、日本の店頭市場の充実という趣旨の質疑のやりとりがございましたが、やはり、そういう意味での日本でのベンチャーキャピタルを直接資本市場から取り出すということがなかなか今の日本の店頭市場では難しいわけでございます。投資家のリスクと情報開示との関係とか、いろいろ問題を整理した上で、資本を直接取り込めるような方式というのを今後日本ではやっていかなければならないと思っております。

いずれにしても、ベンチャーを始めるときに必要なのは、資金、それから人、そして技術でございますが、そこに、ベンチャーをやるという方のやろりとされていく内容を客観的に評価できるような仕組みというのがやはり必要なんだらうと思っております。国全体としての技術の進歩、科学の進歩というものが、ベンチャー企業が起きるときに大きな背景としてはぜひ必要なんだらうと私は思っております。

経済戦略会議の皆様方は、本当に一生懸命日本の経済の将来について考えてくださいました。ありとあらゆる知恵とアイデアがその報告書の中に結集されているわけでございまして、その後、小淵総理からの御指示で、各省で具体的に取組めという、各省で検討した結果答えを出しましたのがそのA、B、Cランクでございます。Cの中

には先生がごらんになつてもかなり難しい問題も入っておりますので、なかなかの難しさもあつて、きょう、あした直ちに実現できないものもたくさん含まれていて、ということもまた事実であります。が、全体としては、非常に一生懸命勉強し、研究し、報告してくださつたものだと思つております。

○上田(清)委員 大臣の基本的な認識について大変感銘を受ける部分もございます。しかしながらやはり、この法案の一番の問題点というのは、雇用に配慮をしながらというのが第一条の文案の中にもありますが、具体的にそういう部分がない。むしろその部分に関しては別途考えていくという。ようなニュアンスが何となくこの法案全体に流れている。もちろん、中小企業の問題だとかに新しい制度の枠組みをつくつたりしておりますが、しかし、まさしく、経済戦略会議でBという判定をしていて、この受け皿づくりについて取り組みがとられていて、私はこんなふうに率直に思うものであります。

今、大臣の認識の部分で、このBの評価ということについて大臣は率直にどんなふうに思われたかということをお聞きしたい。これは聞きかたつたのであります。なかなかお立場の中で言えないということであれば、あえて深追いはしません。

この中に、内容については税制上、実務上の問題を含め、必要に応じて、政府及び与党の税制調査会等において専門的かつ幅広い見地から検討。こんなふうな備考欄にいわばコンパクトに問題点をまとめてあるわけです。

しかし、これはずっと前から言われてきたことであります。ある意味ではスピーディーに対応されておられるこの再生法の、やや拙速でまだ基準はつきりしない、いろいろまだ問題点はある。まずねと言ひながら骨格をばつと出してきたところは、これはスピーディーに対応するということでは私は評価しておりますけれども、それと同じぐらいこれはスピーディーに対応してもよかつたんじゃないか。そうすれば、セーフティーネットというんでしょか、別建ての雇用の受け

皿というのは政府で頑張つてやっていますよ、そういう中身になつたのではなからうかということを含めて、いま一度大臣の感想を承ればありがたいと思つております。

○与謝野国務大臣 実は、民主党の案も、よく考へてみますと労働力の移動ということを前提にしているわけですから、これは、受け皿と言つた以上こちらの企業から受け皿の方に移動するということとです。労働力の移動を前提にしております。一度寒い風に当たつてから次の受け皿に行くのか、あるいは渡り廊下を渡つていくのかという違いは多分あるだろうと私は思つております。

この法律の基本的な考え方というのは、仮に、一つの特定の企業の中で過剰労働が発生した、現に工場がなくなつてしまつたというような場合に、その抱えている労働力を一体どうするのか、あるいはその企業自身の努力によつて、こういう分野に進みましよう、あるいはこの有望な分野を拡大したい。ただのいいの。か。

私自身は、内部吸収していただくことがベストだと思つております。次善は、仮にその企業が、企業としてグループ企業を持つておられるのでしたら、そのグループの中で吸収していただくというの、一つ、割にソフトウェアの路線だろうと私は思つております。

そのほか、我々がかねてから持つております雇用保険、これは、いわゆる失業に対する給付もありますし、雇用調整助成金という企業に給付するものもございまして、そういうものも、労働大臣が後で参りますから聞いていただきたいのですが、今回は相当充実させながら運用していこうということ。

そういう意味では、まず我々は、この法律をつくり出すときには、やはり雇用ということについては、企業内で吸収できるものは吸収していただく、それからセーフティーネットも十分きちんとしておく。それから、先生言われるように受け皿

づくりということもこれは熱心に取り組まなければならぬわけであつて、受け皿をつくるというのは一晩にしてできるものではありません。税制とか金融とか技術とか、あらゆるものを動員しなければなりません。民主党が言われているように、業を起すという志を持った人が出てこないといふ業は起きないわけではございません。

志を持った人の、その志が達成できるような社会的、経済的な、あるいは法律的な環境を整備するというのが、今後とも国会に属する我々すべての責任でもある、そのように認識しております。

○上田(清)委員 通産大臣は、事実関係、問題点について正しく、お話の中でも大変的確に御判断をされておられるというふうにも思つております。ただBという評価についてはどうしてもお答えになりにくいのか、したくないのかわかりませんが、もうあえて問ひません。

先ほど、エンゼル税制についても少しお話が出ました。所得税体系の中で、きつと全体の中で把握しなければならぬ、こういうお話もいたしました。もちろん私も午前中、大蔵委員会で租税の措置法の問題として質疑もさせていただきました。同じような答弁が実は返つてきたところでありました。

しかし、文字どおり踏み込む力というのが世の中を変える、しかもスピーディーに。再生法の骨格の部分ではスピーディーなんです。この起業家支援のところは必ずしもスピーディーでないといひます。その辺について、大臣はどういう問題についてわかつておられる方はございませう。今後、閣内においても、あるいはまた省内においても、こういう研究についてスピーディーに上げていただくことを、ぜひこの場で約束していただければ大変ありがたいと思つております。

もし、後ろの方で少し事務方との打ち合わせもありましたので、Bについての御感想も含めてありましたら、よろしく御答弁をお願いいたします。

○与謝野国務大臣 先生御承知のように、今回は準備期間も限られておりましたので、何から何まで我々の考へておられることを全部この法律に盛り込めなければいけません。また検討すべき分野は、税制、金融、あるいは技術開発、あるいはその他の会社組織に関するいろいろな法律、いろいろな分野で残つていける仕事はあると思つております。これは国会の皆様方の御意見をお伺いしながら、今回の法律案は企業再生に関する第一歩として位置づけて、必要なものは次から次へと国会審議をお願いすることになると考えております。

○上田(清)委員 大変前向きな御答弁をいただきましたので、それをよしとして、政府案が通ること、ある意味では数の上で……(発言する者あり)賛成ではあります。当然、セーフティーネットに欠けた法案を我々は賛成するわけにはいきませんが、それでもなお、一歩進められる部分については進めていただきたいという御要請をしたいと思います。

それで、ちよつとこの法案とは関係がありませんが、極めて今日的な課題でありますし、大臣の所轄の部分のところでもありますので、御感想だけでも結構でございます。

既に参議院の方で有志の方々が、これは多分に特定の国を挙げたりするものも余りよくないのかもしれないけれども、いわばふらちな行いをする可能性を持つた隣国を意識して、外国為替、いわば送金をする、もう簡単に申し上げますが、送金をストップすることができるとか、あるいは安全保障上これは問題であるという技術あるいは部品、こういうものをとめることができる。こういう法案を議員立法で研究しておられます。場合によつては国会にでも上げたいというぐらいの思いを持ったグループがあります。

この辺についてはお聞きしておられるかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○与謝野国務大臣 まず、物でございすけれども、物は、世界で幾つも条約がございす。一番典型的なのは核兵器でございまして、核防条約と

通産大臣もこの問題についてもよく熟知されておられると思いますが、隣国からの一種の脅威というようなものも含めて考えれば、私どもに対しても極めて限られた範囲内での対処策しかないというふうに思っておりますので、これも文字とおりスピーディーに、むしろ政府の方から研究をされて、しっかりと我々の方にも提示していただければ大変ありがたいということを申し上げ、文字

○島津委員 答弁者がおくられているようです。では、大蔵省の方が見えてからまた同じ質問を繰り返させていただくということで、次の質問からうらせていただきますというふうに——ただいま中

しかしながら、一般的な考え方を申し上げますと、債務の株式化のための環境整備の取り組みといたしましては、債権者、債務者のモラルハザード

今、それではこの5%の中に優先株も含まれて5%を考えておるのかどうかという御指摘、御質問間かと思いますが、これは、議決権の有無を問はず5%で規制しているという事でございます。なぜそのように考えているかと申しますと、議

決権のない優先株式でありまして、優先配当がなされない場合には、商法の規定に基づきまして議決権の行使が可能になるわけでございます。優先株式でありまして、株式保有を通じて密接な関係を形成し、そうした関係のある会社の利益を図ったり、競争関係にある会社を不利にするような行為を行うということによりまして、我が国市場における公正な競争をゆがめるおそれがあるという観点からこのように考えているわけでございます。また、独占禁止法と銀行法、それぞれ法の趣旨、目的が異なりますから、私どもとしては優先株を含めて考えておることでございます。

○島津委員 だいたいの公正取引委員会の方の御答弁を大蔵省の方はお聞きになったというふうに思います。独禁法の方では、5%の中に議決権のない株も入れる、含めるということでありまして。となりますと、私が前段で御質問申し上げましたように、この法が成立して実施される場合、やはり銀行法の改正は必要になってくるのじゃないでしょうか、というふうにお尋ねしたいのです。

○福田(誠)政府委員 独占禁止法につきましては今御答弁がありましたが、銀行法の方の5%の制限につきましては、銀行経営の健全性確保の観点から、銀行に他業禁止が課されている趣旨の徹底を図るということと、銀行の子会社の範囲制限が容易に逸脱されることを回避するために措置されているものでございまして、先ほどの独占禁止法とはその法益がおのずから異なるというふうに考えております。

○島津委員 同じ政府の中にあつて同じ5%条項が全く性質が違ふというのは、これは、お聞きになつて居る皆さん方もほとんど理解できない範囲ではないかというふうに思います。

私たちは、債務の株式化、これはモラルハザードと大きな関係を持つ問題でありますので今後も追及させていただきたいと思うのですが、公正取引委員会、せっかく来ておられますのでもう一度御質問を申し上げたいのは、この事業再構築につ

いて、今回の債務株式化の問題、必要性に配慮した上で認可を判断するということになっているのですが、どうも必要性に配慮という言葉がよく理解できないのです。どのようなことを指しているのか、御質問を申し上げます。

○山田政府委員 債務の株式化によりまして、金融会社が5%を超えて保有することになり得るわけでございます。そういう場合にこれを認めるかということにつきましては、現在御審議いただいております法案の規定の趣旨、それと十一条の趣旨というものを踏まえましてこれを明確にしていきたい、このように考えているわけでございます。

○島津委員 先ほど申し上げましたように、この債務の株式化という問題はモラルハザードにも関係する問題でありますので、今後私たちはさらに議論をさせていただきたい、このように存するわけでありまして。

続きまして、時間がありますので先に行かせてもらおうわけですが、今回の問題でやはり私たちが最も重大に考えておりますのは、だれが考えても、普通に考えても、過剰設備を抱えておる中で再構築計画を出すということになれば、どんなに、百万語言業を尽くしても、その裏には過剰雇用というものを何らかの形で整理していくことを連想しても全く不思議ではないということの中に、特に働く皆様方が大変関心を持ち、心配をなさつていらっしゃるということになるわけでありまして、その方面のことにつきまして質問をさせていただきます。

午前中、労働界を代表しての参考人の方が、今回の法案というものは、過剰雇用をリストアップすることを政府が税制面あるいは金融面で支援していくというような性質を持つておる法案だ、このようなことを言っておられたわけでありまして。

今まで我が国は、幾たびも経済危機というようなときを迎えながら、何とか乗り越えてきた。そのときには、歯を食いしばつて雇用を守り、そして乗り切つて、働く人たちがその企業に對して

やる気を起こし、そして危機を乗り越えてきたというふうな歴史があるわけでありまして。

現在でも、日本の多くの企業の中にこのようなことをやつていらっしゃる企業が、それは大手の企業の中にもあるわけですが、どんなことがあつてもリストアップはしない、さらには六十歳の定年を過ぎても、愛情があつて元気で働きたい方は、どうぞ八十になるまでもいてください。もちろん、労働条件というのは変わってきます。そういうふうな人間を大事にした経営をなさつて居る会社がある、この不況下にもあるわけでありまして。

それで、専門家のお話を聞く中で、こういうことをおっしゃつて居る方がいらっしゃる。今度の例えれば政府の雇用対策等は、どう見ても早急に新しい雇用の受け皿になるようなものはない。見当たらぬ。それから、新事業に対する支援策を見ても、急速に雇用を確保できる、受け皿になるような施策というものは見当たらぬ。であるならば、雇用を守るという立場、それがすなわち景気回復につながるという立場、それがすなわち雇用の調整助成金というものが労働省にあるわけでありまして、現在六百億ぐらいの予算を組んでいらっしゃると思ひますけれども、つまらないところにお金を使うぐらいたつたら、この雇調金をさらに数倍にも拡大する中で雇用を守ることにの方が大事ではないか。こういうふうなお話をされる方もいらっしゃるわけでありまして。

労働大臣、せっかく御出席を賜りましたので、まず、この辺につきましましてどうしてお考えになられるか、お話を聞きたいと思ひます。

○甘利国務大臣 労働大臣として初めて商工委員会に呼んでいただきました。光栄に思ひます。経営者の責務として雇用の安定に對して最大限の配慮をすべきだということ、私が常々申し上げて居ることでありまして、日本の経営者はかなり健全だと思ひますが、雇用に対する責任、これはいよいよ社会的な責務であるということを感じていらっしゃる方が非常に多いと思ひます。

雇用の受け皿につきましては、実は、政府使

用対策会議等で使用者側、組合側からいろいろ建設的な意見をいただきました。その中で実現可能なものはかなり取り入れたつもりでありまして、これは一定の評価をいただいていると思ひますが、いかにせん、日本は自由主義、市場経済の国でありますから、雇用の受け皿をばばんば政府の指示であつという間に実現するということは非常に難しいところでありまして。基本的には、民間事業者が元氣になつて、雇用の場が拡大するように環境整備をするという、言つてみれば間接話法に頼るわけでありまして、なかなか明確に御満足いただける回答が用意できなかったかもしれせんけれども、精いっぱいやつたつもりでございます。

そこで、雇調金の話であります。雇調金は、御案内のとおり、基本的な姿勢というのは、今は景気変動要因を受けて雇用を維持するのに厳しけれども、やがて景気がよくなる、あるいは体力が回復された後にはその雇用は必要になるであろう、そのときに備えて、今国が、あるいは雇用保険制度が支援をしますから、景気変動を解雇とか採用というダイレクティブな手法によらないで、一定の安定効果を与えるためにある制度であります。

御案内のとおり金額でやつておるわけでありまして、これも、いわゆる雇用保険の三事業、つまり事業者側の拠出の中で運営をして居るわけでありまして、幾らでも潤沢にあるというわけではありませんが、許された範囲内で景気変動のショックアブソーバー機能を果たすということを中心として居る制度であります。でありますから、いろいろと御意見をいただいているのは承知しておりますけれども、現制度の中で精いっぱい取り組んで居るというつもりであります。

○島津委員 やはり、雇用を大事にするという立場から、このような考えもあるんだということ、ぜひひとつ大臣におかれましては御認識をいただきまして、今後御検討いただきたい、このようにお願いを申し上げます。引き続き労働大臣が

臣に若干お尋ねをさせていただきたいと思うんですが、今回の法律の第十八条に雇用の安定という規定がございまして、そこで「労働者の理解と協力」という文言が入っているわけでありまして。しかし、例えば特定不況産業安定臨時措置法や産業構造転換円滑化臨時措置法、こういったかつての法律におきましては、設備の処理などを行うに当たっては労働組合あるいは労働者の代表と協議をするということが義務づけられていたわけでありまして。

今回の法案も、設備の撤去というようなことが想定されるわけでありまして、当然ながら、理解と協力なんて言うてないで、労使の協議を前提に行っていくというふうな、かつての法律のようなものも明記されてしかるべきではないか、私どもはこのように思うんですが、労働大臣におかれましてはどうお考えでしょうか。

○甘利国務大臣 この法律の正面に、まず、雇用の安定等に配慮せよということが書いてありまして、産業の競争力を強化する、だから雇用は何でも犠牲にしていんだというふうなことはたつていない、これは日本の経営者の雇用に対する社会的責務を自覚して立てある項目だと思えます。そして、計画段階、実施段階において労働者側との真摯な話し合いをどう担保していくか。これは、大臣告示等によりまして、きちんと話し合いが行われたのかどうかを担保していくという方向でやっていただけたらというふうに理解をいたしております。

○島津委員 さらに、労働大臣にもう少しお伺いさせていただきたいわけですが、第十八条に労働者の協力という趣旨のことが盛り込まれているわけですが、労働者の皆様の協力が得られるためには、やはりそこに一定の合意がなければなかなか協力というものは得られないというふうに思うわけでありまして。

ということばは、協議の上で合意を受ける、そして実施するということばが労働者雇用という立場から見たらやはり大事なのではないかと

ふうに私どもは考えるわけでありましてけれども、労働大臣におかれましてはどのようにお考えになられるでしょうか。

○甘利国務大臣 まず、計画段階できちんと労使の話し合いがあったのか。話し合いもしないで勝手に計画をつくるとしたならば、その計画自体が無効になるという可能性が高いわけでありまして。これを実施する際に果たしてちゃんと理解を得たかどうか、これは、一律に法的にコンクリートするということについては、なかなか難しい面があると思えます。

ただし、実施する段階で話し合いはしたけれども、話がまとまらなかった、しかも、まとまらない理由として労働条件の大幅な変更があった、そんなものがあると思えます。それは当然、労組ケースがあるんだと思えます。それは当然、労組法による団交権の対象になるわけでありまして、労組法の団体交渉権の権利というものをしっかりと行使して、使用者側ときちっと話し合ってもう一回お伺いさせていただきたいわけでありまして、これまでもいろいろ質疑をさせていただいてありますが、これまでの問題に関連をいたしまして、持株会社とかあるいは会社法の分割であるとか分社化であるとか譲渡というふうな状況というものは余り想定をしていなかったわけでありまして。したがって、これらの社会的な変化に対応して、雇

用面からの法的な整備が行われる必要があるのではないかとこのように私どもは考えるわけでありまして、労働省といたしましてはその辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○野寺政府委員 事業再構築の一方法としていろいろな形態があるわけですが、例えば営業譲渡といったような形態もございまして。そういった際、お話ししたとおり、労働条件あるいは労働者の代表の地位の承継といったような労働関係の諸問題につきましては、いろいろな譲渡の形態の中で権利がどの程度移っているか、そういった

態様がかなり異なっております。したがって、一律にこれを法律で規制するということとは、本問題の場合、適当ではないというふうに考えております。

ただ、このような問題につきまして、労使間で十分な協議がなされるということは極めて重要ではないかとこのように考えております。

○島津委員 次は、通産大臣お戻りでございますので、御質問をさせていただきたいと思うんです。今回の再生法、普通に考えまして、やはり過剰設備を廃棄する等々の話になってきますと、当然その裏に、過剰雇用についての整理とかリストラというふうなことを想定することは自然だろうというふうに思えます。きょうの大臣のいろいろな答弁を聞かせていただいていたわけでありまして、その中でも、過剰的にはやはりこういうふうな失業の問題も生まれてくるかもしれないというふうな御答弁をなさっていたわけでありまして。きょう午前中の参考人質疑の中で、労働界を代表して連合の方が、このような法律を通すということは新たな不況につながってくる、事業縮小といったような意味から新たな不況をつくるのではないかとおっしゃった。

橋本内閣のときに、やつと景気回復の兆しが多少見えたかなというときに、三％の消費税を五％に引き上げた。あのときに、風邪を引いている患者が治りそうになつてきている、そこにバケツで水をかぶせるようなものだ、このようなことを私たちは議論をしてきたわけでありまして。

そんなことではないというふうにおっしゃったんだけれども、結果的にはそれが、回復しかけた景気にまさに水を差して、そして今までの景気の悪化になって、ついには三百四十万を超すような失業者、戦後最悪の状況まで来ておる。そのことによってまた、戦後最高と言われるような悲しい自殺者が続出していくというふうな状況になってきていると思うんですね。

今、いろいろな業況指数というものが多少好転し始めているということも言われております。私

たちは、それはそうではないんじゃないかな、現在の景気は官に支えられた、つくられた景気であって、痛みどめが切れたときにはまた大変なことになってくるんじゃないか、自律的な回復ではないのだというふうなことを主張させていただいているわけでありまして、数字を見ますと、多少そういうふうな業況指数の回復ということが見られるわけでありまして。

そうしますと、私たちは、ついこの前経験したような、同じような轍というものを二度と繰り返してはならない、そのように思うわけでありまして、このような意見について与謝野通産大臣はどのようにお考えになられるでしょうか。

○与謝野国務大臣 消費税が三％から五％になったのが不況に寄与していないかといえば、多分若干の影響はあったと思いますが、その当時のことを考えていただきますと、消費税を二％上げることと先立ちまして制度減税と特別減税を所得税において行つて、そのときは、国の財布と納税者の財布を比べてみますと納税者の方が取り分が多かったという状況で、消費税の二％引き上げが直接不況の引き金になったということは正しい理論ではないのではないかと私は個人的に思っております。

ただ、デフレスパイラルに突入する直前まで参りましたし、また金融システムも大変不安定になったということも事実でございますし、平成九年に起こりました一連の出来事、特に十一月に起こりました三洋証券のデフォルト、あるいは北拓の破綻、あるいは山一証券の破綻等が大きな影響を消費者のマインドに与えたことは事実でございます。そして、個人的には、年末に起こりました二つの大きな破綻というものが日本の経済が下降線をたどり始めた心理的な大きな曲がり角ではなかったかと思ひます。

私は揚げ足をとるつもりではありませんけれども、民主党の法案も明らかに瞬間的には、失業というふうな表現したかどうか分かりませんが、職場を新規の場に移すという、瞬間タッチでよそに

移るといふ思想が色濃く出ておりますので、そういう意味では政府の考え方と余り変わらないんじゃないかと私は思っております。

セーフティネットはもう既に労働省で随分用意しておりますし、これはリストラでそう大量の失業者が出る法案というふうに考えるというのではできないのだから私は思っております。

○島津委員 今の答えの中で、この法案によって、危惧するようになりストラというものの、失業というものは起こり得ないのではないかと、失業者が御答弁がございましたが、私もそれは重く受けとめさせていただきます、そして見詰めさせていただきますというふうに思っております。

また、民主党と余り変わらないんじゃないかというふうなことにしましては、また後段、それを含めた御質問をさせていただきますかと思っております。

それで、先ほど労働省の方からお答えをいただきました中で、持ち株会社であるとか、あるいは分割であるとか分社化であるとか、こういうふうな社会変化の中で、労働面から見た法的整備というものが必要ではないかという御質問を私はさせていただきます。労働省の方から御答弁をいたしますと、法的対応というのは余り必要ないんじゃないかというふうな意味の御答弁をいただいたわけでありまして、これについては、雇用の安定というものを中心に据えられた労働省の回答とはとても思えないわけでありまして。

私も、新しい時代、激変する社会変化に対応するよう法的整備というものを、やはり雇用面から何らかの整備をしていくことは時代の要請ではないかというふうに考えているわけでありまして、もう一度お願いしたいと思います。

○野寺政府委員 先ほど、委員の御質問に対する御答弁の中で、法的対応が要らないというふうなことを申し上げたつもりはございません。

現在の、例えば労働基準法を初め、男女雇用機会均等法等におきましても、法律上、例えば解雇

が禁止される場合というのは罰則つきで列挙されておりますし、例えば本件に若干似通ったケースとして、一般的に整理解雇といったようなことに仮に該当するような場合にも、これは判例で確立された法理として整理解雇の四要件といったようなものがございます。

私も、こういう労働関係の法制、判例等を着実に実施していただくように、こういった関係のリーフレットを作成いたしまして、労働省関係の第一線機関を通じていろいろな周知徹底を図っておりますし、万一こういった労働者の権利の侵害がございましたら、必要な法的措置をとるということとは当然であろうというふうに思っております。

〔委員長退席、伊藤達委員長代理着席〕

○島津委員 ただいまの御答弁の後段にございまして、必要となればそのような法的な措置をとるといふような御答弁がございましたけれども、私も求めましたような、社会変化に対する雇用面からの法的整備を今後検討していくという趣旨におとりして結構でございます。

○野寺政府委員 現在でございます法律あるいは確立された裁判例等におきまして法理というものは徹底する必要があるというふうに申し上げたわけでございます。現在話題となっておりまして産業再生法に絡んで、あるいはそれに近い状態を想定いたしまして、新たな立法措置というものは必要ないというふうな御答弁をしております。

○島津委員 時間もあと五分少々になってまいりましたので次の質問に移させていただきます。御答弁をいたしましたけれども、これでもききましたら与謝野通産大臣にお尋ねをしたいというふうに思っています。

私も民主党が今回提出をさせていただいております法案の中で、特に新事業、起業における女性起業家の問題について、私も中心的な問題に据えてやらせていただいております。それにつきましては、きのうからきょうにかけての私どもの質疑の中で、なぜ私どもがそこに非常に熱心なやっているかという理由はお聞きになっていただ

しゃると思えます。

現在、アメリカに八百万社の女性の起業家がおり、それが全米の会社の三六％を占めるという大変元気な状況があるわけですが、こういう状況といえますのは何と偶然に生まれたことではなくて、これに至る過程ではなかなかアメリカといえども女性が不利な立場というところは日本と同じだったわけでありまして、まさにそういう女性が経済の世界、ビジネスの世界に少しでも進出できるような、そういうふうな、言うならば手厚い法的整備を続けてきたということ。

一つだけ例をとりますと、例えば、連邦政府が調達するものについて五％を目標に女性起業家から買付けるといふような、連邦取得合理化法というふうな本当にすばらしい法律の整備というものが結果として、今日このような三六％あるいは八百万社というふうな状況、そして、きのうも申し上げましたように、一千八百五十万人の雇用を支えているというふうな状態になってきておるわけでありまして。

我が国は、やつと今国会で男女共同参画社会基本法なんというのでございまして、それと、相当おくれにございまして、そういう意味から、私たちはぜひこのような法を整備していきたい、このようなものが私たちの気持ちの中にあるわけでありまして。

ここで御尋ねをしたいと思います、我が国においても、先ほど申し上げましたような、政府の調達についてこのようなかの特例というものはございまして、どうでしょうか。

○与謝野通産大臣 近年、独立して事業を営む女性の方が徐々にふえておりますけれども、創業者に占める女性の割合は、百人当たり三・五人でございます。いまだ低い状況と言わざるを得ません。経済の活性化を図るためには、先生御指摘のとおり、女性の視点からも事業が積極的に展開されることは大変重要でございます。

他方、アンケート調査をやってみますと、事業経営の際、女性であるがゆえに不利であると感じ

たことは何かというアンケートを出しますと、女性であるがゆえに不利と感じた方の割合は半分弱、四四・五％の方は自分が女性であるがゆえに不利だといふふうに感じておられるということがわかりました。それで、その中で、その理由は一体どういうことですかというのを伺いますと、金融機関の借り入れ困難等、融資に関するものが最も自分たちとしては不利になるといふことをお答えになっておられます。

したがって、通産省では、業を起す意欲のある女性のための貸付制度を、本年度より中小企業金融公庫、国民金融公庫に創設をいたしました。その融資制度については、優遇金利を適用しているところでございます。

通産省としても、今後とも、今御説明申し上げました新しい制度を活用して、女性を含めた起業家の育成に取り組んでいきたいと考えております。女性は大歓迎でございます。

○島津委員 女性は大歓迎ということで、常に自分の御意見を持たれて非常に明確にお話になる大臣に常日ごろひそかに敬意を持って接していただいていたわけでありまして、そういう通産大臣に最後に提案をさせていただきます、質問を終わりたいと思っております。

先ほど申し上げた、アメリカの非常に女性起業家を後押しした政府の調達における割り当て制度、そういうものを、五％とは言わないまでも、幾らかのそういう調達に対する割り当てをつくるとか、あるいは通産省の中に女性起業家支援の促進室みたいな、女性大歓迎とおっしゃったので、そういう促進室みたいなものを近い将来おつくりになって大いに応援をしていこうというふうなお気持ちはないだろうかというところをお尋ねをしたいと思います。

○与謝野通産大臣 促進室は多分できないと思いますが、心の中ではみんな、そういうことに熱心に取り組みたいと考えている者も多いわけですから、先生の言われる方向の政策努力は必ずいたします。

○島津委員 では、これで私の持ち時間が終わりましたので、質問を終わらせていただきます。

○伊藤委員 委員長代理 吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝でございます。

私は、昨日に続きまして、最初に、今度の産業競争力会議について、朝日の五月十二日付の「不良債権の実相」というところでは、「競争力回復」という大テーマを掲げたはずの産業競争力会議の議論のまん中に、なぜか「設備、雇用、債務」の三つの過剰処理という課題が座った。こういうことになっておりますが、そこで、このいわゆる設備や債務の過剰という問題などから質問に入っていきたいというふうに思います。

それで、法案の第十三条では、初めて、銀行の企業債権と株式を交換して企業の債務を救済する債務の株式化について定義をしております。

実は午前中、今井参考人は、過剰資産、不良債務などバブルの負の遺産などは経営者の責任が問われる問題だということを言っておられました。が、それでは、債務救済される認定企業は、どんな認定基準で、どんな経営責任を問われることになるのか、まずこのことから伺いたいと思います。

○林(洋)政府委員 お答え申し上げます。

御質問の御趣旨は、債務の株式化をした場合に経営責任はどうなるのか、こういう御質問でよろしゅうございましょうか。

私も、法文の十三条でございますが、「当該株式の発行について債権者との間に合意を有することその他の主務省令で定める要件に該当する」ということを書いておりますが、当然、債権者、債務者との合意が前提であるということ、それに加えて、既存株主の責任という意味で、減資を主務省令で定めようと思っております。減資ということは、既存株主の責任が問われるわけでございますから、既存株主は当然、経営者の責任を問うことになるものと理解しております。

○吉井委員 与謝野通産大臣は、既に御紹介したこともありますが、日経新聞の四月十九日のインタビューで、「公的資金による資本注入で金融機

関が助かり、今度は金融機関が企業の面倒をみる番だ」と語っておられます。

実際、債務の株式化構想が急浮上したのは銀行への公的資金投入と無関係ではないものと思われ、マスコミも、「公的資金が入ったことで銀行に償却余力がで、企業がそのおすそ分けにあずかる」と動き出した面を否定できない」と、これは日経の四月十一日の社説でも指摘していることです。

与謝野通産大臣に伺っておきたいんですが、企業が七兆四千五百億円のこれまでの、これまではもつとふえますが、銀行への公的資金のおすそ分けにあずかつて、それで当然だというふうにお考えになりますか。その点はどうか。

○与謝野国務大臣 結局、そのインタビューをした時期は、銀行が本来の貸出業務というのに関しましては、縮小をいたした時期でございまして、資本注入を受けた以上は、従来と同じように必要な融資活動を的確に行う、そういう意味での面倒を見るという意味でございまして、おすそ分けなどという下品なことを申し上げたわけではございません。

○吉井委員 いや、大臣が言われたんじゃなくて、おすそ分けの話は日経が社説で書いてるわけですから。問題は、今度のこの仕組みが、全体としての債務の過剰をどうするか、こういうところからともとも出てくるものであって、そしてこの債務の株式化ということが議論されてきてきたというところ、これは多くのマスコミその他も伝えているところでありまして。

私は、この点で、経済評論家の内橋克人さんが最近のものに書かれた中で、これまで規制緩和だ、官から民へだという議論がうんとあつたわけですが、実は「銀行をはじめ企業の抱える借金は右から左へ、すなわち民間企業から国へと移し替えられ、国の借金、すなわち国債や借入金総額五百兆円超へと姿を変えた。この間、わずか数年

で、国の借金は二百兆円以上も急膨張し、結果、国の債務総額はGDPの規模さえ上回る異常事態

となった。この「銀行、企業の負債を、公的資金の強制注入、ゼロ金利、国債大量発行などを通じて国の負債へと置き換えることで、」置きかえる方向へ行つて、「近い将来、企業から国へと移された天文学的規模の借金は、今度は国から個人・家計へと移し替えられる。経済戦略会議をリードした経済学者の一人は、遠からず、消費税一四パーセントは避けがたい、と明言している。」と一連の動きを紹介しているわけでありまして。

私は、今回のこの問題を見ておつて、内橋さんの指摘していらつしやる、六十兆円の銀行救済の公的資金があつて、その公的資金の投入と、そのことで償却余力ができた銀行が、今度は企業の債務の方を一部引ききするところ、形としては債務の株式化などやっていくわけですが、実質的には債務の一部引ききという形が生まれてくる。そうすると、それはどこかへ行くわけですが、結局それらは民から国の方へと、そして面倒を見た国の方は、もちろんそこには税金での支援助とかさまざまな形はありますが、結局それは国民にツケが回ってくる。

つまり、こういうふうな、企業の負債を国へ、そして国民へと、こういう移しかえというものでいいのかというところが私は問われてくると思うんですが、これについては大臣の見解を伺っておきたいと思ひます。

○与謝野国務大臣 債務の株式化というのは大変わかりづらい概念でございまして、例えば、先生が銀行の経営者であつて、ある会社に融資をしていた、このままほつておけば相手の企業は倒産をする、自分の銀行は清算配当しか受けられないという状況がいいのか、あるいは、貸してあるお金を株式化して、資本化して、将来取り立てるといふことがいいのか、その選択の幅が広がったといふことだろうと思ひます。

これは、債権を株式にして預かつておくというよりは、直接的な債権放棄ではなくて、株主の権利を留保したわけでございますから、当然、仮に清算価値というのに対しては持ち分は持っている

わけですから、その辺をバランスよく考えていたかないと、何か、債務の株式化をやった途端に国民にツケが回るんだということは、私は、因果関係としては薄いことを大変よく御説明になってゐるのではないかとさつきから思つてゐるわけでございます。

○吉井委員 これは、銀行の破綻であれ企業の破綻であれ、結局それらは国民にツケ回しがされてくることになる。負の遺産の移しかえということ、このことはまず指摘しておかなきゃならぬことだと思ひます。

引き続き、そういう中で問題は、さらに設備廃棄等への税金優遇の問題ということがありますが、そこで、最初に確認しておきたいことは、税の減免などですね。大蔵の計算と通産の計算は少し違うというところはありました。昨日、三百億円というのは、これは十七条の五項関係で二十社で百億、そして共同出資会社の方の十七条四項で二十社で百億、その他百億ということであつたと思ひわけですが、まず、十七条五項関係、四項関係と、それからその数字に見合う、これは一体どの企業がこれに当たるのか、それを伺いたいと思ひます。

○林(洋)政府委員 お答え申し上げます。

具体的に、どの企業がそれを予定しているかとかいうことの積み上げではございません。サンプリング調査をやりまして、そこから推計をしたものでございまして。

○吉井委員 どの企業という固有名称が挙げにくいですれば、それはどういう事業分野ですか。例えば鉄鋼であるとか、それは言えると思ひます。

○林(洋)政府委員 今御答弁申し上げましたように、無作為の、無記名のサンプリング調査をやりまして、それをマクロ的に推計したものでございまして。したがって、個別企業名あるいは特定業種名といふことはわかつておりません。

○吉井委員 いや、それは、規模からしても二十社で百億でしょう、小さいところじゃそうはいか

ないわけですよ。これは鉄鋼、電炉、石油、石油化学、この四つの業種になるんですよ。

○林(洋)政府委員 先ほど御答弁申し上げましたように、どの業種ということは特定できておりません。

○吉井委員 そうしたら逆に、本場に設備で非常に巨大なものを持っている、広大なものを持っているところを考えていった場合に、この四業種、その他に全くないわけじゃありませんが、それ以外に何か挙げられるものがあつたら挙げてくださいますか。

○林(洋)政府委員 一般論として、どういう業種が大きな規模かということですが、常識的に考えますと、電子、電機、自動車、石油精製、石油化学、鉄鋼、それから、これはサービス業も対象にしてありますから、流通等々が大きな設備を持っているんじゃないかと思ひます。

○吉井委員 設備廃棄の支援だけでなく、経団連の一次提言の中では、廃棄後の跡地の利用促進や売却の支援策まで要求を出しております。今回の税制優遇策の買いかえ特例に土地を加えることとしておりますが、これによって最大の恩恵を受けるのは、これは結局、広大な敷地を持つ鉄鋼、石油コンビナートなど、基礎素材産業の大企業になつてくるということでは言ってもないと思ひます。つまりそれは鉄鋼、電炉、石油、石油化学ということになるかと思ひます。

ちなみに、ちよつと見てみると、日本最大の土地を持つてゐるのは新日鉄ですが、その新日鉄八幡の敷地で約千七百ヘクタールです。東京ディズニーランドが約八十ヘクタールですから、これと比べても、ディズニーランドの二十倍ぐらいです。千代田区の総面積、千五百五十ヘクタールに比べても、はるかに上回るものであります。八幡東田総合開発ですか、これも新日鉄の中に入つてくるかと思ひますが、今、こういう設備の廃棄、あるいはそれに対する税金優遇策の買いかえ特例に土地を加えるということになりますと、これらは優遇の支援の対象になりますか。

○林(洋)政府委員 お答え申し上げます。

従来、買いかえ特例は土地も対象にしておりまして、従来の前例を踏襲したということでございます。

○吉井委員 ですから、支援の対象になるということでありませう。

ところで、NKKや日石三菱、昭和電工、東芝などが集中立地する神奈川県、京浜臨海部、四千ヘクタールを超えますが、先日、見に行つてまいりました。NKKなど大企業主導の再編整備が今ここでは進められておりますが、ここでも最大の大地主はNKKであり、その所有地は七百ヘクタールを超えております。

既に、このNKKの遊休地六百五十ヘクタールのうち六十五ヘクタールが処分済みで、そのうち十七ヘクタールは川崎市が買い上げ、また環境庁の方の環境事業団が百二十四億円を投じて跡地の買収を進めております。ここでは、市と一体となつた新しい整備事業というものをやつてゐるわけですが、それから、同じ川崎市の東芝系の日本電報電話は、十二ヘクタールの跡地のうち三分の一を住都公団が購入しております。これらの地域の大地主の遊休地は、既に国家資金など公的資金による買い上げが進行している。

こういうふうには、税の面もそうですが、現実には、遊休地の買い上げ等の支援というのが既に進んでゐるのではありませんか。

○林(洋)政府委員 手元に詳細な資料がございませうが、一般論として申し上げれば、それぞれの法律なりあるいはそれぞれの地方自治体なりの考え方でおやりになつてゐるものと思ひます。

○吉井委員 本法案によるリストラと税制優遇の措置というのは、その他の支援策とともに運動してこれがきいてくるわけですが、NKK初め臨海部の大企業の遊休地の売却を大いに促進していくということは間違いないと思ひます。新日鉄の今井氏も、バブル経営に走つたことはきよようの午前中認めておられました。こうした企業責任を免

罪して、リストラ企業に対して公的資金の投入とか税金の優遇による救済を行う、それでさらにリストラをどんどん進めていく。その一方で、大量の解雇が進んでいく。

中小企業の方にはそういうことはほとんどないわけですから、中小企業問題は後ほど触れますが、私は、こういうふうな不公平なあり方というものが許されていいものだろうか、そのことに疑問を呈するわけですが、通産省の方は、これはもう当然のことだ、仕方がないんだというお考えですか。

(伊藤(達)委員長代理退席、委員長着席)
○江崎政府委員 事業の再構築というものは、委員が先ほどから問題にしておられるように、一部の設備の廃棄とかそういうことを伴う場合はあると思ひますけれども、全体として見れば前向きな取り組み、生産性の高い部門に経営資源を移そうというものを含んだ非常に前向きな概念でございます。

したがしまして、この法案による事業の再構築が進んだ場合に、それに伴つて大量の解雇あるいは大量の失業が生まれるということは想定してゐないわけでございます。もちろん、個々の企業の具体的な事業再構築計画で人が一人も減らないということはなくて、場合によっては減るものの中にもあるかもしれませんけれども、全体として見れば、むしろこれによって将来的には日本のきつとした雇用が確保されるというふうには私も認識をしております。

それから、税の適用の問題がございましたが、これは決して大企業のものだけではなくて、中小企業向けの税の適用ぶりについては業種指定などについてむしろ配慮をするというふうなことを考へておりまして、決して不公平なものとは思つておりません。

○吉井委員 私は昨日も取り上げましたが、一九八七年に制定された産業構造転換円滑化臨時措置法、これはちよつと八七年という鉄鋼不況の時期のものでありますが、まさに鉄鋼大企業救済のための法律であつたと言つても言い過ぎでないぐらいのも

のであります。当時、新日鉄は沈没寸前のようなことを言つておりましたが、鉄鋼大手六社は、やはり過剰設備の処理に税金の減免の優遇を受け、遊休地活用の支援も受けたわけですね。

だから、これから前向きなというお話を今おっしゃるんですが、私は、一つ一つの問題は、これは何も後ろ向きの議論をしてゐるんじゃないんです。過去においてどういうことをやつてきたのか。これから先のことというのは幾らでも言えるわけですが、実績に基づいて、やはり根拠のある見方をしなくてはと見ていくことが必要だと思ひます。

そういう点では、税の優遇を受け、遊休地活用の支援を受けて、同時に多角化経営、複合経営という名のもとにバブル投資に走り、新分野開拓といつて半導体、エレクトロニクス、新素材、不動産、エンジニアリングなど新規事業に次々手を広げて、通産省の方もその後押しをしてこられました。その結果どうだったのか。新事業や海外投資は大半が失敗し、今経営上大きな負担になつております。財務体質を悪化させたのも事実です。

新日鉄は、千葉・館山の子会社日鉄セミコンダクターをただ同然で売却して、約千二百億円の特別損失を計上しました。これはきよようの午前中、今井会長も認められたことです。この点ではNKKも、過大投資で破綻した系列電炉大手のトリア・スチールの清算に伴う債務超過で六百億円、電子デバイス事業の失敗などでも多額の損失を出しております。

この千二百億とか六百億という数字を、私たちが余りにも大き過ぎるからびんとくにくいんです。例えば千二百億円といふと、年間賃金の総額六百万円の労働者であれば二万人分なんです。二万人分の労働者の賃金が経営の失敗で消えてしまふわけですよ。NKKの電炉大手のトリア・スチールの清算に伴う六百億といふのであれば、これは一万人分です。一万人の賃金が、まさに経営の失敗によって、バブルに踊つたそのやり方で実には消えてしまつてゐるんですよ。

産業競争力会議の筆頭メンバーの会社も含めて、みずからの経営責任については口をつぐんでしまったままで、それで実際にこの一万人分、二万人分という年間の総賃金をそういうパブルの後始末に使って、今度は前向きに産業競争力強化だからと言って、大量解雇を伴う、あるいは労働条件の非常に厳しい切り下げを伴うリストラが当たり前だと。私は、それはなんじゃないかというのが多くの働く皆さんの声だと思っていますよ。

そして、そういうことを許しておったのでは、モラルハザードを招いてしまうのは明らかだと思うのですが、このやり方で経営者のモラルハザードを招くとは思えません。

○与謝野国務大臣 申しわけないんですが、先生の御質問を聞いてみると、ほとんど何もするなという話に聞こえるわけでございまして、私どもとしては、やはりこういう状況を打開して、新しい経済をつくる、体質を強化しようということを目指しているわけでございます。

経営責任、経営責任とおっしゃいますが、恐らくそれぞれの会社の経営者、日本の会社はほとんどでございまして、今は所有と経営が分離されておまして、昔流の経営者というよりは、ある社長が自衛的に私に言っておりましたが、社長というのはサラリーマンのなれの果てというぐらい所有と経営は分離されておまして、そういういわば良心的な経営者が、その当時持ち合わせたベクトルの判断で物事をやってきたわけですから、神様ではないんですから、経営判断が間違ったことについて、株主から経営責任を問われることがあっても、日本共産党から経営責任を問われることは恐らく理論的にはないんだと思うっています。

○吉井委員 私はおかしいと思いますよ。実際、中小企業家の皆さん方、本当にまじめに一生懸命経営をやってきて、しかし、大企業の方から仕事が回ってこなくなったとか、単価を切り下げられたとか、さまざまな事情はあるにしても、

その借金を返すためにということのみずから命を絶つて生命保険でもって、友人や親戚には迷惑をかけられないと、そこまで庶民は責任をとっているんですよ。私は何も、大企業の経営者の方からそんなことをやれと言っているんじゃないんです。やはり、責任をしっかりとつていくということ、それはそれぐらい重いものだということを申し上げておきたいです。

それから、今日、ではどうするかという問題についても、これは私たちは提起をいたしております。

まず需要の拡大をすることによって、それはGDPの六割を占める個人消費を拡大することによって、そのためには所得をふやすことによって、これで内需を拡大すれば物が売れるわけですから、生産活動が進んでいく。今、労働者が余っているんじゃないかと、働きたいんだけど、生産活動が停滞しているために、働き手が働く力を持ちながらうまく活用できないという状況にあるわけでありまして、新しい分野を開くということについては、特定の分野だけじゃなくて、これは基本的に日本の自然科学の分野を中心として科学技術の基礎研究の分野でもっと研究投資をしていくということ、その中から当然、応用の面で企業化していけるところもありまして。

私たちはそういうことを言っているわけであって、何も後ろ向きの議論をしているわけじゃないんです。問題は、経営責任をいまいににして、しかし働く皆さんには責任を求めていく、そのやり方はおかしいんじゃないかということをおっしゃっているわけでありまして。

さて次に、分社化をしやすくするという問題です。これはリストラを進める上でのやり方なんです。この点でも、実は私は川崎へ行きまして驚きました。例えばNKKの分社化の実態ですが、きのうまで働いていたところと全く同じ職場なんです。ヘルメット、プレート、作業服に書いてある会社の名前だけが変わるわけですよ。働く場所は

同じ、会社だけ変わる。分社化というのはこういうものだと理解していいですか。

労働大臣は、こういうふうな実態をつかんでいらっしゃると思いますか。

○林(洋)政府委員 お答え申し上げます。いろいろな業種、業態、企業で、いろいろな形の分社化というのがあるかと思いますが、したがって、そういう例があるのかどうかというのは私はたまたま存じませんが、一概に分社化とはこういうものかというのとはなかなか申し上げられないのではないかと思います。

○吉井委員 分社化の実態の姿というのを私は見えてまいりまして、事業再構築、分社化の実態としては、この七月から、NKKの京浜製鉄所、これは従業員百八十名の方たちが働いている表面処理鋼板事業の分社化というのを見てまいりました。新会社はエヌケーケー鋼板というのですが、資本金十七億、NKKが一〇〇%出資です。社長は現在のNKKの取締役の方なんです。

この会社を設立したわけですが、その結果どうなったかということを見ておきますと、NKKがエヌケーケー鋼板、表面処理の会社に変ったことによつて、常勤の人たちの昼間の勤務ですが、労働時間が、千九百十六時間が千九百七十四時間へ五十八時間ふえ、交代勤務のときで千八百九十九時間が千九百五十二時間、五十三時間延長となりました。つまり、労働時間はふえたわけですね。賃金の方は、三十一万一千八百円が二十一万八千二百六十円へと、九万三千五百四十円減収になりました。

つまり、分社化というふうなやり方で、まず、分社化した会社へ出向。最初は出向の賃金差をある程度会社は持つわけですが、しかし、一年すると今度は転籍、その会社へ移す。さらに、若い年齢で今度は肩たたきでやめてもらう。こういうふうなやり方が現に行われて、なるほど、分社化するという企業にとつてのメリットは、固定費を流動費に移すんだということで企業としてはメリットがあるのかもしれませんが、しかし、こういうふうなやり方で、現に働く人たちが労働時間が長くなる、賃金が下がる、これが分社化の一つの実態であり

ます。

○甘利国務大臣 質問通告を全然いただいていませんので個別案件について調べてはおりませんが、分社化というのは、当然、企業がその企業の戦略の中で、ほつておいたらもうこのまま競争に立ち行かなくなるという場合に、分社化という形態を通じてたくましくその部分を育てていくということであらうと思います。

御指摘の事例について詳細承知いたしておりますが、基本的に、分社化は、その企業が国内戦略あるいは国際戦略の中で勝ち抜いていくための前向きなものだというふうに理解をいたしております。

それから、出向それから転籍というお話もありました。転籍となりますと前の会社を退職するわけでありまして、当然、従業員、転籍させられる方に全く無断でそういうことが行われるということはあり得ないものだというふうに思っております。

○吉井委員 だから私、個別案件はともかくとして、しかし、個々の実態というものをぜひ労働大臣につかんでいただきたいと思うのは、おっしゃるとおり、本来ならあり得ないはずのことが、一人一人部屋に呼び出して、君はもう出向の次、もう一年たつたから今度は転籍だとか、そういうふうなやり方で身分の変更がどんどんやられていっているのが現実の姿なんです。そういう実態というものをぜひよくとらえて見ていただきたいと思っています。

実は、鉄鋼新聞のこと六月二十一日付ですが、NKKの下垣内社長は、NKKではうみを一氣に出し、そのかわり九九年は絶対に黒字にするんだ。というやり方である。一つは人員削減などによる固定費の削減効果、二つ目は不採算事業からの撤退効果、三つ目が鉄鋼や総合エンジニアリング部門の収益力の強化だということを挙げた上で、京浜の表面処理鋼板事業の分社化など四

事業の分社で約九百人を減らす、さらに向促進、早期退職制度、転籍制度などに基づく削減計画を進めるんだ、これによって合計八百八十億円の収益改善をやり、四百七十七億円の経常黒字を出すんだ。

この社長の、鉄鋼新聞に載っているものによると、「労務費、協力会社含め大幅圧縮」。前期は赤字だった、一転して今期は黒字だ、経常収益二百億円を出すんだ、こういうふうに言っているわけです。

結局、NKKの三月期のこの特別損失の計上等で、最終損失五百三億の赤字だったものが、今期は早速もう経常益で二百億円の黒字転換を見込んでいる。それは、分社化と五十五歳以上の者の退職強要で、三千九百人の人減らし等による労務費の削減及びアウトソーシング費用の削減によるのだということを言っているわけでありませう。

私は、こういうふうなやり方で、なるほど企業の収益は上がるかもしれない。しかし、そういうふうな形で働く皆さんが雇用の場を失う、それが果たしていいのだろうか。そして、雇用の場を失うということとは、これは通産大臣もおっしゃって、何度か議論してきたように、なるほど個々の企業のその企業収益という点だけ見れば黒に転ずるかもしれないが、しかし、全部の企業がそういうことをやったときに、これは本当に解雇大運動をやっているみたいなのもので、それは国民所得の落ち込みですから、不況をさらに加速させる。文字どおりこれは不況大運動になっていくのじゃないでしょうか。

私は、そういう点では、労働大臣、やはり労働省にこういうときにこそ本当に頑張ってもらう、分社化によって、それで人を減らすんだ、こういうふうなことでやってもらってはいかぬのだ、労働省のトップたる方はやはりそういう立場で取り組んでもらう必要があると思うのですが、大臣、どうでしょうか。

○甘利国務大臣 私、機会あるごとに、経営者の責務の一つに、雇用に対して責任を持つ、それ

は言ってみれば社会的責務の一つとも言えるものではないだろうかという発言をいたしておりますし、日本の企業経営者は、とにかく雇用に対して責任を持つということについて、大変に前向きに取り組んでいるというふうに思います。

分社化について先ほどから取り上げられていますが、今なぜこういう問題が出てきたかと申し上げますと、日本の経済全般が、バブルの後遺症等もありますけれども、なかなか立ち上がっていない。このままほっておいて世界の大競争に勝ち抜いていくのであるならば別にそんなことをする必要はないのだと思います。しかし、このままほっておいたらやはり相当なダメージを受けて、そしてその後は本体の雇用まで失われてしまふ危険性もあるのではないかと。

だから、雇用を守るためには、既存の企業が元気になること、それから、新しい職場が生まれるための新事業の創造のための環境整備も必要でありますし、あるいは、本来、事業の中では余り元気が出ない部門を分社化して切り離して、独立採算にして責任を持たせて、そして元気になる、それがやがて雇用の受け皿になる。いろいろなことを考えて現在前向きに取り組んでいるわけでありまして、何もしないうちに雇用が守れるのであるならばそんなに苦労はしないんだと思いますけれども、前向きにとらえるか、あるいは懸念される部分をそこだけに焦点を当ててとらえるかの違いであるというふうに思っております。

○吉井委員 それは、今おっしゃった点については既に昨日も議論をいたしておりますが、第一生命経済研究所のレポートでは、九八年七月―九九年期の企業の過剰設備ストックの四分の三が需要要因、つまり景気低迷による総需要不足によるものだ、残る四分の一がバブル期の過剰投資による構造的要因だということを指摘しております、この結論は、現局面では総需要刺激の継続はより重要だ。

つまり、今日、国民所得が落ち込んでしまふ、失業者がどんどんふえる、ますます落ち込む。だ

から、GDPの六割を占める個人消費が落ち込んできているわけですから、物が売れないんだから生産活動は停滞する。働いている人たちが働きたくとも、機械がとまるんだから、当然その活力が生かされない。こういう状況にあるわけですから、本来まずそこに力を入れるべきだというのは、これは第一生命経済研究所の結論でもありますし、アジア開発銀行研究所の、経企庁出身の吉富所長も、過剰設備はマクロ的には過大投資の結果ではなく、需要不足が原因だと。

だからやはり私は、今おっしゃった点については、何もしないうことじゃなくて、本当に国民の所得を伸ばす方向、二年前の消費税増税以来、その他もありましたが、九兆円の負担増等で可処分所得が落ち込んでこういうふうになっているわけですから、これは、所得を伸ばす、需要を伸ばすということに本来もっと力を入れるべきだということをお願いしたいと思います。

次に、生産性向上のリストラダと言つて、今の分社化も含めて、なるほどそれをやれば企業の利益はふえるわけですが、法案の中で言っていることに関連して伺いたいんですが、設備廃棄などの税制優遇などを活用したいなら一層のリストラダをやるということ、それをいわば追っていく法律の仕掛けというののようになっていく。何しろ、事業再構築計画というのを出して承認を受けてということになりますから、ですから、この法案の中で事業再構築の目標が企業の生産性を相当程度向上させることにあるとしていくわけでありまして、相当程度生産性を向上させるということになります。そのリストラのやり方はもちろん問題なんです、が、そうすると、では、そこで言っている「相当程度」というのは、〇・何%のことなのか、あるいは何%のことなのか、何%のことなのか。生産性を相当向上させるといいますが、そこが全く見えてこない。これが今度の法案審議の中でもよくわからないうところなんです。これは何を「相当程度」というふうにしていくわけですか。

○林(洋)政府委員 お答え申し上げます。

法律の第二条第二項に事業再構築の定義がございます。先生の御質問、設備の廃棄、撤去というような後ろ向きなことをのみを言っておられますけれども、この定義の中では大きく二つに分かれております。事業の構造変更、それから事業革新。それで、事業の構造変更の中でさらに合併とか営業の譲り受け、他の会社の株式の取得。選択と集中によって得意な分野を拡大するというものと、それからもう一方が設備の廃棄とか営業の譲渡でございます。したがって、一概にこの事業再構築計画が縮小の方向だというのは果たしていかがなものかと思ひます。

それから、御質問の「生産性の相当程度の向上」というところでございます。この生産性の相当程度の向上をはかる基準として、私ども、できるだけ明確なものを出したいと思っております。例えばROEの上昇率、あるいは一人当たりの付加価値額がどういふふうに変化するかなどを考慮しております。

ただ、これは、業種業態あるいは個別企業によってもいろいろ指標、メルクマールがいろいろあるのは違ひますし、専門家の意見なども踏まえ、かつパブリックコメントなどに付した上で、具体的な数値をメルクマールとして決めていきたいと思っております。

○吉井委員 私、法案をちゃんと読んで聞いていますから、後ろ向きとかそんなことだけを言っているんじゃないんですよ。昨日も、アンド、オアの問題を取り上げましたが、中核的事業の開始など、事業の廃止または縮小というのは、アンドでなくてオアなんですよ。

そういう中で、事業の相当程度の向上というのは、要するに〇・何%なのか、あるいは何%なのか、あるいは何%なのか、そういうことをやはりきちっと示さないと、法案を審議しているながら、一体何がこの再構築の目標として掲げられているものなのか、さっぱり見えてこないわけですよ。だから聞いているんですが、少なくとも、オーダー的

に、いやそれは〇・数%とか、あるいは数十%ですとか、オーダーで二けた違うわけですからね。そういうことも示せないんですか。

○林(洋)政府委員 お答え申し上げます。

先ほど御答弁申し上げましたけれども、業種業態、例えば設備集約的な産業なのか、あるいは労働集約的なものなのか等々によりまして、先ほど申し上げましたROEにしても、一人当たりの付加価値額にしても、随分変わってくるのではないかと思います。そういう意味で、専門家の意見を聞きながら、今後、九月の中旬を目途に告示で明らかにしていきたいと思っております。

○吉井委員 さっぱり明らかになりません。

次に、事業再構築計画の認定申請があったときに認定するというわけですが、では、その認定基準は何なのか。これは、その中の第三六項の六号、七号等について聞いておきたいんです。

三条の六項に関連して、実はけさも連合の野口参考人に伺いました。三条六項六号の「従業員の地位を不当に害するものでないこと」という、ここについて伺って、野口参考人は、事前の労使協議が前提であり、雇用労働条件に影響する場合はその中身についての合意が必要だと考えているというお話でした。

それからまた、労働組合が反対と決めても事業再構築計画を承認するというのが政府のスタンスだということを昨日伺っておりましたが、大量解雇を伴うリストラ計画を出させて、それを国が認定する、つまり労働法制に反するような法律の仕組みをつくって解雇を合法化することになるのではないかと質問に対して、御指摘のとおりだというお話もありました。

私は、この三条六項六号に関連して労働大臣に伺っておきたいと思うんですが、これは連合の皆さんであれ、あるいは全労連の皆さんであれ、日本のあらゆる労働組合の皆さん方ほとんど同じだと私は思いますが、こういうときに事前の労使協議が前提であるのは当然のこととして、雇用や労働条件ですね、労働協約などももちろん入って

ると思いますが、それに影響する場合、その中身についての合意が必要だ、これは私は当たり前の話だと思っております。

労働大臣としては、この三条六項六号「従業員の地位を不当に害するものでないこと」これについては事前の労使協議が前提であるとともに中身についての合意が必要だ、その合意が得られていないものについては承認をするべきでない、やはりそういう立場ではつきり物をおっしゃるべきだと私は思いますが、労働大臣の考えを伺いたいと思っております。

○甘利国務大臣 御指摘の三条六項六号「従業員の地位を不当に害するものでないこと」とあるわけですが、要するに、事業の再構築計画が従業員の地位を不当に害するものであるかどうか。これはまず協議がちゃんと行われたかどうかということでありまして、ちゃんと行われたかどうかというところは、労使間で十分に話し合いを行ったかどうかを確認するということであります。その中身につきましては、労使間で話し合う、労使自治にかかわることでありまして、一概にそれを一くくりにしてはできないんだというふうに思っております。

そして、基本的に、労働者の権利、地位に関しまして、憲法二十八条そして労組法できちんと取り組みが決められているわけでありまして、そういうものを後ろ盾といいますか、土台、基礎として真摯に話し合いが行われ、そして合意にたどり着くということをお願いしているところでございます。

○吉井委員 合意を期待される、これはそうだろうと思うんです。

この、従業員の地位を不当に害するものでないということについて協議をする。協議をすつとやっていて、協議が調わないからということとで解雇。あるいは、転籍というのは結局そこは解雇される形になります。そういうふうな解雇ということになってくると、これは明らかに従業員の地位を不当に害することになるわけですね。

そのことについて合意が得られていない、しかし解雇が行われる、計画は出されるとなれば、これは当然のことながら、労働大臣としては、そういう事業再構築計画については承認しないようにしてもらいたい、受け付けをしないようにしてもらいたい、認定を拒否するように求めるというのが私は労働大臣としては当たり前の話じゃないかと思うんですが、大臣のお考えを聞きたいと思っております。

○甘利国務大臣 先ほど来事務方からも答弁をさせていただいておりますが、解雇については整理解雇の四要件というのが御案内のとおりあるわけでありまして、その解雇の必要性、その当事者であることの必要性、あるいは手続の正当性とか、他に代替案がないことの理由とか、そういうのがあるわけでありまして、それは最高裁判例で確立をしているところであります。

そして、先ほど憲法二十八条あるいは労組法の話を引き合いに出しましたけれども、労働者側にとつて不当であると思われることについて、ちゃんと交渉をする権利を持っているわけでありまして、そして、本当に不当なことお感じになることについては、主務大臣にその旨の意思表示をされることも必要かというふうに思っております。

○吉井委員 これは昨日も議論をいたしました、今度の産業再生法は、経営危機に陥った企業を救済するための法律じゃないんですか。まさに、産業競争力をつけてもらう、元気になってもらうという企業についての法律でしょう。今大臣おっしゃった整理解雇四要件というのは、これは経営の危機に陥った場合のことなんですよ。その場合は解雇四要件の話ということになるんですが、この場合には、もともと元気になってもらおうというものになりますから、解雇四要件のすべてがクリアされた場合に解雇が認められるというふうな、そういう最高裁判例などでも示されているようなものとは全く違うものなんですね。

いんだから、この場合については従業員の地位を不当に害するものでないことは、よく協議をする、これは当然のことだと思っております。二回、三回、四回、十回と繰り返した、しかし協議が調わないということで、つまり、労働組合の皆さんが、あるいは組合のない場合はその代表の方が合意していない、働く皆さんは合意に至っていない、しかし事業再構築計画を出さなければならない、そういうときには、それは受け付けられないようにしてもらいたい、そういうものは認定しないようにしてもらいたい、そういうふうな労働大臣としてはつきり物をおっしゃるのが普通のことじゃないかと私は思っております、大臣のお考えをもう一度ききませんかと思っております。

○渡邊(信)政府委員 この事業再構築計画は、基本的に、企業の形態をどうする、あるいはこれからの企業の運営をどうするかという、いわゆる企業の経営権に属する事柄であるかと思っております。ほとんどはそういった計画であらうと思っております。これについて計画自体労働者との合意が要するというふうなことは、なかなかこれはとりにくいと思っております。

ただ、先ほど来労働大臣が御答弁を申し上げておりますように、それが労働者の労働条件に直接に影響する、例えば解雇があるというふうなことは、これはまた別個労組法上の権利に基づいて交渉が行われるということは当然だろうと思っておりますが、この計画の認定そのものについて合意が要するということは、現行の法体系のもとではなかなか難しいのではないかとこのように理解をしております。

○吉井委員 この事業再構築計画というのは、競争力を強化することがねらいであって、破綻寸前の企業の経営危機を打開する手段じゃない、実はこれをきくの確認したわけです。そして、整理解雇四要件というのは経営の危機に陥った場合の話なんですよ。つまり、今度のように、競争力を強化するという企業ですから、経営危機に陥った企業と

は全然違うわけですね。

ですから、そういう企業については、これははっきり企業の中で労使間の合意が得られるように協議をされるのは当然だと思ふんですが、しかし、その結果として合意が得られていない、その間にリストラ計画を出してやる。それは、労働大臣としてはそんなことをやらねば困るんだ、労働省は労働者の暮らしや権利をきちっと守る立場の省なんだ、大臣としてはそういうことは困るんだと、私はそういうことをおっしゃるのが大臣として普通のことじゃないかと思ふんですが、もう一遍大臣に伺っておきたいと思ふいます。

○甘利国務大臣 整理解雇の四要件は経済的な苦境に陥ったときのものだからこの法律に関しては該当しないという事は、それは当たらないと思ふんでありますけれども、だから、この法律によって自由に解雇ができるのは私は思つておりません。いずれにいたしましても、とにかく真摯な話し合いがなされたかどうかを、これは見届けるということがちゃんとたつてあるわけでありまして、

中身について、これは労使間で話し合つてもらうことでありますし、先ほど来申し上げておりますように、労組法の中に、労働条件が大幅に変わる等について交渉ができるということになっているわけでありまして、それらの法体系を通じて合意が形成されるということに至ることを期待しているところでもあります。

○吉井委員 大臣、これは昨日既に議論済みなんですが、労働省の方からも、経営危機に陥つた場合が整理解雇四要件の問題だと、それは、実際に人員削減になる場合であっても、まず役員報酬の減給は当然として、自然減の不補充とかいろいろなことをやるというのは、これは経営危機に陥つた場合に、そういうあらゆることを尽くして、そして四要件すべてクリアしたときにというのが、いわゆる整理解雇四要件なんです。

この場合は経営危機じゃないんです。競争力強化のための事業再構築なんです。そのときに労働

大臣としては、それはまず、企業が元気になるう、より競争力を強化しようというときに、経営危機に陥つたときの要件を持ち出してリストラ計画、解雇だ、そういう計画を出してもらつちゃ困るんだと、労働大臣ははつきりそれをおっしゃるのが普通だと私は思ふんです。大臣の口からは、働く皆さんの立場を守ると。これは、まだ合意に達しない段階で、大臣がおっしゃつたように協議を尽くして合意に達した場合は別ですよ、合意に達していないのに解雇の計画を含む事業再構築計画案を出してきたら、それは受け付けたらそういううもで認定してもらつちゃ困るんだと、それは大臣としてははつきりおっしゃるのがあるたの立場じゃありませんか。

○渡邊(信)政府委員 初めに、裁判例について私の方から答えさせていただきたいと思ふますが、裁判例は必ずしも一般論を述べるものではないとせんので、裁判でいろいろ問題になったときは、それは、企業の景気が悪い、それで解雇になったというようなケースについての判事が今まで重ねられてきたものと思ふますが、労働者側にもちろんなごいませんから、解雇一般について、やはり今まで裁判例で積み重ねられてきた法理というのが当てはまるのではないかとこのうに考えております。

今般の産業再生につきましても、十分な労使間の話し合いが行われるという事は、それは当然必要なことであらうといううに思つております。

○吉井委員 だから、積み重ねてきたのは、経営の危機に陥つた場合の整理解雇四要件しかないんです。これが積み重ねてきたもので固まつているから、きのうもそう答弁されたわけだ。今度は経営の危機に陥つた企業じゃなくて、競争力を強化しようという元気な企業の事業再構築計画の中で、しかし解雇を含む事業再構築計画が出されるというものですから、私は、合意が得られないままに出すべきじゃない、出してきたらそれは受け

付けるべきじゃないし、認定すべきじゃないと。労働大臣としては、私はほかの大臣のことを言つていふんじゃないですよ、労働省のトップにある方だから、合意が必要だと、そのことをとんと主張されて、合意の得られていないものについては拒否をするようにと求められるのが私は普通の筋だと思ふんです。これは大臣にちゃんと聞いておきたいと思ふいます。

○甘利国務大臣 先ほど来、解雇の件につきましては、私からも、あるいは事務方からも答弁をさせていただきました。それは、この法律ののつとつてやることだから解雇が認められる、何の制約もなしに認められるということではないといううに思つております。

そして、今回の産業の再生を図る、企業の再生を図るための法律というのは、経営権に属することもありまして、あるいはもちろん従業員員の地位に関することも入つてきているでしょう。ですから、労使が真摯に話し合うということが必要であつて、そういう話し合いが持たれていなかったという事については認められないということになつていくわけでありまして。

ただ、その中身について、真摯に話し合つたにもかかわらず、すべて一から十まで話がまとまつて合意に至つていないから全部だめだということではなくて認められないのだと思ふます。どうしても重大な案件については、憲法上あるいは労組法上、その次の手だてがあるわけでありまして、どうしてもこれは不当であるというものについて現行法の中で対処をしていく道があるということとを申し上げていくわけでありまして。

○吉井委員 法律というものは両側があるのですね。この法律の場合、リストラをする側の法律なんですね。リストラされる側の問題については一番やはり本来考えてもらわなきゃいけないのは労働省であり、労働大臣だと思ふのですよ。

そうしたら逆に伺つておきたいのですが、話し合いは当然尽くすとして、話し合いの合意が得られていないのに、しかしそれが強行されるという

ことになる、歯どめがなくなりますから、そうすると、三条六項六号の場合についてきつと合意が得られるまでは認めない、あるいは解雇を規制する、そういう法律を労働大臣としてはお考えですか。

○甘利国務大臣 これに関して新法を云々ということは考えておりません。

○吉井委員 次に、三条六項の七号について伺つておきたいと思ふのです。

これは中小企業、下請企業にかかわつてくる問題ですが、二社以上のカルテルの場合についての話であつて、一社で行われるときには、これは「関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと」ということではあります、実際にこれは中小企業、下請企業の利益は守られないことになるんじゃないかと思ふんです。

○江崎政府委員 下請企業の問題でございましてけれども、この法案は、各企業が選択と集中を具体化すべく、生産性の低い分野から生産性の高い分野に人材などを中心とした経営資源をシフトする自助努力を支援しようというものでございまして、これが実現することによりまして国全体としての生産性の向上が図られるわけであつて、そのことが、下請の中小企業者あるいは地域の事業者を含めて、幅広い事業者にとつての新しい成長の機会が創出されるといううに思つております。

下請企業の問題でございましてけれども、下請事業者を含む関連中小企業者に一時的に影響が及ぶことも全くないわけではないといううに思ふますけれども、そのような場合にはこの法律の第十八条の五項というのがございまして、「その新たな経済的環境への適応の円滑化に資するため必要な措置を講ずる」ということを規定しております、この条文に基づきまして、創業支援策とかあるいは中小企業の施策などを活用しまして対処していきたいといううに思つております。

それから、加えまして、通産省としまして、下請中小企業振興法などに基きまして下請中小企業

対策の振興策がございまして、また、地域の産業などにつきまして各種の支援策がございまして、これらをあわせて講じますことによりまして、下請事業者に対する悪影響を及ぼすことがないように万全の対策を講じたいというふうに思っております。

○吉井委員 今のお話を聞いていますと本心に配のない感じになるのですが、現実には、これは例えば北九州市の八幡に行かれたらよくわかると思いますが、八幡もそうですし、その他全国各地に企業城下町がいっぱいあります。そこで実際にリストラ計画を進められ、労働者の皆さんがほとんど人が減ってしまう、これによって商店街の売り上げが落ちるといだけじゃなしに、下請中小企業なんかほとんど仕事を失って寂れていった、私はそういうたくさんの方の問題を見てまいりました。

あわせて伺っておりますが、この三条六項の中には地域経済への影響というのは全くありません。これはどうしてなんですか。

○江崎政府委員 地域経済の問題でございすけれども、これも先ほど申し上げましたように、この法案でねらいとしております生産性の向上というのが国全体で図られれば、そのこと自身が、地域の事業者を含めまして、新しい成長の機会がつかり出されるという効果がまずあると思っております。

それから、地域の活性化につきましては、かねてから、地域産業集積活性化対策ですが、あるいは中心市街地活性化対策、さらには昨年成立いたしました新事業創出促進法に基づきます地域ブラットホーム創設支援事業というのがございす。こういって一連の対策を講じまして、地域に対する対策も講ずるということを考えておりますので、認定の基準に特に入れる必要はないというふうに判断したものでございす。

○吉井委員 私は、ここで話を聞いていますと、本当にバラ色の夢を見ているようなお話なんです、現実にはそんな甘いものじゃないですね。

それで、例えば判例の上では、営業譲渡というのはさまざまな形があっても、営業譲渡の場合の雇用継続については譲り受け企業に承継されることが多いという判例が普通なんです。これは労働省の方もそういうことで御説明をいただいておりますが、実際にはこれがなかなかそうはいかない。

営業譲渡の際に、あるいは営業譲渡に類する形をとった際に、雇用が継続されなくてさまざまな問題が出てくる一つの事例として、大阪弘容信用組合に見る問題を、これは大阪府民信用に、本当は大阪弘容の方がずっと大きい会社なんです。大きいところが小さいところに吸収されるという妙なやり方ですが、そこで一体何が起きているか。

中小企業というのは、信用組合の場合です。出資金を出して運営するわけですが、この大阪弘容信用組合に出資していた中小企業家の皆さん方は、出資金が戻ってこない。借り入れたお金は、これは本当に驚いたんですが、けさも金融再生委員会会のレクによると、清算検査するときの貸出債権額二千三百億円のうち、RCC送りが二億円で、ほとんど全部RCC送りだということですが、その結果、RCCから取り立ては受ける、新規融資は受けられない。

その結果、今心配されているのは、これまでそういう大阪弘容なんかから融資を受けたたりしてやってきた地元の中企業の倒産、解雇で、地域経済の落ち込みが加速されるんじゃないか。今、業者の皆さんからすると三重苦、あるいは地域からすると四重苦ともいえるべきもの、そういう問題が現に生まれてきております。

私は、こういうときに、これは大阪弘容の問題ですが、やはり今度の基準の中でなぜ地域経済への影響というものをきちっと挙げないのか。なるほど、リストラをやった個々の企業の、その企業の経営状況、収支はよくなるかもしれないけれども、しかし、地域全体が落ち込んでしまったときには別なマイナスの要因がうんと出てくると思う

んですね。

中小企業庁は、この大阪弘容に見られるような問題については、この地域は中小企業白書の中でも、東の太田区、西の東大阪市というぐらいい、基盤的技術の集積地として地域指定もして、非常に日本の技術集積地として大事なところと見ています。そういうところでありながら、現にそういう問題が出てくる。

こういうときに、拓銀のときであれば借り手保護をやったわけですが、信用組合だからということで借り手保護は行われない。借り手保護がないだけじゃなしに、出資したお金まで返ってこない。本当に大変な問題が地域で起こってきております。

私は、こういう問題について、中小企業庁としては、中小企業庁というより通産大臣ですね、ぜひよく御研究いただいて、本当になぜ私がこれを挙げたかといいますと、金融ビッグバンの中で、信用組合、信用金庫など地域金融を担ってきたところが今ほとんどつぶれていっているというのが全国的な状況です。東京が約半分にとりまわっていることは大臣もよく御存じのことだと思います。

そういうふうな中で、地域に密着して、なるほど物的担保というところでは担保力はないけれども、しかし信用金庫や組合の営業マンの方がずっと毎日歩いていらつして、親方の腕をよく知っている。その人の技術能力や、あるいは独創性とか、ベンチャーの議論がけさほど来ありまして、だけれども、まさにそういうところに着目して、板にガレージ工場でよく建物はないけれども、しかしそこに着目をして融資をしてきたからこそ中小企業が支えられてきたと思うんですよ。今それが大変なことになってきている。

私は、こういう状況は放置できないということ、ぜひこれは通産大臣によく御研究いただいて、こうした大阪弘容信用組合などに見られるような、全国で今これが広がろうとしているときから、よく研究してきちんと、借り手保護が崩さ

れるような、借り手が大変な思いをするような、そういうことのないようにまず号令をかけて取り組んでいただきたいと思います。

○野田国務大臣 特に御指摘にありました大阪府における信用組合再編に伴う地元中小企業の資金環境への影響につきましては、金融再生委員会、大蔵省、地元自治体において所要の対応が図られるものと理解をしております。

通産省としまして、そうした関係当局の対応及び当該地域の実情をよく見きわめつつ、信用保証制度の確な運用等を通じ、中小企業の資金繰り対策に万全を期してまいりたいと考えております。

○吉井委員 それで、私は、ぜひ大臣に本当によく御研究いただいて取り組んでいただきたいということとともに、もう一つの問題は、実はさだめて参議院の方でも議論がありまして、柳沢大臣からも宮澤大蔵大臣からも、これはいろいろ研究しなきゃいけない分野があるということで、今御研究もいただいております。

一つの問題は、こういう、金融機関と金融機関がいろいろの問題があつて吸収合併なりなんなりというときに、金融再生委員会の方からは、リストラ計画を出さない、こういうことになるわけですが、それからまた、例えば健全銀行であっても、早期健全化法に基づく公的資金投入を申請すると、まず再生委員会の承認を得なきゃいけません。承認を得て、富士銀行なんか一兆円の公的資金投入を受けたわけですが、そのときには必ず合理化計画は出さなきゃいけないことになるわけですね。

その中では人員削減が明記されるわけです。富士銀行の例で挙げますと、三年間で千七百八人、五年間で二千人を削減するというリストラ計画が明記されております。子会社の安田信託では、現在の四千七百六十六人体制から二千人体制、その後さらに五百人削減する、こういうふうなリストラ計画を出さないと公的資金の投入が受けられない。つまり、今度の産業再生法もそうなんです、

その他の金融機関の関係の法律も、国に対して事業再構築計画なりあるいは合理化計画なりを出す。その中では必ず、何名リストラしない、それを出してこないと支援しませんよ。つまり、別な法律によって労働法制は明らかに違反するようないふことが今進んでいこうとしている。これは私、けさ連合の野口さんにお聞きして、野口さんの方もこれは大問題だということを言っておられました。まさにそういうふうな問題が今出てきているときなんですね。それだけに、今度の三条六項六号の問題についても、私は、労働法制が別の法律によって崩されていく、こういうことは絶対あつちやならぬと思うんです。

最後に、この金融の問題、もう時間がなくなりましたから、本日はこれで大分時間をかけてやりたかったんですが、もう終わりにして締めくくっていきなさいと思います。

私は、こういうふうな問題について、これはまさに今度出てきた産業再生法の方で、別な法律によって解雇などが当たり前のように進められる。解雇を盛り込んだ計画を出されたときに、それが通つてしまふ。むしろその計画を出すことになつてリストラが支援される。そういうことになつてしまつたのでは、労働省としては、本場に労働者の暮らしや権利を守る、その立場が貫徹ないんだ、そういうことは困るんだということ、これはこの問題についてもそうだし、これからのいろいろな法律を組み立てていく上でも、大体ほかの法律で労働省分野が侵されたりすると本場は大変ですから、私は労働大臣にこの点ではきちんとした対応をして臨んでいただきたいと思うわけですが、これは大臣の方に伺いたいと思います。

○甘利国務大臣 先ほどから、この法律が通れば解雇を自由自在にできるような印象を与えるようなお話でありますけれども、整理解雇四要件というのは、昭和五十四年の東京高裁判決で具体的な四項目が示されておりますけれども、一般的に、解雇に対して解雇権の乱用は禁止されるということについては、既にそれ以前に昭和五十年の最高

裁判決で出ていますわけでありませぬ。合理的な理由を欠く解雇はいかぬ、社会通念上相当と認められる理由がないものはだめということが前提としてあるわけでありませぬから、先生の御主張のようにこの法律が通れば解雇権の乱用ができるなんというのは、全くないわけではございません。

この法律に関して労働大臣と通産大臣が連携をとるといふ部分は多々あるわけでありませぬから、この法律によって懸念されるような不安が極力ないよう、いろいろと連絡をとり合つていきなさいというふうに思っております。

○澤田政府委員 政府委員として、大臣の答弁以外について若干敷衍させていただきたいと思ひます。

今先生御指摘の点は、本法案の第三条第六項第六号に絡んでのお話でございますが、それにつきましては、大臣が今答弁されたとおりであります。もう少し広く考えますと、先ほど島津先生からも、企業組織の変更、営業譲渡を含め、商法上、企業分割というものが今議論されておりますが、こういうものも広く考えた場合に、そうした企業変更等に伴う労働関係上の問題につきましては、現行法では、法令上明文の規定のあるもの、あるいは判例等において解釈が確立しているものがございます。それにつきましてはこれまで御答弁申し上げたようなことで個々具体的に対応し、適切な処理がなされていると考えておりますが、例えば企業分割等につきましては新しい概念でございます。こうした場合に労働関係上の問題にどう対応するかという点は、新たな課題が幾つかあると私も認識しております。

そうした場合に、適切な労働者保護を図ることが非常に重要であるという認識を持っておりますので、そうした認識のもとでどういふような必要な対応があるかということについては十分検討してまいりたい、こう考えております。

○吉井委員 私、これで終わりたいと思ひますが、大阪弘容の場合、現に大量の解雇が進みつつあるときなんですよ、もう日にちは決まつておりま

すけれども、ですから、労働大臣おつしやつたように、建前がそのとおりでうまくいっておるならば私は申し上げないですよ。しかし、現実には日本の各地でたくさんの方々が不当に解雇されている、あるいはされようとしている。その現実をしつかり見ていただいて、とりわけ、せっかくおつしやつたんですから、大阪弘容の問題については少なくともそういう不当な解雇をさせないというところで、労働大臣としてきちつとよく研究し対応していただきたい。

時間が参りましたので、そのことを申し上げまして、質問を終わりたいと思ひます。

○古賀委員長 前島秀行君。

○前島委員 時間もたつてきましたし、また、この法案の重要性も非常にありますので、最後にひとつ端の質問をし、また最終的に確認したい点も多々ありますので、その辺のところを含めてひとつ御答弁をお願いしたい、こういうふうに思つてます。

まず第一に、この種の構造政策あるいは構造改革の問題への対応というのは、従来は、業界単位といひましようか、そういう単位で対応してきた。古くは繊維だとか石炭等々があつたんだらうと思ひますが、この業界単位、そこを中心とした対応から、最近はいわゆる企業単位という形になつてきた。

過日この委員会でも議論し成立した中小企業革新支援法も、従来は業界単位でもつてやつてきたものを、今度は企業単位で、いわばばらけてという形でもつてなつていくわけですね。この今度の法案も、いわゆる企業単位を中心にして構造改革をさせよう、企業の再構築をしよう、こういうことなんだらうと思ひますけれども、この手法的変化といひましようか、ある意味だつたら基本的な対応の変化によつて、さまざまな事態が起こつてくるのではないだらうかな、私はこういうふうに思ひます。

とりわけ、強いところが強い者を吸収していくとか、あるいは弱い者が弱い形の中で切り捨て

られていくという事態が、従来は業界、産業界全体でもつて対処していこうという動きに対して、個別の企業、個別単位でもつてこの構造変化等々に対応していくと、結果的に強い者が強い者を結果集めていく、弱い者が切り捨てられていくという事態が起こりやすい。これを業界、産業界全体でいくと、全体のバランスというものの中でさまざまな対応がされてきますから、雇用の側から見ても、一定の条件というものを整備される中でこの構造変化というものが進められていくだらう、私はこういうふうに思ひます。

今回、中小企業支援法においても今度の法案においても、従来の、産業界全体を見ながら、業界全体を見ながら雇用を含めたバランスの中でこういう調整をしていこうということから、企業単位、個別企業の判断、条件でやつていくということに對する不安というものは、雇用の側から見ると非常に伴つてくる、そのことがまたさまざまな社会現象にはね返つてくる心配があるのではないだらうか、私はこういう思いがしてならないわけであり

ます。

したがひまして、業界単位から個別企業単位にこの種の対応を変えてきたことのねらいみたいなもの、あるいはそこで何を求めているのか、あるいはそういう方法の対応によつて生ずるさまざまな課題、配慮すべき点というものが当然出てくるだらうと私たちは認識しているわけでありませぬが、そういうことに対する通産大臣の認識をまずお聞きしておきたい、こういうふうに思ひます。

○与謝野国務大臣 お答えします。

この法案は、経営資源をより生産性の高い分野に移動させることにより、我が国経済全体の生産性の向上を図るものでございます。したがひまして、業種の別にかかわらず、事業の生産性の向上を図る取り組みを円滑化するものであります。

事業者が事業再構築により経営資源を有効活用する中で、業種の枠を超えた取り組みをすることも考えられるところであり、個別事業者に着目した本法案は、このような実態にも適合するもので

あります。

○前島委員 今までの対応は、業種、業界で調整し合うということですね。ここに雇用の側面から見て非常に意味があった。今度は、企業別に、あるいは業種を超えてこの種の対応をするとなると、いわゆる雇用の側面から見ても、あるいは公正な競争という側面から見ても、いろいろな課題が出てくるのではないだろうか。

これに対する配慮というものは当然あつてしかるべきでありますし、それに対する手だてをみないものも当然なざるべきものだろうと私は思っておりますけれども、そういう意味での配慮といひましようか、観点というのは非常に大事だろうと思ひます。後でもって労働省側の対応も当然聞きたいと思ひますけれども、そういう観点も今度の法案の中に、あるいはこの質疑を通じての中に全然ない。

要するに、強いところが、あるいは国際競争力を強めるために再構築するんだ、そのことだけが目的になつて、それに伴うさまざまな課題というのは後になつてきていく。いわゆる企業中心の方向に流れていくという心配が私は募るわけでありま。そういう面でのさまざまな配慮というものに私たちは進める側に求めたい、こういうふうには思ひますけれども、大臣、その認識は間違つていますか。

○与謝野国務大臣 私は、この法案を提出するに当たりまして、やはり働く方々の立場というものをも十分に考慮しなければなりませんし、それに対して最大限の配慮をするというのは当然のことであると思ひております。

これは、欧米先進国型のいわゆるレイオフとか、そういう考え方には基づいておりませんで、私としては、例えば日本の終身雇用というような制度は大変重要な役割を果たしてまいりましたし、そういう中での作業でございますから、ある分野からある企業が撤退をしたというような場合にも、その労働力を会社の外に出すのではなく、やはり第一に考えるべきことは、内部で、また別の分野

で吸収するということを考えることが大事であるというふうに思ひております。

そういう意味では、雇用ということには政府が挙げて最大限の努力をしていくということは、この法案の背景には当然なければならないことだと思ひております。

○前島委員 労働大臣に今の問題で認識を伺いたいんですけれども、いわゆる業界単位で物事に対処してきた。さまざまな配慮というものがお互いにあつて、いわば言葉で言えばソフトウェアインテリジェントな対応もあるだろうし、あるいは全体的にどう調整していくかという意味での相互の協力の体制というものがあつた。そのことがまた、雇用の側から一定の安心感みたいなものもあつたことも事実だろうと思ひます。それが、こういう個別対応になつてきた。そこを中心にして構造調整が進むということによる新たな事態が生ずるといふ認識は、労働大臣、受けとめていらっしゃるまいですか。

○甘利国務大臣 産業競争力を強化するということは、最終的に結果としては雇用の受け皿になると思ひます。ほつておくよりも企業が元気になる、あるいは事業部が分社化してそれが大きくなる、あるいは雇用吸収力が起こる。あるいは、今回の法律に關しまして、新規事業についての措置もあるようでありまして、最終的には雇用の受け皿になると思ひます。産業の力をつけていく、新規事業を生んでいくということはその基本策であります。

ただ、そうしていく過程に、雇用への影響、どう工夫してもゼロではないわけでありまして、その短期的な問題として雇用への影響を最小限にしていかなければならないと思ひております。

この産業再生法と先般成立をさせていただきました雇用対策の予算には、その両案が浮上してきた時系列的にいいますと、若干のタイムラグがございます。日本の経済活力をつけるために産業再生は必須の課題である。しかし、進めていくうち

に、これは一時的には雇用に影響が出るのではないかと。そうすると、その短期的な受け皿をしなければならぬということに配慮をして、若干のタイムラグがあつて、緊急雇用対策というのが浮上してきたという経緯があるわけでありまして、もちろん、緊急に雇用の機会をつくる。これは労働政策の中でも、初めて雇用機会をつくるということを中心的に補正を組ませていただいたわけでありまして、その点は十分に配慮をして、産業の再生とそれから雇用の機会をつくるということ、両方相まって、短期的にできるだけ痛みを少なく和らげて、そして抜本解決策に資するというようなことへつなげていくという配慮がしてあるこの二つの仕組みであるというふうに理解はいたしております。

○前島委員 これからのさまざまな対応、あるいは特に雇用面からの対策を考えていく上で、今の雇用を取り巻く状況といひましようか、とりわけこれからさまざまな形で起こり得るであろう雇用不安あるいは失業という問題に対応していくために、私たちの今日の労働条件あるいは労働市場を取り巻く状況をどういふ認識としてとらえるかということが今後の対策の上で非常に重要である、私はこういうふうには思ひます。

そういう面でも労働大臣に伺ひたいんですが、一つは、今、失業率四・六%、〇・二ほど下がつて多少いい方向だ、こう言うけれども、中身を見ると、そんなに安心するものではないということとは間違ひないわけですね。そういう状況の中で、さらに失業といふものがふえていくということはだれしも一致した予測であらうと思ひます。

片や、今度の法案等々の中で産業の再生力をつけていく、再構築をしていく、さまざまな対応が企業の強化あるいは経済を活性化する上で求められていく。それを、法律をもつて、さまざまな形でしやすうに支援しようではないかといふのが今回の法案ですね。そうすると、片や経済力あるいは活性化を求める手だてと、そこに出てくる、そこから生ずる雇用不安を吸収する制度

との間に基本的に今ギャップが存在するのかもしれないかといふ、この認識が非常に大事だろうと私は思ひてゐるわけでありまして。

今日まで、労働状況を取り巻いてるさまざまな制度が、この短期間の中で、産業再生という形の中で、産業構造の再構築という中で、非常に速いテンポでもつてそれが改革されていく、さまざまな制度が崩れていく。しかし、それに生ずる雇用の不安だとか失業といふものを吸収する手だてといふのがまだまだ整つていない、整備されていらない。このギャップが存在するのかもしれないかといふ認識。そして、この法案をやることによってそのギャップがさらに拡大するといふ見えないかによつて、これからの対応といふことは非常に違つてくるだろうといふふうに私は基本的に思ひてゐるわけでありまして。

そこで私は、経済の活性化あるいは競争力をつけるために、この法案等々に見られるような構造変革に対応するだけの、そこから生ずる雇用不安を解消するための社会的なさまざまなシステムといふのはまだ整備されていらない、こういう認識に立つわけでありま。けれども、労働大臣、その辺のところの認識について。

○甘利国務大臣 正確にお答えできているかどうか自信がありませんが、雇用の場がきちんと用意をされて、準備万端整つて、そして産業再生に向けてのメスが入る。その結果、多少なりとも雇用に対する不安が起る、それを完璧に吸収する。そういう手順で、全くタイムラグがなく、ギャップがなくできるかと言われれば、それはなかなかそうはいかない部分はあるかと思ひます。

ただ、雇用の場をつくるというのとはそんなに簡単なことではありませんで、日本が計画経済の国でありますならば、あるいは日本にある企業が全部国営企業であるならば、具体的にこの企業を再生させていくために、一時的にこの企業に、では来年は何人多く採るようになり振るうといふようなことができるかもしれませんけれども、自由主義、市場経済でありますから、民間経済が日本の

経済社会を担っていくわけでありますから、民間経済が活力を持って雇用の受け皿になるように周辺整備は当然やっていくわけであります、やっていくわけであります。

ただし、これは間接話法でありますから、直接話法ではありませんから、タイムラグなしに完璧に一人の落ちこぼれもなくというぐあいにはいかないのは、正直受けとめなければならぬというふうに思っております。ただし、各種施策を通じて、できるだけショックが少ないように、あるいはタイムラグが短いように努力をしているつもりであります。

日本の労働雇用政策が、言ってみれば、今までの一企業に固定する政策から、先ほど通産大臣からもお話がありましたように、経営資源を生産性の低いところから生産性の高いところに移していく、あるいは、成熟産業、もう手いっぱいになった産業から、成長産業、伸び行く産業に経営資源を移していく、移動政策にかなり踏み込んでいるわけであります。経営資源というのは資本と労働でありますから、その資本と労働が、より生産性の高いところ、より発展可能性のあるところに適宜適切に移動する政策も、従来の固定政策と何々相まって初めて、経済社会が活力を持って、そして安定的に推移をしていくのであらうと思えます。

タイムラグをゼロに、あるいは衝撃波をゼロにということが理想でありますけれども、それに近づこうに精いっぱいやらせていただきたいと思います。

○前島委員 通産大臣にも、これからこの法律に基づいて推進していく上で、今私が労働大臣に聞いたように、やはり産業構造を変えていく、あるいは競争力をつけていくさまざまな手で生ずる雇用の不安、失業というものを十分吸収するだけの仕組み、これが、セーフティーネットを含めてさまざまな日本の制度、雇用を取り巻く制度だけではないものが変化していかない限り、このスピードとが合わない限りは、そこに必ず労働者

の側から見れば不安が生ずることは間違いないだろう、こういうふうには私は思っているわけであります。

そういう面で、その産業再生あるいは経済競争力を強めるための構造改革と、セーフティーネットを含めた雇用を吸収するだけの仕組みというものが変わっていない、追いついていない。このギャップの存在は、通産大臣としてどう認識しますか、認めますか。

○与謝野国務大臣 自分自身、本件をわかりやすくするために、自分で次のように本件を理解しております。

去年からやってまいりました一連の小渕内閣の経済政策は、何といっても財政支出、そして所得税、法人税の減税、あるいは住宅関連税制の改正といういわば需要を刺激するような政策をとってまいりましたけれども、やはり将来の日本の経済を本当に力強いものにする、世界のどこに出しても恥ずかしくないものにするためには、競争力と言ってもいいですし生産性と言ってもいいのですが、そういう面で世界のどの国にも劣らないような体質の経済をつくる必要がある。

しかし、そのために乗り越えなければならぬのは何といっても過去の清算でございます。過去の遺物を引きずったまま将来の展望があるかといえ、やはり過去の清算をきちんとすることが一つ。それからもう一つ大事なことは、やはり雇用にも直接かかわるわけですが、将来への展望を大きく開いていくことでございます。

ただ、この一連の作業をやっております過程で、雇用不安の問題が出てくる、これは当然の懸念でございます。それに対して抜かりなく万全の体制で臨む。これは、経営者側にもそういうことを要望したいと思ひますし、政府が用意をいたしますセーフティーネット等を含めまして、雇用対策には万全を期すというのがこの法案を出した背景の一つでございます。

○前島委員 私はぜひ、この法案に基づいてこれを具体的に実施していけば雇用不安が生ずるのは

当然でありまして、そしてその受け皿としてのさまざまなセーフティーネットを初めとする制度、仕組みというのはまだ対応し切れていない、この認識はちゃんと持たなければいけません。そして、その認識の中で、片方で産業の再生、競争力をつけることも必要だ。しかし、そのギャップを埋めながらどうやっていくか、こういうことの視点というのを、進める側の通産大臣に私はぜひ持つてほしいということなんです。

同時に今度は労働大臣の側から見れば、このギャップが生じない、今大臣も言われましたように雇用なんというのはそう簡単になかなかできるものでもないし、また役所的にいえば一役所だけでもってできるものじゃないし、政府全体でさまざまなやり方と、本当に雇用不安を解消していく、さらに進むであろうこの失業をカバーしていくということは単純ではないな。

だとするならば、進める側にとっても、あるいはその対応を考へざるを得ない労働大臣の側も、その双方の配慮をお互いにやり合っていないと社会的混乱ということが生ずるんだ。この認識を、通産大臣の側、進める側も、それから雇用という立場に立つ労働省、労働大臣の側も、共通な認識をぜひ持つてもらいたい。私は、この法案が成立して進む過程に当たっては、ぜひそこを共通の認識として持つてほしい、こういうふうにしていくわけなので、その点は恐らくこの場で確認できることだろう、こういうふうには思います。

そこで、雇用、これから起こるであろうリストラを含めて、雇用が十分に、その受け皿として産業を起すんだなというところは、私はそう簡単ではないと思うので、当面緊急に、労働者側、労働大臣の側から見ると、セーフティーネットの整備というものは政治の側としては責任があるのではないだろうか。後でさまざまな緊急の雇用対策について伺いますけれども、やはり労働者の側、労働大臣の側からは、政治の責任におけるセーフティーネットの整備ということは声を大にして叫ぶべきであるし、またそれを具体的にやっていく

べき立場にあるのではないだろうか。

こういう認識が私は必要だろうというふうには思っているんですが、そういう認識に立っている、こういうふうには確認してよろしゅうございませうか。

○甘利国務大臣 おっしゃる通りに、一つの政策、それが全体としてはいい政策であっても短期的にいろいろな影響が出るからありますから、それから生ずる不安を解消するために対処をするというのは当然のことでありまして、そういう認識を持って、雇用不安を短期的にもそして長期的にも解消するための施策を全力を挙げてとっていただく心構えでございます。

○前島委員 二、三具体的な雇用対策を伺いたいと思うのでありますけれども、補正予算で五千億立てた、これはこれとしていいのでありますけれども、これで十分対応できるものじゃないと言わざるを得ないことは当然であります。

そこで私は、具体的に雇用対策として充実してほしいものとして、一つは未払い賃金立てかえ制度の充実の問題、上限をもっとアップさせる。今私たちが求めているのは、二百万程度の上限を上げるべきではないかという点と、もう一つは内職者等に対する見舞金制度の創設ということ。この法案等々に連動して新たに緊急に起こり得るだろう雇用不安、失業等々の対応から、この未払い賃金立てかえ制度の充実、上限をアップするという点と、今非常にふえている内職者等々の皆さんの緊急な対応としてこの制度の確立ということを私たちは常に要求しているんですが、この二点の対策について、労働大臣、見解を承りたいと思ひます。

○甘利国務大臣 御指摘の点、未払い賃金立てかえ払い制度、これは言ってみればセーフティーネットの一つでありますし、先般、一部対処をしたところであります。

具体的に申し上げますと、立てかえ払いの対象となります未払い賃金総額の限度額についてでありますけれども、これは賃金額の上昇等を考慮い

たしまして改定をいたしまして、昨年度からは、三十歳以上四十五歳未満の労働者につきましては百二十万円から百三十万円に、それから四十五歳以上の労働者につきましては百五十万円から百七十万円に、それぞれ引き上げたところであります。今後とも、制度の趣旨に即しまして、上乗額の適時適切な引き上げ等を行いますほか、制度の適正な運営に努めてまいりたいというふうに思っております。

もう一点の、内職に従事される方々に工賃の不払いが生じた場合に云々ということでありまされども、国民全体の負担に基づく金銭給付を行うことにつきましては、請負形態にあるその他の方々、つまり内職者についても請負形態の一つであります。それ以外の事業者も同様な形態があるわけでありまして、それらの方々であるとかあるいは自営業者の方々とバランスを欠くという観点から、こちらの方はちょっと難しいのではないかとこのように考えております。

○前島委員 未払い制度の問題も、やはりもつと短時間で上げていくという努力が今の状況の中で求められている。それから、内職者等々の問題についても、やはり地域の実態というものはこのウエイトが非常に大きいわけでありまして、また、先ほど言いましたように雇用の状況の変化の中ではこの部分がふえていまして、多少雇用状況が変化して、この辺の充実ということは私はぜひ前向きに検討をお願いしておきたい、こういうふうに思います。

それから、二つ目の制度として、インターンシップ制度の問題です。

これは一部実施されているわけでありまされども、制度としてはまだまだ不十分だろうし、あるいは今の雇用の実態、求人倍率等々の実態、あるいは大学を中心とした今の就職状況から見ると、やはりインターンシップ制度の充実というのは緊急の課題として考えていい施策ではないか、こういうふうに思っていますけれども、これに對

する考え方を聞かせください。

○甘利国務大臣 新卒者の雇用がどれくらい継続しているか、つまり卒業したときに就職した企業にどれくらい定着しているかという比率に關して、七・五・三という言葉がございまして、大卒者の三割が三年以内にやめてしまう、それから高卒者の五割が三年以内にやめる、中卒者の七割が三年以内に最初に就職した先をやめてしまうということが言われております。

これはもちろん、自分が思い描いていた就職と現場との乖離、ミスマッチが多く理由であるわけでありまして、実体験をいかにしてもらって働くということを実感として意識し体験をしてもうか、そのことで本心に自分がやりたいことにつけるという意味でミスマッチをなくすということでありまして、このインターンシップ制度というのは、御指摘のように大変重要な制度だと思えます。

大学生につきましては十年前から始めておりまして、もうその対象校、受け入れ先もかなり広がっているところでありまして、本年度から高校生につきましても試験的にスタートさせたところでありまして、この制度につきましても、御指摘のいろいろな効果を期待しているところでありまして、引き続き充実して取り組めるようにしていきたいというふうに思っております。

それから、今御指摘の有給のインターンシップ制度の導入についてでありますけれども、未就職の卒業生の多くは安定した雇用を望んでいることであるから、この点は慎重に対処をすべきであるというふうに思っております。

また、学卒の未就職者、これがごし四月一日時点で八%、前年度に比べますと一・三ポイント悪化をいたしております。そこで、今期から学卒の未就職者に関するところは学生就職センターに登録制度というのを設けた次第でございまして、登録をいただいた未就職の方々には適宜適切に情報をお知らせしていく、あるいは就職面接会を設定し御案内をしていくというようなことに取り

組んでいるわけでありまして。

さらに、同じように今期からは学卒未就職者に対する職業訓練というようなものも始めさせていただきます。三カ月程度の短いものでありますけれども、従来は雇用保険の対象者に対して行ってきたわけでありまされども、まだ職について経験がない方に対しては、新しい制度として前向きに取り組むということでスタートしたところでございまして。

○前島委員 今の雇用状況、就職状況あるいは求人状況から見ると、やはり私は、緊急の対応としてこのインターンシップの充実、有給でしかも一年程度の充実ということを、ぜひこれは労働省の対策として考えていただきたいということを重ねてお願いしておきたいと思っております。

それから、ワークシェアリングについての考え方をちょっと伺いたいと思っております。

遠回りのようでも、失業を生じさせない、あるいは失業をつくらないためには不可欠の要素となっていくのが、労働時間の短縮によるワークシェアリング効果を通じて雇用の創出、こういうことだ。このことが非常に大切だということを私たちは言い続けてきているわけでありまして。

雇用不安の克服こそが景気回復の何よりの良策になり得るとの考えに基づき、この手法、ワークシェアリングの充実によつて雇用をつくらせていくということは、この産業再生にも当然活用すべき一つの対策だろう、こういうふうに私は思っているわけでありまして、不況産業の抱えている荷物、悪く言えば、バブル時代の負の遺産の処理に、後追い処理的な意味で税制で対応するということよりも、ワークシェアリング等々の促進で前向きに、先を見通した中長期的な対策に対する税制上の配慮ということも非常に大切な側面ではないだろうか、私はこのように思っています。

本日、この法案に關連する、大蔵委員会、我が党の横光議員が大蔵大臣に向かって、ワークシェアリングの対応についてどうか、こういうふうに質問したら、大蔵大臣は非常に前向きに答弁

されているわけでありまして。ぜひ検討してみたい、こういうふうに言っているわけでありまして、大蔵がそういう面、大臣が前向きに受けとめてみたい、検討してみたい、こういうふうに言っているわけでありまして、労働省の側もこのことを積極的に受けとめて、来年度の税制改正の中で、ワークシェアリングを具体的に可能にするための税制改革を要求していくべきではないだろうか、こういうふうに私は思っています。

一般論としては、これは労使の現場問題だ、こういうふうには言えけれども、私は、労働者側というのはこのごろは積極的に受けとめる条件というのがあるわけでありまして、そこを制度的に労働省が税制改革の中でもつくり出していく、考え出していくということが重なっていくならば、ワークシェアリングの充実、ワークシェアリングによる新たな雇用の創出ということは非常に通じの立つてくる一つの手法ではないだろうか、こういうふうに思っているわけでありまして。

労働大臣、ワークシェアリングを通じての雇用創出という考え方について、見解を伺っておきたいと思ひます。

○甘利国務大臣 ワークシェアリングについては、いろいろな委員から御指摘を今までもいただけてきました。時短を進める上、あるいは失業率を下げる上では確かに有用であると思ひますけれども、所得が減るわけでありまして、それぞれ雇用者の生活設計にかかわってくることであります。ですから、私の方からこれを何らの合意もない中で進めなさいと言ふのは、ちょっと行き過ぎた行為かなというふうに思っております。

よく御指摘をされますいわゆるサービス残業というものを私も確認したならば、それは違法な行為でありますから是正をさせるわけでありまして、その時間もどうしても労働力が必要であるならば、それは新たな雇用を起さなければならぬことになるとは思ひますが、いわゆる残業を全部なくして、その分人を雇ふということになりますと、その残業分の所得がその労働者にとっては減

るわけでありますから、それは、先生も前段に申されましたけれども、やはり労使での合意ということが前提でありまして、合意の上に進めることについては何ら私は異議がありませんけれども、その労使の合意なしに、行政の方から所得が減る行為に關して進めると言うことについては、ちょっと難しいんじゃないかというふうに思っております。

○前島委員 私は、労働者の側には、このワークシェアリングの導入ということについては非常に前向きに來ている、こういうふうな受けとめてくれるわけでありまして、また、それを税制上の側面からフォローすることによって受け入れやすいような状況をつくっていく、大蔵大臣は、そのところは前向きに検討してみたい、こう言うんでありますから、労働大臣の方が何でそのところを、ある意味でたつたつらまえて積極的にやってみないかということになるのでありまして、来年度の税制改正の一つの目玉として、労働省は、このワークシェアリングの充実、導入に伴う税制改正の点というところは要求してしかるべきだろう、こういうふうには私は思います。ぜひこの辺のところは前向きに検討してもらいたいというところはお願いをしておきたい、私はこういうふうに思います。それから、最後になりましたので、二、三、三、雇用問題に絡んで確認をしておきたい。私がこの法案の衆議院における質疑の最後になりますもので、雇用に関する問題でどうしても二、三、三、通産大臣あるいは労働大臣の認識をお願いしたい、こういうふうなふうに思っています。

いわゆる産業再構築を進める上での労使の協議と合意という、この問題なんです。この産業再構築の一連の作業に当たって、すべて労使の協議と合意を必要とするとは私は言いません。しかし、三条六項六号の「従業員の地位を不当に害するもの」の中で、雇用契約の維持、あるいは労働条件の維持、あるいは労働協約の維持というものは、やはり最低の要件として、労使の協議、合意というものがなければだめなんだよということごろ

いは、私はあつてしかるべき最低の条件ではないだろうか、要件ではないだろうか。

要するに、企業分割だとか企業の分離だとか出てくるわけでありまして、そこにかかわっている労働者が、いわゆる自動的にその辺のところは保証されるというものが限られ、雇用不安というものはつきまとうわけでありまして、事業再構築を法律でしやすいように支援しようという以上は、雇用の側に向かつて、この最低の条件は保証しますよ、担保しますよ、このことの合意なければ実行させませんよ、具体的には認証計画の中で承認させませんよというところは、何らかの形で明瞭にしろというところは、私は、大変な事態、労働者側から見れば不安というものは永久に解決しないものだろう、こういうふうな思っているんです。

まずその辺のところ、通産大臣、認識はどうですか。

○与謝野国務大臣 今我々が考えておりますのは、やはり雇用に関しては政府が最大限の配慮を払いながら物事を進めていく必要があるということでございます。これは、法律には、働く方々の理解と協力を得て物事を進めるということになっておりますが、やはりこれは精神規定だけではなく実際の問題として、十分な理解と協力を得ながら物事を進めていくことが必要です。また、経営者側にもぜひこの席から御要望申し上げたいのは、事業再構築を行う場合には、やはり雇用不安を起さないような事業再構築をまず目指すべきであつて、先進諸国で行われているようないわゆるレイオフ的な物事では日本の雇用問題は解決しないと私は前から思っております。

そういう意味では、先生の御趣旨はよくわかりましたし、私も私としては、この法案が国会で仮に御承認をいただければ、そういう点には十分配慮をしながら物事を進めていかなければならないと考えております。

○前島委員 大臣、大臣の側から見れば、雇用契約の維持、労働条件の維持、労働協約の維持とい

うのは必ず担保される、担保されなければ困るんだ、こういう認識だということに受けとめてよろしうございませぬ。

○甘利国務大臣 この法律の一条に、雇用の安定等に配慮をせよということがまず書いてあるわけでありまして、そして、労使で十分に、真摯に話し合いを持たなければいけないということもきちつと規定をされているわけでありまして。そして、労働省と通産省の話し合いの中で、真摯にちゃんと労使で話し合うということについては、大臣告示でも盛り込むように話しておきますから、両省で最大の配慮を払っていきなさいというふうに思っております。

○前島委員 この法案の具体的な執行に当たっては、ぜひ労働省の側がその点を強く求めてほしいということをお願いしておきたいと思ひます。

最後に、大臣に要望をいたします。

十八条に、国の責任、都道府県の責任等々がうたわれているわけでもありません。この法案の成立と執行に当たつてのさまざまな不安を、やはり国は政治の責任においてちゃんとやってくれるんだというところは、単に法案でうたっているだけで終わらないように、ぜひ執行する側の通産大臣の方にそのことを強く求めまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

ありがとうございます。

○古賀委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○古賀委員長 この際、中野寛成君外四名提出、起業家支援のための新事業創出促進法等の一部を改正する法律案について、国会法第五十七条の規定により、内閣の意見を聴取いたします。与謝野通産大臣。

○与謝野国務大臣 起業家支援のための新事業創出促進法等の一部を改正する法律案につきまして、政府といたしましては反対であります。

○古賀委員長 これより両案を一括して討論に入

ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。渡辺周君。

○渡辺(周)委員 私は、民主党を代表して、ただいま議題となつております民主党提出の起業家支援のための新事業創出促進法等の一部を改正する法律案に賛成、政府提出の産業活力再生特別措置法案に反対の立場から討論を行います。

景気はやや改善の動きを見えておりますが、本物の景気回復と言えるものではなく、雇用情勢も厳しく、好転する兆しは見えておりません。

民主党が、第一段階として、起業家支援のためのパッケージ法案を提出したことは時宜にかなつたものであり、新しい雇用の受け皿をつくり、日本経済を本格的な回復軌道に乗せるためにも、早期に成立させるべきものと考えます。

第一の柱である女性起業家支援策は、資金調達などで不利な状況にある女性に機会均等を保障し、政府調達で女性中心の企業の受注機会を増大させるという画期的な内容を盛り込んでおります。女性の社会進出、女性の感性を生かしたビジネスの発展を促し、日本経済の活性化につながるものと確信をしております。

第二の柱である本格的なSBIIR制度の確立は、ハイテク技術を持った中小企業を育成し、科学技術立国の建設を促進するものであります。また、第三の柱である国立大学等の教員の民間企業等の役員業務解禁は、大学で開発された技術を新規事業、ベンチャー企業への発展に結びつけるものであります。

第四の柱であるベンチャー支援税制の抜本的強化は、起業家やベンチャー企業に勤める人の限らない報酬の獲得に道を開き、投資家のリスク軽減に資するものであり、大きな経済効果があると考えます。

続きまして、政府提出の産業活力再生特別措置法案に対する反対理由を述べます。

国の委託研究開発に係る特許権の扱いの特例、創業及び中小企業者支援策などについては、我々

の提言に沿うものであり、妥当なものとして評価します。

しかし、事業再構築計画を事業者に策定させ、主務大臣が認定すれば事業者が支援措置を講じるという法案のかなめの部分については、容認することはできません。政府がお墨つきを与えた事業者にのみ支援措置を講じるというのは、官庁の権益を増大させ、官民の癒着を温存させ、規制緩和や自由競争の流れに逆行するものであります。

さらに、経営責任も明確にせずに企業による労働者のリストラを促進する内容となっていることも問題であります。事業再構築計画の実施に当たっては、雇用や労働条件に影響を与える場合には労働組合等との協議を行わせることなどの担保もありません。

また、債務の株式化が経営のモラルハザードにつながる可能性が高く、株式取得による一連の事業継続への支援、分社化の特例等が勤労者いじめの企業整理に利用されないための歯どめは不十分と言わざるを得ません。

以上が、民主党案に賛成し、政府案に反対すべき理由であります。

私たちは、企業の組織変更に対応し、従業員の権利義務関係等を明確にする必要があると考えます。企業の組織変更に伴う労働関係上の承継責任等に関する法的な整備の検討を直ちにを行い、具体化するべきであることを指摘して、私の討論を終わります。(拍手)

○古賀委員長 吉井英勝君。

○吉井委員 私は、日本共産党を代表して、産業活力再生特別措置法案に対する反対討論を行います。

反対理由の第一は、本法案が、労働者、中小企業を排除した少数の財界トップと総理らによる産業競争力会議の論議を受け、経団連、大企業の実求を丸のみにして法案化されたものであり、そのやり方も内容も異常なものだからであります。

第二に、大企業の事業再構築、リストラ計画を認定することによって、過剰雇用を口実とした大

企業の大量人減らしと人権侵害に国のお墨つきを与えるとともに、文字どおり全産業にわたる大企業のリストラ、人減らしを推進する法案であるからであります。

事業再構築計画の認定基準に「従業員の地位を不当に害するものでないこと」とありますが、産業構造転換円滑化法や今日のリストラの実態を見れば、この条項によって労働者の地位と権利が守られる保証は全くありません。本法案は、専ら大企業が要求するリストラ支援ばかりに偏重し、雇用を守るという政府の役割を放棄した本末転倒のものであります。

また、本法案は、持ち株会社を展望着して大企業が行う企業組織の自由な再編成のための合併、買収や、分社化、企業の切り売りや支援し、容易に行えるようにするものであり、こうしたリストラの横行は、一層の大量失業と雇用不安、下請・中小企業の倒産、廃業と地域経済の疲弊をもたらし、大不況運動を加速させることとなります。

第三に、バブル期及びその後の大企業の過剰設備、過剰債務を生んだ経営の失敗の責任を不問に付したまま、そのツケを国民に押しつけるものだからであります。

本法案は、認定大企業に対しては、債務の株式化によって銀行への公的資金注入の分け前を与えて債務を救済するとともに、工場閉鎖や設備廃棄等に対して金融、税制上の優遇を与え、国民の税金で大企業の救済を図り、リストラを支援するものです。これは、大多数の中小企業を初め国民と大企業との不公平、企業体力の格差を一層拡大し、企業経営のモラルハザードを蔓延させるものであります。

第四に、国の委託研究成果は国に帰属するという当然の大原則を根本的にひっくり返し、国民の知的財産、国有財産である国有特許権等を民間大企業に開放するものであり、認めることはできません。

民主党提案の起業家支援のための新事業創出促進法等の一部改正案については、大学等の技術移

転事業は大学等の学術研究の本来の役割をゆがめるものであり、またストックオプション制度に対しては見解を異にするものであり、賛成いたしかねます。

なお、会期末直前にこのような重大な法案を提出し、十分な審議日程も保障せずに採決を強行することは断じて認められません。このような横暴に厳しく抗議して、討論を終わります。(拍手)

○古賀委員長 前島秀行君。

○前島委員 私は、社会民主党・市民連合を代表いたしまして、政府が提案している産業活力再生特別措置法案に対し、反対の討論を行います。

反対の大きな理由は、雇用の安定の確保が明記されていないこととあります。

本法案第一条の「目的」には、「雇用の安定等に配慮しつつ」となっています。これでは極めてあいまいであり、労働者の不安を払拭することはできません。

また、本法第十八条の「雇用の安定等」についても、政府案では「その雇用する労働者の理解と協力を得る」とこととなっています。「理解と協力を得る」との規定も、極めてあいまいであると言わざるを得ません。最低でも、労使間の協議、労使の合意とすることを法案に明記すべきであります。

また、第三条第六項六号の「従業員の地位を不当に害する」の規定においても、その範囲、内容は極めて不明確であると言わざるを得ません。雇用契約の維持、労働条件の維持、労働協約の継続の三点は、事業再構築計画承認に当たって担保、保障されるべきものでなければならぬと思っております。

さらに、第三条第三項四号の「事業再構築に伴う労働に関する事項」の中に雇用人員数を具体的に明示する必要があるにもかかわらず、この点も極めて不明確になっています。

これらの条項を見ただけでも、現在の経済状況を考慮するならば、本法案は労働者の雇用不安をますます高めるばかりであります。

以上により、労働者の不安と犠牲の上に成り立つとも言わざるを得ない産業活力再生特別措置法案について反対であることを表明します。

なお、民主党提出の起業家支援のための新事業創出促進法等の一部を改正する法律案についても反対であることを申し述べておきたいと思っております。(拍手)

○古賀委員長 これにて討論は終局いたしました。

○古賀委員長 これより採決に入ります。

まず、中野寛成君外四名提出、起業家支援のための新事業創出促進法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古賀委員長 起立少数。よって、本案は否決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、産業活力再生特別措置法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古賀委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○古賀委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、伊藤達也君外二名から、自由民主党、公明党・革新クラブ及び自由党の三派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。大口善徳君。

○大口委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

産業活力再生特別措置法案に対する附帯決議(案)

政府は、引き続き景気対策に万全を期しつつ、本法施行に当たり、産業活力の再生が急務であることにかんがみ、供給側の構造改革及び新た

な雇用機会の創出等に向けた施策の総合的推進を図るとともに、特に次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一 事業再構築計画等の認定に当たっては、事業者の主体的な取組みを尊重し、行政の過度の介入や恣意性を排除する観点から、可能な限り認定基準を具体的に提示する等、手続の透明性確保を図るとともに、事業再構築に対する支援については、経営倫理の欠如を惹起することのないよう十分留意すること。

二 中小企業者が取り組む事業再構築については、計画の認定及び施策の適用につき特段の配慮を払うとともに、事業革新に向けた中小企業者の取組みを積極的に支援するため、事業再構築に伴う新規投資に係る支援措置の拡充に努めること。

三 事業再構築に伴う失業の予防等雇用の安定に万全を期するため、事業者による事業再構築計画の作成及びその実施に当たり、当該計画が雇用に影響を及ぼす場合には関係労働組合等との必要な協議を行う等、雇用労働者の意見を十分聴取し、関連中小企業等の労働者を含めた雇用の安定に最大限の考慮を払い、その理解と協力を得つつ当該計画が推進されるよう適切な指導を行うこと。

また、事業再構築の実施が雇用不安を助長することのないよう、事業者が雇用労働者の雇用機会の確保、能力開発に努めるよう適切な指導を行い、また、これら事業者の取組みに対する支援措置の適切な実施を図るとともに、規制緩和や新産業の育成・振興のための施策を強力に推進することにより、新たな雇用機会の創出に全力を挙げて取り組むこと。

四 企業の組織変更が円滑に実施され、かつ、実効あるものとなるためには、従業員の仕事関係等を明確にする必要があることにかんがみ、労使の意見等も踏まえつつ、企業の組織変更に伴う労働関係上の問題への対応について、法的措置も含め検討を行うこと。

五 今後の企業法制のあり方については、企業組織の変更等を通じて事業再構築の有効性に照らし、独占禁止法の運用を含む関係法制全般の見直しを不断に行うこと。

六 創業者及び成長期の中小ベンチャー企業の資金需要に的確に対応するため、本法に基づく信用保証制度の適切な運用に努めるとともに、政府系金融機関の貸付及び中小企業支援機関の出資による資金供給の円滑化、未公開株式市場や店頭市場の整備・活性化等中小ベンチャー企業等への支援策の一層の充実を図ること。その際、特に女性起業家に対する支援の一層の充実を図ること。

七 民間事業者への研究開発の委託の実施に当たっては、各省庁等の連携の下、受託者が特許権等を得得るよう最大限努めるとともに、技術力を有する中小企業者の機会確保に十分配慮すること。

また、委託研究開発の成果としての特許権等については、受託者等においてその活用が促進されるよう指導するとともに、既存の国有特許権等についても、民間事業者において一層の活用が図られるよう、その体制整備に努めること。

八 国立大学等における研究開発の成果の民間事業者への移転を促進するため、TLOの設立・事業運営に対する一層の支援を行うとともに、国立大学等から生じた国有特許権等がTLOへ円滑に移転されるよう環境整備に積極的に取り組むこと。

また、研究開発分野における国立大学教官等の役員兼任規制の緩和について速やかに結論を得ること。

九 本法に基づく各般の施策の実効を確保するため、必要な財政、税制上の措置等の充実を図るとともに、今後とも産業活力の再生に向けて施策の積極的な展開を図ること。

以上であります。

附帯決議案の内容につきましては、審査の経過及び案文によって御理解いただけるものと存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○古賀委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

この際、申し上げます。

先ほど公明党・革新クラブと申し上げましたのは、公明党・改革クラブが正確でありますので、訂正して、おわび申し上げます。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○古賀委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、与謝野通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。与謝野通商産業大臣。

○与謝野通商産業大臣 ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法律案の実施に努めてまいりたいと考えております。

○古賀委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○古賀委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○古賀委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後九時十一分散会